

共 通 仕 様 書

土木工事編 II

(土木工事施工管理基準及び規格値)

令和8年10月1日

共通仕様書〔土木工事編Ⅱ〕 目次

(土木工事施工管理基準及び規格値)

土木工事施工管理基準及び規格値.....	3
出 来 形 管 理.....	7
品 質 管 理.....	297
写 真 管 理 基 準.....	429

国土交通省のホームページ

「CALS/EC 電子納品に関する要領・基準」のページ

http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/

土木工事施工管理基準及び規格値

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書、第1編 1-1-30「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、福島県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。なお、協議が行われていない場合は設計値以上を原則とする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。但し、測定値が10点未満の場合は出来形結果表のみとし、出来形管理図表の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目につ

いては、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。

延長について、設計図書に測定位置が明示されていない場合は、測定物の中心線延長を測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 3次元データによる出来形管理

I C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。

出 来 形 管 理



出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第2章 土工				
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2 掘削工			32
	2-3-2 掘削工（面管理の場合）			32
	2-3-2 掘削工（水中部）（面管理の場合）			34
	2-3-3 盛土工			34
	2-3-3 盛土工（面管理の場合）			36
	2-3-4 盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		38 38 38
	2-3-5 法面整形工	盛土部		38
	2-3-6 堤防天端工			38
第4節 道路土工	2-4-2 掘削工			40
	2-4-2 掘削工（面管理の場合）			40
	2-4-3 路体盛土工			42
	2-4-3 路体盛土工（面管理の場合）			42
	2-4-5 路床盛土工			42
	2-4-5 路床盛土工（面管理の場合）			42
	2-4-6 法面整形工	盛土部		44
第3章 無筋、鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋	3-7-4 組立て			44

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第1章 一般施工				
第3節 共通的工種	1-3-4 矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		46
		軽量鋼矢板		46
		コンクリート矢板		46
		広幅鋼矢板		46
		可とう鋼矢板		46
	1-3-5 縁石工	縁石・アスカーブ		46
	1-3-6 小型標識工			46
	1-3-7 防止柵工	立入防止柵		48
		転落（横断）防止柵		48
		車止めポスト		48
		ガードレール		48
	1-3-8 路側防護柵工	ガードケーブル		48
	1-3-9 区画線工			50
	1-3-10 道路付風物工	視線誘導標		50
		距離標		50
	1-3-11 コンクリート面塗装工			50
	1-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		52
	1-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		52
	1-3-13 ポストテンション桁製作工			52
	1-3-13 プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		54
	1-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工			54
	1-3-15 PCホロースラブ製作工			54

出来形管理基準及び規格値

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第3節 共通の工種	1-3-16PC箱桁製作工			56
	1-3-16PC押出し箱桁製作工			56
	1-3-17根固めブロック工			58
	1-3-18沈床工			58
	1-3-19捨石工			58
	1-3-22階段工			60
	1-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		60
	1-3-24伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		60
	1-3-24伸縮装置工	埋設型ジョイント		62
	1-3-26多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		62
	1-3-26多自然型護岸工	かごマット		62
	1-3-27羽口工	じゃかご		62
	1-3-27羽口工	ふとんかご、かご枠		64
	1-3-28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		64
	1-3-29側溝工	プレキャストパイプ工		64
		プレキャストU型側溝		64
		L型側溝工		64
		自由勾配側溝		64
		管渠		64
	1-3-29側溝工	場所打水路工		64
	1-3-29側溝工	暗渠工		66
	1-3-30集水樹工			66
	1-3-31現場塗装工			66
第4節 基礎工	1-4-1一般事項	切込砂利		68
	1-4-3基礎工(護岸)	砕石基礎工		68
		割ぐり石基礎工		68
		均しコンクリート		68
		現場打		68
	1-4-3基礎工(護岸)	プレキャスト		68
	1-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		68
		鋼管杭		68
		H鋼杭		68
	1-4-4既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		70
	1-4-5場所打杭工			70
	1-4-6深礎工			70
	1-4-7オープンケーソン基礎工			72
第5節 石・ブロック積(張)工	1-4-8ニューマチックケーソン基礎工			72
	1-4-9鋼管矢板基礎工			72
	1-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		74
		コンクリートブロック張り		74
	1-5-3法枠護岸工	現場打ち・プレキャスト		74
	1-5-3コンクリートブロック工	連節ブロック張り		74
	1-5-3コンクリートブロック工	天端保護ブロック		74
	1-5-4緑化ブロック工			76
第6節 一般舗装工	1-5-5石積(張)工			76
	1-6-6橋面防水工	シート系床版防水層		76
	1-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		78
		下層路盤工(面管理の場合)		78
	1-6-7アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		80
		上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		80
	1-6-7アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		82
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		82

出来形管理基準及び規格値

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第6節 一般舗装工	1-6-7アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		84
		加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		84
	1-6-7アスファルト舗装工	基層工		86
		基層工 (面管理の場合)		86
	1-6-7アスファルト舗装工	表層工		88
		表層工 (面管理の場合)		88
	1-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		90
		下層路盤工 (面管理の場合)		90
	1-6-8半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		92
		上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		92
	1-6-8半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		94
		上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		94
	1-6-8半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		96
		加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		96
	1-6-8半たわみ性舗装工	基層工		98
		基層工 (面管理の場合)		98
	1-6-8半たわみ性舗装工	表層工		100
		表層工 (面管理の場合)		100
	1-6-9排水性舗装工	下層路盤工		102
		下層路盤工 (面管理の場合)		102
	1-6-9排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		104
		上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		104
	1-6-9排水性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		106
		上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		106
	1-6-9排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		108
		加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		108
	1-6-9排水性舗装工	基層工		110
		基層工 (面管理の場合)		110
	1-6-9排水性舗装工	表層工		112
		表層工 (面管理の場合)		112
	1-6-10透水性舗装工	路盤工		114
		路盤工 (面管理の場合)		114
	1-6-10透水性舗装工	表層工		116
		表層工 (面管理の場合)		116
	1-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		118
		加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		118
	1-6-11グースアスファルト舗装工	基層工		120
		基層工 (面管理の場合)		120
	1-6-11グースアスファルト舗装工	表層工		122
		表層工 (面管理の場合)		122
	1-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		124
		下層路盤工 (面管理の場合)		124

出来形管理基準及び規格値

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第6節 一般舗装工	1-6-12コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		126
		粒度調整路盤工（面管理の場合）		126
	1-6-12コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		128
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		128
	1-6-12コンクリート舗装工	アスファルト中間層		130
		アスファルト中間層（面管理の場合）		130
	1-6-12コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		132
		コンクリート舗装版工（面管理の場合）		132
	1-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		134
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		134
	1-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		136
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		136
	1-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		138
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		138
	1-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		140
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		140
	1-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		142
		転圧コンクリート版工（面管理の場合）		142
	1-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工		144
	1-6-13薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		144
	1-6-13薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		146
	1-6-13薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		146
	1-6-13薄層カラー舗装工	基層工		146
	1-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		148
	1-6-14ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		148
	1-6-14ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		150
	1-6-14ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		150
	1-6-14ブロック舗装工	基層工		150
	1-6-15路面切削工			152
	1-6-15路面切削工（面管理の場合）	標高較差または厚さtのみ		152
	1-6-16舗装打換え工			152
	1-6-17オーバーレイ工			154
	1-6-17オーバーレイ工（面管理の場合）			154

出来形管理基準及び規格値

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第7節 地盤改良工	1-7-2 路床安定処理工			156
	1-7-3 置換工			156
	1-7-4 表層安定処理工	サンドマット海上		156
		I C T施工の場合		158
		表層混合処理	第3編 1-7-9 固結工(中層混合処理)	162
	1-7-5 バイルネット工			158
	1-7-6 サンドマット工			158
	1-7-7 パーチカドレーン工	サンドドレーン工		160
		ペーバードレーン工		160
		袋詰式サンドドレーン工		160
	1-7-8 締固め改良工	サンドコンパクションバイル工		160
	1-7-9 固結工	粉体噴射攪拌工		160
		高圧噴射攪拌工		160
		スラリー攪拌工		160
		生石灰バイル工		160
		スラリー攪拌工「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合		162
		中層混合処理		162
				162
第10節 仮設工	1-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		162
		鋼矢板		162
		アンカー工		164
	1-10-5 土留・仮締切工	連節ブロック張り工		164
		締切盛土		164
		中詰盛土		166
	1-10-9 地中連続壁工(壁式)			166
	1-10-10 地中連続壁工(柱列式)			166
第11節 軽量盛土工	1-10-22 法面吹付工		第3編 1-14-3 吹付工	194
	1-11-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	42
第12節 工場製作工(共通)	1-12-1 鋳造費	金属支承工		168
	1-12-1 鋳造費	大型ゴム支承工		172
	1-12-1 仮設材製作工			172
	1-12-1 刃口金物製作工			172
	1-12-3 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		174
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		176
	1-12-3 桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		178
	1-12-3 桁製作工	鋼製堰堤製作工(仮組立時)		180
	1-12-4 検査路製作工			182
	1-12-5 鋼製伸縮継手製作工			182
	1-12-6 落橋防止装置製作工			182
	1-12-7 橋梁用防護柵製作工			182
	1-12-8 アンカーフレーム製作工			184
	1-12-9 プレベウム用桁製作工			184
	1-12-10 鋼製排水管製作工			186
	1-12-11 工場塗装工			186
第13節 橋梁架設工	1-13 架設工(鋼橋)	クレーン架設		188
		ケーブルクレーン架設		188
		ケーブルエレクトション架設		188
		架設桁架設		188
				188

出来形管理基準及び規格値

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第13節 橋梁架設工	1-13 架設工（鋼橋）	送出し架設		188
		トラバラー・クレーン架設		188
	1-13 架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		190
		架設桁架設		190
	1-13 架設工支保工	固定		190
		移動		190
	1-13 架設桁架設	片持架設		190
		押し出し架設		190
第14節 法面工（共通）	1-14-2 植生工	種子散布工		190
		張芝工		190
		筋芝工		190
		市松芝工		190
		植生シート工		190
		植生マット工		190
		植生筋工		190
		人工張芝工		190
		植生穴工		190
		植生基材吹付工		192
	1-14-3 吹付工	客土吹付工		192
		コンクリート		194
	1-14-4 法枠工	モルタル		194
		現場打法枠工		196
	1-14-4 法枠工	現場吹付法枠工		196
		ブレイキャスト法枠工		196
第15節 擁壁工（共通）	1-14-6 アンカー工			196
	1-14-6 鉄筋挿入工	ロックボルト工		196
	1-15-1 一般事項	場所打擁壁工		198
	1-15-2 プレキャスト擁壁工			198
	1-15-3 補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		200
		多数アンカー式補強土工法		200
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		200
第16節 浚渫工（共通）	1-15-4 井桁ブロック工			200
	1-16-3 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		202
	1-16-3 浚渫船運転工	グラブ浚渫船		202
		バックホウ浚渫船		202
		面管理の場合		202
第18節 床版工	1-18-2 床版工			204
第19節 標識工	1-19-3 小型標識工		第3編1-3-6 小型標識工	46
	1-19-4 大型標識工		第4編2-9-4 大型標識工	212

【第4編 道路編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		206
		工場塗装工	第3編1-12-11 工場塗装工	186
第4節 地盤改良工	1-4-2 路床安定処理工		第3編1-7-2 路床安定処理工	156
	1-4-3 置換工		第3編1-7-3 置換工	156
	1-4-4 サンドマット工		第3編1-7-6 サンドマット工	158
	1-4-5 パーチカルドレーン工		第3編1-7-7 パーチカルドレーン工	160
	1-4-6 締固め改良工		第3編1-7-8 締固め改良工	160
	1-4-7 固結工		第3編1-7-9 固結工	160
第5節 法面工	1-5-2 植生工		第3編1-14-2 植生工	190
	1-5-3 法面吹付工		第3編1-14-3 吹付工	194
	1-5-4 法枠工		第3編1-14-4 法枠工	196
	1-5-6 アンカー工		第3編1-14-6 アンカー工	196

出来形管理基準及び規格値

【第4編 道路編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第5節 法面工	1-5-7 かご工	じゃかご	第3編 1-3-27羽口工	62
		ふとんかご	第3編 1-3-27羽口工	64
第6節 軽量盛土工	1-6-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	42
第7節 擁壁工	1-7-3 既製杭工		第3編 1-4-4 既製杭工	68
	1-7-4 場所打杭工		第3編 1-4-5 場所打杭工	70
	1-7-5 場所打擁壁工		第3編 1-15-1 場所打擁壁工	198
	1-7-6 プレキャスト擁壁工		第3編 1-15-2 プレキャスト擁壁工	198
	1-7-7 補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編 1-15-3 補強土壁工	200
		多数アンカー式補強土工法	第3編 1-15-3 補強土壁工	200
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編 1-15-3 補強土壁工	200
	1-7-8 井桁ブロック工		第3編 1-15-4 井桁ブロック工	200
第8節 石・ブロック積（張）工	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編 1-5-3 コンクリートブロック工	74
	1-8-4 石積（張）工		第3編 1-5-5 石積（張）工	76
第9節 カルバート工	1-9-4 既製杭工		第3編 1-4-4 既製杭工	68
	1-9-5 場所打杭工		第3編 1-4-5 場所打杭工	70
	1-9-6 場所打函渠工			206
	1-9-7 プレキャストカルバート工		第3編 1-3-28 プレキャストカルバート工	64
第10節 排水構造物工（小型水路工）	1-10-3 側溝工		第3編 1-3-29 側溝工	64
	1-10-4 管渠工		第3編 1-3-29 側溝工	64
	1-10-5 集水樹・マンホール工		第3編 1-3-30 集水樹工	66
	1-10-6 地下排水工		第3編 1-3-29 暗渠工	66
	1-10-7 場所打水路工		第3編 1-3-29 場所打水路工	64
	1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編 1-3-29 側溝工	64
第11節 落石雪害防止工	1-11-4 落石防止網工			206
	1-11-5 落石防護柵工			206
	1-11-6 防雪柵工			208
	1-11-7 雪崩予防柵工			208
第12節 遮音壁工	1-12-4 遮音壁基礎工			208
	1-12-5 遮音壁本体工			208
第2章 舗装				
第3節 地盤改良工	2-3-2 路床安定処理工		第3編 1-7-2 路床安定処理工	156
	2-3-3 置換工		第3編 1-7-3 置換工	156
第4節 舗装工	2-4-5 アスファルト舗装工		第3編 1-6-7 アスファルト舗装工	78
	2-4-6 半たわみ性舗装工		第3編 1-6-8 半たわみ性舗装工	90
	2-4-7 排水性舗装工		第3編 1-6-9 排水性舗装工	102
	2-4-8 透水性舗装工		第3編 1-6-10 透水性舗装工	114
	2-4-9 グラスアスファルト舗装工		第3編 1-6-11 グラスアスファルト舗装工	118
	2-4-10 コンクリート舗装工		第3編 1-6-12 コンクリート舗装工	124
	2-4-11 薄層カラー舗装工		第3編 1-6-13 薄層カラー舗装工	144
	2-4-12 ブロック舗装工		第3編 1-6-14 ブロック舗装工	148
	2-4 歩道路盤工			210
	2-4 取合舗装路盤工			210
	2-4 路肩舗装路盤工			210
	2-4 歩道舗装工			210
	2-4 取合舗装工			210
	2-4 路肩舗装工			210

出来形管理基準及び規格値

【第4編 道路編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3 側溝工		第3編1-3-29側溝工	64
	2-5-4 管渠工		第3編1-3-29側溝工	64
	2-5-5 集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編1-3-30集水樹工	66
	2-5-6 地下排水工		第3編1-3-29暗渠工	66
	2-5-7 場所打水路工		第3編1-3-29場所打水路工	64
	2-5-8 排水工(小段排水・縦排水)		第3編1-3-29側溝工	64
	2-5-9 排水性舗装用路肩排水工			212
第6節 縁石工	2-7-3 縁石工		第3編1-3-5縁石工	46
第7節 路掛版工	2-7-4 路掛版工	コンクリート工		212
		ラバーシュー		212
		アンカーボルト		212
第8節 防護柵工	2-8-3 路側防護柵工		第3編1-3-8路側防護柵工	48
	2-8-4 防止柵工		第3編1-3-7防止柵工	48
	2-8-5 ボックスビーム工		第3編1-3-8路側防護柵工	48
	2-8-6 車止めポスト工		第3編1-3-7防止柵工	48
第9節 標識工	2-9-3 小型標識工		第3編1-3-6小型標識工	46
	2-9-4 大型標識工	標識基礎工		212
	2-9-4 大型標識工	標識柱工		212
第10節 区画線工	2-10-2 区画線工		第3編1-3-9区画線工	50
第12節 道路付属施設工	2-12-4 道路付属物工		第3編1-3-10道路付属物工	50
	2-12-5 ケーブル配管工			214
	2-12-5 ケーブル配管工	ハンドホール		214
	2-12-6 照明工	照明柱基礎工		214
第13節 橋梁付属物工	2-13-2 伸縮装置工		第3編1-3-24伸縮装置工	60
第3章 橋梁下部				
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第3編1-12-1 刃口金物製作工	172
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			216
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第3編1-12-8アンカーフレーム製作工	184
	3-3-5 工場塗装工		第3編1-12-11工場塗装工	186
第5節 軽量盛土工	3-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	42
第6節 橋台工	3-6-3 既製杭工		第3編1-4-4既製杭工	68
	3-6-4 場所打杭工		第3編1-4-5場所打杭工	70
	3-6-5 深礎工		第3編1-4-6深礎工	70
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第3編1-4-7オープンケーソン基礎工	72
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	72
	3-6-8 橋台躯体工			218
	3-7-3 既製杭工		第3編1-4-4既製杭工	68
第7節 RC橋脚工	3-7-4 場所打杭工		第3編1-4-5場所打杭工	70
	3-7-5 深礎工		第3編1-4-6深礎工	70
	3-7-6 オープンケーソン基礎工		第3編1-4-7オープンケーソン基礎工	72
	3-7-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	72
	3-7-8 鋼管矢板基礎工		第3編1-4-9鋼管矢板基礎工	72
	3-7-9 橋脚躯体工	張出式		220
		重力式		220
		半重力式		220
	3-7-9 橋脚躯体工	ラーメン式		222
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3 既製杭工		第3編1-4-4既製杭工	68
	3-8-4 場所打杭工		第3編1-4-5場所打杭工	70
	3-8-5 深礎工		第3編1-4-6深礎工	70
	3-8-6 オープンケーソン基礎工		第3編1-4-7オープンケーソン基礎工	72

出来形管理基準及び規格値

【第4編 道路編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	3-8-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	72
	3-8-8 鋼管矢板基礎工		第3編1-4-9 鋼管矢板基礎工	72
	3-8-9 橋脚フーチング工	I型・T型		222
	3-8-9 橋脚フーチング工	門型		224
	3-8-10 橋脚架設工	I型・T型		224
	3-8-10 橋脚架設工	門型		224
	3-8-11 現場継手工			224
	3-8-12 現場塗装工		第3編1-3-31 現場塗装工	66
第9節 護岸基礎工	3-9-3 基礎工		第3編1-4-3 基礎工(護岸工)	68
	3-9-4 矢板工		第3編1-3-4 矢板工	46
第10節 矢板護岸工	3-10-3 笠コンクリート工		第3編1-4-3 基礎工(護岸工)	68
	3-10-4 矢板工		第3編1-3-4 矢板工	46
第11節 法覆護岸工	3-11-2 コンクリートブロック工		第3編1-5-3 コンクリートブロック工	74
	3-11-3 護岸付属物工		第5編1-7-4 護岸付属物工	246
	3-11-4 緑化ブロック工		第3編1-5-4 緑化ブロック工	76
	3-11-5 環境護岸ブロック工		第3編1-5-3 コンクリートブロック工	74
	3-11-6 石積(張)工		第3編1-5-5 石積(張)工	76
	3-11-7 法枠工		第3編1-5-3 法枠護岸工(現場打ち・プレキャスト)	74
	3-11-8 多自然型護岸工	巨石張り	第3編1-3-26 多自然型護岸工	62
	3-11-8 多自然型護岸工	巨石積み	第3編1-3-26 多自然型護岸工	62
	3-11-8 多自然型護岸工	かごマット	第3編1-3-26 多自然型護岸工	62
	3-11-9 吹付工		第3編1-14-3 吹付工	194
	3-11-10 植生工		第3編1-14-2 植生工	190
	3-11-11 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	38
	3-11-12 羽口工	じゃかご	第3編1-3-27 羽口工	62
		ふとんかご	第3編1-3-27 羽口工	64
		かご枠	第3編1-3-27 羽口工	64
		連節ブロック張り	第3編1-5-3 連節ブロック張り	74
第12節 擁壁護岸工	3-12-3 場所打擁壁工		第3編1-15-1 場所打擁壁工	198
	3-12-4 プレキャスト擁壁工		第3編1-15-2 プレキャスト擁壁工	198
第4章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編1-12-3 桁製作工	174
	4-3-4 検査路製作工		第3編1-12-4 検査路製作工	182
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第3編1-12-5 鋼製伸縮継手製作工	182
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第3編1-12-6 落橋防止装置製作工	182
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第3編1-12-10 鋼製排水管製作工	186
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第3編1-12-7 橋梁用防護柵製作工	182
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			226
	4-3-10 横断歩道橋製作工		第3編1-12-3 桁製作工	174
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編1-12-8 アンカーフレーム製作工	184
	4-3-13 工場塗装工		第3編1-12-11 工場塗装工	186

出来形管理基準及び規格値

【第4編 道路編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	4-5-4 架設工（クレーン架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	4-5-5 架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	4-5-6 架設工（ケーブルエレクトション架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	4-5-7 架設工（架設桁架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	4-5-8 架設工（送出し架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	4-5-9 架設工（トラバークレーン架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	4-5-10 支承工	鋼製支承		226
	4-5-10 支承工	ゴム支承		226
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3 現場塗装工		第3編1-3-31現場塗装工	66
第7節 床版工	4-7-2 床版工		第3編1-18-2 床版工	204
第8節 橋梁付属物工	4-8-2 伸縮装置工		第3編1-3-24伸縮装置工	60
	4-8-3 落橋防止装置工			228
	4-8-3 アンカー工（橋梁耐震補強工事）			228
	4-8-5 地覆工			228
	4-8-6 橋梁用防護柵工			228
	4-8-7 橋梁用高欄工			228
	4-8-8 検査路工			230
	4-9-3 既製杭工		第3編1-4-4 既製杭工	68
第9節 歩道橋本体工	4-9-4 場所打杭工		第3編1-4-5 場所打杭工	70
	4-9-5 橋脚フーチング工	I型	第4編3-8-9 橋脚フーチング工	222
		T型	第4編3-8-9 橋脚フーチング工	222
	4-9-6 歩道橋（側道橋）架設工		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	4-9-7 現場塗装工		第3編1-3-31現場塗装工	66
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	5-3-2 プレブーム用桁製作工		第3編1-12-9 プレブーム用桁製作工	184
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第3編1-12-7 橋梁用防護柵製作工	182
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編1-12-5 鋼製伸縮継手製作工	182
	5-3-5 検査路製作工		第3編1-12-4 検査路製作工	182
	5-3-6 工場塗装工		第3編1-12-11工場塗装工	186
第5節 PC橋工	5-5-2 プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編1-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	52
		スラブ橋	第3編1-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	52
	5-5-3 ポストテンション桁製作工		第3編1-3-13ポストテンション桁製作工	52
	5-5-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編1-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	54
	5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	54
	5-5-6 支承工		第4編4-5-10支承工	226
	5-5-7 架設工（クレーン架設）		第3編1-13架設工（コンクリート橋）	190
	5-5-8 架設工（架設桁架設）		第3編1-13架設工（コンクリート橋）	190
	5-5-9 床版・横組工		第3編1-18-2 床版工	204
	5-5-10 落橋防止装置工		第4編4-8-3 落橋防止装置工	228

出来形管理基準及び規格値

【第4編 道路編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第6節 プレベーム桁橋工	5-6-2 プレベーム桁製作工 (現場)			230
	5-6-3 支承工		第4編4-5-10 支承工	226
	5-6-4 架設工 (クレーン架設)		第3編1-13 架設工 (鋼橋)	188
	5-6-5 架設工 (架設桁架設)		第3編1-13 架設工 (鋼橋)	188
	5-6-6 床版・横組工		第3編1-18-2 床版工	204
	5-6-9 落橋防止装置工		第4編4-8-3 落橋防止装置工	228
第7節 PCホロスラブ橋工	5-7-3 支承工		第4編4-5-10 支承工	226
	5-7-4 PCホロスラブ製作工		第3編1-3-15 PCホロスラブ製作工	54
	5-7-5 落橋防止装置工		第4編4-8-3 落橋防止装置工	228
第8節 RCホロスラブ橋工	5-8-3 支承工		第4編4-5-10 支承工	226
	5-8-4 RC場所打ホロスラブ製作工		第3編1-3-15 PCホロスラブ製作工	54
	5-8-5 落橋防止装置工		第4編4-8-3 落橋防止装置工	228
第9節 PC版桁橋工	5-9-2 PC版桁製作工		第3編1-3-15 PCホロスラブ製作工	54
第10節 PC箱桁橋工	5-10-3 支承工		第4編4-5-10 支承工	226
	5-10-4 PC箱桁製作工		第3編1-3-16 PC箱桁製作工	56
	5-10-5 落橋防止装置工		第4編4-8-3 落橋防止装置工	228
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2 PC片持箱桁製作工		第3編1-3-16 PC箱桁製作工	56
	5-11-3 支承工		第4編4-5-10 支承工	226
	5-11-4 架設工 (片持架設)		第3編1-13 架設工 (コンクリート橋)	190
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-2 PC押し箱桁製作工		第3編1-3-16 PC押し箱桁製作工	56
	5-12-3 架設工 (押し架設)		第3編1-13 架設工 (コンクリート橋)	190
第13節 橋梁付属物工	5-13-2 伸縮装置工		第3編1-3-24 伸縮装置工	60
	5-13-4 地覆工		第4編4-8-5 地覆工	228
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第4編4-8-6 橋梁用防護柵工	228
	5-13-6 橋梁用高欄工		第4編4-8-7 橋梁用高欄工	228
	5-13-7 検査路工		第4編4-8-8 検査路工	230
第6章 トンネル (NATM)				
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			230
	6-4-4 ロックボルト工			230
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			232
	6-5-4 側壁コンクリート工		第4編6-5-3 覆工コンクリート工	232
	6-5-5 床版コンクリート工			232
				232
第6節 インバート工	6-6-4 インバート本体工			234
第7節 坑内付帯工	6-7-5 地下排水工		第3編1-3-29 暗渠工	66
第8節 坑門工	6-8-4 坑門本体工			234
	6-8-5 明り巻工			234
第11章 共同溝				
第3節 工場製作工	11-3-3 工場塗装工		第3編1-12-11 工場塗装工	186
第6節 現場打構築工	11-6-2 現場打躯体工			236
	11-6-4 カラー継手工			236
	11-6-5 防水工	防水		236
	11-6-5 防水工	防水保護工		236
	11-6-5 防水工	防水壁		238
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2 プレキャスト躯体工			238

出来形管理基準及び規格値

【第4編 道路編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第12章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	12-5-2 管路工	管路部		238
	12-5-3 プレキャストボックス工	特殊部		240
	12-5-4 現場打ちボックス工	特殊部	第4編11-6-2 現場打躯体工	236
第6節 付帯設備工	12-6-2 ハンドホール工			240
第13章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	13-3-4 管路工	管路部	第4編12-5-2 管路工（管路部）	238
第4節 付帯設備工	13-4-2 ハンドホール工		第4編12-6-2 ハンドホール工	240
第14章 道路維持				
第4節 舗装工	14-4-3 路面切削工		第3編1-6-15 路面切削工	152
	14-4-4 舗装打換え工		第3編1-6-16 舗装打換え工	152
	14-4-5 切削オーバーレイ工			242
	14-4-6 オーバーレイ工		第3編1-6-17 オーバーレイ工	154
	14-4-7 路上再生工			244
	14-4-8 薄層カラー舗装工		第3編1-6-18 薄層カラー舗装工	144
第5節 排水構造物工	14-5-3 側溝工		第3編1-3-29 側溝工	64
	14-5-4 管渠工		第3編1-3-29 側溝工	64
	14-5-5 集水樹・マンホール工		第3編1-3-30 集水樹工	66
	14-5-6 地下排水工		第3編1-3-29 暗渠工	66
	14-5-7 場所打水路工		第3編1-3-29 場所打水路工	64
	14-5-8 排水工		第3編1-3-29 側溝工	64
第6節 防護柵工	14-6-3 路側防護柵工		第3編1-3-8 路側防護柵工	48
	14-6-4 防止柵工		第3編1-3-7 防止柵工	48
	14-6-5 ボックスビーム工		第3編1-3-8 路側防護柵工	48
	14-6-6 車止めポスト工		第3編1-3-7 防止柵工	48
第7節 標識工	14-7-3 小型標識工		第3編1-3-6 小型標識工	46
	14-7-4 大型標識工		第4編2-9-4 大型標識工	212
第8節 道路付属施設工	14-8-4 道路付属物工		第3編1-3-10 道路付属物工	50
	14-8-5 ケーブル配管工		第4編2-12-5 ケーブル配管工	214
	14-8-6 照明工		第4編2-12-6 照明工	214
第9節 軽量盛土工	14-9-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第10節 擁壁工	14-10-3 場所打擁壁工		第3編1-15-1 場所打擁壁工	198
	14-10-4 プレキャスト擁壁工		第3編1-15-2 プレキャスト擁壁工	198
第11節 石・ブロック積（張）工	14-11-3 コンクリートブロック工		第3編1-5-3 コンクリートブロック工	74
	14-11-4 石積（張）工		第3編1-5-5 石積（張）工	76
第12節 カルバート工	14-12-4 場所打函渠工		第4編1-9-6 場所打函渠工	206
	14-12-5 プレキャストカルバート工		第3編1-3-28 プレキャストカルバート工	64
第13節 法面工	14-13-2 植生工		第3編1-14-2 植生工	190
	14-13-3 法面吹付工		第3編1-14-3 吹付工	194
	14-13-4 法枠工		第3編1-14-4 法枠工	196
	14-13-6 アンカー工		第3編1-14-6 アンカー工	196
	14-13-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編1-3-27 羽口工 第3編1-3-27 羽口工	62 64
第15節 橋梁付属物工	14-15-2 伸縮継手工		第3編1-3-24 伸縮装置工	60
	14-15-4 地覆工		第4編4-8-5 地覆工	228
	14-15-5 橋梁用防護柵工		第4編4-8-6 橋梁用防護柵工	228
	14-15-6 橋梁用高欄工		第4編4-8-7 橋梁用高欄工	228
	14-15-7 検査路工		第4編4-8-8 検査路工	230
第17節 現場塗装工	14-17-6 コンクリート面塗装工		第3編1-3-11 コンクリート面塗装工	50

出来形管理基準及び規格値

【第4編 道路編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第15章 道路修繕				
第3節 工場製作工	15-3-4 桁補強材製作工			244
	15-3-5 落橋防止装置製作工		第3編1-12-6 落橋防止装置製作工	182
第5節 舗装工	15-5-3 路面切削工		第3編1-6-15路面切削工	152
	15-5-4 舗装打換え工		第3編1-6-16舗装打換え工	152
	15-5-5 切削オーバーレイ工		第4編14-4-5 切削オーバーレイ工	242
	15-5-6 オーバーレイ工		第3編1-6-17オーバーレイ工	154
	15-5-7 路上再生工		第4編14-4-7 路上再生工	244
	15-5-8 薄層カラー舗装工		第3編1-6-13薄層カラー舗装工	144
第6節 排水構造物工	15-6-3 側溝工		第3編1-3-29側溝工	64
	15-6-4 管渠工		第3編1-3-29側溝工	64
	15-6-5 集水桝・マンホール工		第3編1-3-30集水桝工	66
	15-6-6 地下排水工		第3編1-3-29暗渠工	66
	15-6-7 場所打水路工		第3編1-3-29場所打水路工	64
	15-6-8 排水工		第3編1-3-29側溝工	64
第7節 緑石工	15-7-3 緑石工		第3編1-3-5 緑石工	46
第8節 防護柵工	15-8-3 路側防護柵工		第3編1-3-8 路側防護柵工	48
	15-8-4 防止柵工		第3編1-3-7 防止柵工	48
	15-8-5 ボックスビーム工		第3編1-3-8 路側防護柵工	48
	15-8-6 車止めポスト工		第3編1-3-7 防止柵工	48
第9節 標識工	15-9-3 小型標識工		第3編1-3-6 小型標識工	46
	15-9-4 大型標識工		第4編2-9-4 大型標識工	212
第10節 区画線工	15-10-2 区画線工		第3編1-3-9 区画線工	50
第12節 道路付風施設工	15-12-4 道路付風物工		第3編1-3-10道路付風物工	50
	15-12-5 ケーブル配管工		第4編2-12-5 ケーブル配管工	214
	15-12-6 照明工		第4編2-12-6 照明工	214
第13節 軽量盛土工	15-13-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第14節 擁壁工	15-14-3 場所打擁壁工		第3編1-15-1 場所打擁壁工	198
	15-14-4 プレキャスト擁壁工		第3編1-15-2 プレキャスト擁壁工	198
第15節 石・ブロック積(張)工	15-15-3 コンクリートブロック工		第3編1-5-3 コンクリートブロック工	74
	15-15-4 石積(張)工		第3編1-5-5 石積(張)工	76
第16節 カルバート工	15-16-4 場所打函渠工		第4編1-9-6 場所打函渠工	206
	15-16-5 プレキャストカルバート工		第3編1-3-28プレキャストカルバート工	64
第17節 法面工	15-17-2 植生工		第3編1-14-2 植生工	190
	15-17-3 法面吹付工		第3編1-14-3 吹付工	194
	15-17-4 法枠工		第3編1-14-4 法枠工	196
	15-17-6 アンカー工		第3編1-14-6 アンカー工	196
	15-17-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編1-3-27羽口工	62
			第3編1-3-27羽口工	64
第18節 落石雪害防止工	15-18-4 落石防止網工		第4編1-11-4 落石防止網工	206
	15-18-5 落石防護柵工		第4編1-11-5 落石防護柵工	206
	15-18-6 防雪柵工		第4編1-11-6 防雪柵工	208
	15-18-7 雪崩予防柵工		第4編1-11-7 雪崩予防柵工	208
第20節 鋼桁工	15-20-3 鋼桁補強工		第4編15-3-4 桁補強材製作工	244
第21節 橋梁支承工	15-21-3 鋼橋支承工		第4編4-5-10支承工	226
	15-21-4 PC橋支承工		第4編4-5-10支承工	226

出来形管理基準及び規格値

【第4編 道路編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第22節 橋梁付属物工	15-22-3 伸縮継手工		第3編1-3-24伸縮装置工	60
	15-22-4 落橋防止装置工		第4編4-8-3落橋防止装置工	228
	15-22-6 地覆工		第4編4-8-5地覆工	228
	15-22-7 橋梁用防護柵工		第4編4-8-6橋梁用防護柵工	228
	15-22-8 橋梁用高欄工		第4編4-8-7橋梁用高欄工	228
	15-22-9 検査路工		第4編4-8-8検査路工	230
第25節 現場塗装工	15-25-3 橋梁塗装工		第3編1-3-31現場塗装工	66
	15-25-6 コンクリート面塗装工		第3編1-3-11コンクリート面塗装工	50

【第5編 河川編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第1章 築堤護岸工				
第3節 計量盛土工	1-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	42
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編1-7-4表層安定処理工	156
	1-4-3 バイルネット工		第3編1-7-5バイルネット工	158
	1-4-4 パーチカルドレーン工		第3編1-7-7パーチカルドレーン工	160
	1-4-5 締固め改良工		第3編1-7-8締固め改良工	160
	1-4-6 固結工		第3編1-7-9固結工	160
第5節 護岸基礎工	1-5-3 基礎工		第3編1-4-3基礎工（護岸）	68
	1-5-4 矢板工		第3編1-3-4矢板工	46
第6節 矢板護岸工	1-6-3 笠コンクリート工		第3編1-4-3基礎工（護岸）	68
	1-6-4 矢板工		第3編1-3-4矢板工	46
第7節 法覆護岸工	1-7-3 コンクリートブロック工		第3編1-5-3コンクリートブロック工	74
	1-7-4 護岸付属物工			246
	1-7-5 緑化ブロック工		第3編1-5-4緑化ブロック工	76
	1-7-6 環境護岸ブロック工		第3編1-5-3コンクリートブロック工	74
	1-7-7 石積（張）工		第3編1-5-5石積（張）工	76
	1-7-8 法枠工		第3編1-5-3法枠護岸工（現場打ち・プレキャスト）	74
	1-7-9 多自然型護岸工	巨石張り	第3編1-3-26多自然型護岸工	62
		巨石積み	第3編1-3-26多自然型護岸工	62
		かごマット	第3編1-3-26多自然型護岸工	62
	1-7-10吹付工		第3編1-14-3吹付工	194
	1-7-11植生工		第3編1-14-2植生工	190
	1-7-12覆土工		第1編2-3-5法面整形工	38
	1-7-13羽口工	じゃかご	第3編1-3-27羽口工	62
		ふとんかご	第3編1-3-27羽口工	64
		かご枠	第3編1-3-27羽口工	64
		連節ブロック張り	第3編1-5-3連節ブロック張り	74
第8節 擁壁護岸工	1-8-3 場所打擁壁工		第3編1-15-1場所打擁壁工	198
	1-8-4 プレキャスト擁壁工		第3編1-15-2プレキャスト擁壁工	198
第9節 根固め工	1-9-3 根固めブロック工		第3編1-3-17根固めブロック工	58
	1-9-5 沈床工		第3編1-3-18沈床工	58
	1-9-6 捨石工		第3編1-3-19捨石工	58
	1-9-7 かご工	じゃかご	第3編1-3-27羽口工	62
		ふとんかご	第3編1-3-27羽口工	64
第10節 水制工	1-10-3 沈床工		第3編1-3-18沈床工	58
	1-10-4 捨石工		第3編1-3-19捨石工	58
	1-10-5 かご工	じゃかご	第3編1-3-27羽口工	62
		ふとんかご	第3編1-3-27羽口工	64
	1-10-8 杭出し水制工			246

出来形管理基準及び規格値

【第5編 河川編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第11節 付帯道路工	1-11-3 路側防護柵工		第3編1-3-8 路側防護柵工	48
	1-11-5 アスファルト舗装工		第3編1-6-7 アスファルト舗装工	78
	1-11-6 コンクリート舗装工		第3編1-6-12 コンクリート舗装工	124
	1-11-7 薄層カラー舗装工		第3編1-6-13 薄層カラー舗装工	144
	1-11-8 ブロック舗装工		第3編1-6-14 ブロック舗装工	148
	1-11-9 側溝工		第3編1-3-29 側溝工	64
	1-11-10 集水樹工		第3編1-3-30 集水樹工	66
	1-11-11 緑石工		第3編1-3-5 緑石工	46
	1-11-12 区画線工		第3編1-3-9 区画線工	50
第12節 付帯道路施設工	1-12-3 道路付属物工		第3編1-3-10 道路付属物工	50
	1-12-4 標識工		第3編1-3-6 小型標識工	46
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3 配管工			246
	1-13-4 ハンドホール工			246
第2章 浚渫（川）				
第3節 浚渫工	2-3-2 浚渫船運転工（民船・官船）		第3編1-16-3 浚渫船運転工	202
第4節 浚渫工	2-4-2 浚渫船運転工		第3編1-16-3 浚渫船運転工	202
第5節 浚渫工	2-5-2 浚渫船運転工		第3編1-16-3 浚渫船運転工	202
第3章 樋門・樋管				
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第4節 地盤改良工	3-4-2 固結工		第3編1-7-9 固結工	160
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3 既製杭工		第3編1-4-4 既製杭工	68
	3-5-4 場所打杭工		第3編1-4-5 場所打杭工	70
	3-5-5 矢板工		第3編1-3-4 矢板工	46
	3-5-6 函渠工	本体工		248
	3-5-6 函渠工	ヒューム管		248
		P C管		248
		コルゲートパイプ		248
		ダクトイル鉄管		248
		P C函渠	第3編1-3-28 プレキャストカルバート工	64
	3-5-7 翼壁工			250
	3-5-8 水叩工			250
第6節 護床工	3-6-3 根固めブロック工		第3編1-3-17 根固めブロック工	58
	3-6-5 沈床工		第3編1-3-18 沈床工	58
	3-6-6 捨石工		第3編1-3-19 捨石工	58
	3-6-7 かご工	じゃかご	第3編1-3-27 羽口工	62
		ふとんかご	第3編1-3-27 羽口工	64
第7節 水路工	3-7-3 側溝工		第3編1-3-29 側溝工	64
	3-7-4 集水樹工		第3編1-3-30 集水樹工	66
	3-7-5 暗渠工		第3編1-3-29 暗渠工	66
	3-7-6 樋門接続暗渠工		第3編1-3-28 プレキャストカルバート工	64
第8節 付属物設置工	3-8-3 防止柵工		第3編1-3-7 防止柵工	48
	3-8-7 階段工		第3編1-3-22 階段工	60

出来形管理基準及び規格値

【第5編 河川編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 水門				
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編1-12-3 桁製作工	174
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編1-12-5 鋼製伸縮継手製作工	182
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編1-12-6 落橋防止装置製作工	182
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第3編1-12-10 鋼製排水管製作工	186
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編1-12-7 橋梁用防護柵製作工	182
	4-3-9 仮設材製作工		第3編1-12-1 仮設材製作工	172
	4-3-10 工場塗装工		第3編1-12-11 工場塗装工	186
第5節 軽量盛土工	4-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第6節 水門本体工	4-6-4 既製杭工		第3編1-4-4 既製杭工	68
	4-6-5 場所打杭工		第3編1-4-5 場所打杭工	70
	4-6-6 矢板工 (遮水矢板)		第3編1-3-4 矢板工	46
	4-6-7 床版工			250
	4-6-8 堰柱工			250
	4-6-9 門柱工			250
	4-6-10 ゲート操作台工			250
	4-6-11 胸壁工			250
	4-6-12 翼壁工		第5編3-5-7 翼壁工	250
	4-6-13 水叩工		第5編3-5-8 水叩工	250
第7節 護床工	4-7-3 根固めブロック工		第3編1-3-17 根固めブロック工	58
	4-7-5 沈床工		第3編1-3-18 沈床工	58
	4-7-6 捨石工		第3編1-3-19 捨石工	58
	4-7-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編1-3-27 羽口工	62
			第3編1-3-27 羽口工	64
第8節 付属物設置工	4-8-3 防止柵工		第3編1-3-7 防止柵工	48
	4-8-8 階段工		第3編1-3-22 階段工	60
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4 架設工 (クレーン架設)		第3編1-13 架設工 (鋼橋)	188
	4-9-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第3編1-13 架設工 (鋼橋)	188
	4-9-6 架設工 (ケーブルエレクトション架設)		第3編1-13 架設工 (鋼橋)	188
	4-9-7 架設工 (架設桁架設)		第3編1-13 架設工 (鋼橋)	188
	4-9-8 架設工 (送出し架設)		第3編1-13 架設工 (鋼橋)	188
	4-9-9 架設工 (トラベラークレーン架設)		第3編1-13 架設工 (鋼橋)	188
	4-9-10 支承工		第4編4-5-10 支承工	226
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2 現場塗装工		第3編1-3-31 現場塗装工	66
第11節 床版工	4-11-2 床版工		第3編1-18-2 床版工	204
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	4-12-2 伸縮装置工		第3編1-3-24 伸縮装置工	60
	4-12-4 地覆工		第4編4-8-5 地覆工	228
	4-12-5 橋梁用防護柵工		第4編4-8-6 橋梁用防護柵工	228
	4-12-6 橋梁用高欄工		第4編4-8-7 橋梁用高欄工	228
	4-12-7 検査路工		第4編4-8-8 検査路工	230

出来形管理基準及び規格値

【第5編 河川編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第14節 コンクリート管理 橋上部工（P C 橋）	4-14-2プレテンション桁 製作工（購入工）		第3編1-3-12プレテンション桁 製作工（購入工）	52
	4-14-3ポストテンション 桁製作工		第3編1-3-13ポストテンション 桁製作工	52
	4-14-4プレキャストセグ メント製作工（購入工）		第3編1-3-14プレキャストセグ メント桁製作工（購入工）	54
	4-14-5プレキャストセグ メント主桁組立工		第3編1-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	54
	4-14-6 支承工		第4編4-5-10支承工	226
	4-14-7 架設工（クレーン 架設）		第3編1-13架設工（コンクリート 橋）	190
	4-14-8 架設工（架設桁架 設）		第3編1-13架設工（コンクリート 橋）	190
	4-14-9 床版・横組工		第3編1-18-2床版工	204
第15節 コンクリート管理 橋上部工（P C ホ ロースラブ橋）	4-14-10落橋防止装置工		第4編4-8-3落橋防止装置工	228
	4-15-3 支承工		第4編4-5-10支承工	226
	4-15-4 落橋防止装置工		第4編4-8-3落橋防止装置工	228
	4-15-5 P C ホロースラブ 製作工		第3編1-3-15 P C ホロースラブ 製作工	54
第16節 橋梁付属物工（コ ンクリート管理橋）	4-16-2 伸縮装置工		第3編1-3-24伸縮装置工	60
	4-16-4 地覆工		第4編4-8-5地覆工	228
	4-16-5 橋梁用防護柵工		第4編4-8-6 橋梁用防護柵工	228
	4-16-6 橋梁用高欄工		第4編4-8-7 橋梁用高欄工	228
	4-16-7 検査路工		第4編4-8-8 検査路工	230
第18節 舗装工	4-18-5 アスファルト舗装 工		第3編1-6-7 アスファルト舗装 工	78
	4-18-6 半たわみ性舗装工		第3編1-6-8 半たわみ性舗装工	90
	4-18-7 排水性舗装工		第3編1-6-9 排水性舗装工	102
	4-18-8 透水性舗装工		第3編1-6-10透水性舗装工	114
	4-18-9 グースアスファルト 舗装工		第3編1-6-11グースアスファルト 舗装工	118
	4-18-10コンクリート舗装 工		第3編1-6-12コンクリート舗装 工	124
	4-18-11薄層カラー舗装工		第3編1-6-13薄層カラー舗装工	144
	4-18-12ブロック舗装工		第3編1-6-14ブロック舗装工	148
第5章 堰				
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第3編1-12-1 刃口金物製作工	172
	5-3-4 桁製作工		第3編1-12-3 桁製作工	174
	5-3-5 検査路製作工		第3編1-12-4 検査路製作工	182
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作 工		第3編1-12-5 鋼製伸縮継手製作 工	182
	5-3-7 落橋防止装置製作 工		第3編1-12-6 落橋防止装置製作 工	182
	5-3-8 鋼製排水管製作工		第3編1-12-10鋼製排水管製作工	186
	5-3-9 プレベーム用桁製 作工		第3編1-12-9 プレベーム用桁製 作工	184
	5-3-10橋梁用防護柵製作 工		第3編1-12-7 橋梁用防護柵製作 工	182
	5-3-12アンカーフレーム 製作工		第3編1-12-8 アンカーフレーム 製作工	184
	5-3-13仮設材製作工		第3編1-12-1 仮設材製作工	172
	5-3-14工場塗装工		第3編1-12-11工場塗装工	186
			第1編2-4-3 路体盛土工	42
第5節 軽量盛土工	5-5-2 軽量盛土工			

出来形管理基準及び規格値

【第5編 河川編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第6節 可動堰本土工	5-6-3 既製杭工		第3編1-4-4 既製杭工	68
	5-6-4 場所打杭工		第3編1-4-5 場所打杭工	70
	5-6-5 オープンケーソン基礎工		第3編1-4-7 オープンケーソン基礎工	72
	5-6-6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	72
	5-6-7 矢板工		第3編1-3-4 矢板工	46
	5-6-8 床版工		第5編4-6-7 床版工	250
	5-6-9 堰柱工		第5編4-6-8 堰柱工	250
	5-6-10 門柱工		第5編4-6-9 門柱工	250
	5-6-11 ゲート操作台工		第5編4-6-10 ゲート操作台工	250
	5-6-12 水叩工		第5編3-5-8 水叩工	250
	5-6-13 開門工			250
	5-6-14 土砂吐工			250
	5-6-15 取付擁壁工		第3編1-15-1 場所打擁壁工	198
第7節 固定堰本土工	5-7-3 既製杭工		第3編1-4-4 既製杭工	68
	5-7-4 場所打杭工		第3編1-4-5 場所打杭工	70
	5-7-5 オープンケーソン基礎工		第3編1-4-7 オープンケーソン基礎工	72
	5-7-6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	72
	5-7-7 矢板工		第3編1-3-4 矢板工	46
	5-7-8 堰本土工			250
	5-7-9 水叩工			250
	5-7-10 土砂吐工			250
	5-7-11 取付擁壁工		第3編1-15-1 場所打擁壁工	198
	5-8-3 魚道本土工			252
第8節 魚道工	5-9-2 管理橋橋台工			252
第9節 管理橋下部工	5-10-4 架設工（クレーン架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
第10節 鋼管理橋上部項	5-10-5 架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	5-10-6 架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	5-10-7 架設工（架設桁架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	5-10-8 架設工（送出し架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	5-10-9 架設工（トラバークレーン架設）		第3編1-13架設工（鋼橋）	188
	5-10-10 支承工		第4編4-5-10 支承工	226
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2 現場塗装工		第3編1-3-31 現場塗装工	66
第12節 床版工	5-12-2 床版工		第3編1-18-2 床版工	204
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2 伸縮装置工		第3編1-3-24 伸縮装置工	60
	5-13-4 地覆工		第4編4-8-5 地覆工	228
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第4編4-8-6 橋梁用防護柵工	228
	5-13-6 橋梁用高欄工		第4編4-8-7 橋梁用高欄工	228
	5-13-7 検査路工		第4編4-8-8 検査路工	230

出来形管理基準及び規格値

【第5編 河川編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第15節	コンクリート管理橋上部工（P C 橋）	5－15－2プレテンション桁製作工（購入工）	第3編1－3－12プレテンション桁製作工（購入工）	52
		5－15－3ポストテンション桁製作工	第3編1－3－13ポストテンション桁製作工	52
		5－15－4プレキャストセグメント製作工（購入工）	第3編1－3－14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	54
		5－15－5プレキャストセグメント主桁組立工	第3編1－3－14プレキャストセグメント主桁組立工	54
		5－15－6 支承工	第4編4－5－10支承工	226
		5－15－7 架設工（クレーン架設）	第3編1－13架設工（コンクリート橋）	190
		5－15－8 架設工（架設桁架設）	第3編1－13架設工（コンクリート橋）	190
		5－15－9 床版・横組工	第3編1－18－2床版工	204
第16節	コンクリート管理橋上部工（P C ホロースラブ橋）	5－15－10落橋防止装置工	第4編4－8－3落橋防止装置工	228
		5－16－3 支承工	第4編4－5－10支承工	226
		5－16－4 落橋防止装置工	第4編4－8－3落橋防止装置工	228
第17節	コンクリート管理橋上部工（P C 箱桁橋）	5－16－5 P C ホロースラブ製作工	第3編1－3－15 P C ホロースラブ製作工	54
		5－17－3 支承工	第4編4－5－10支承工	226
第18節	コンクリート管理橋上部工（P C 箱桁橋）	5－17－4 P C 箱桁製作工	第3編1－3－16 P C 箱桁製作工	56
		5－17－5 落橋防止装置工	第4編4－8－3落橋防止装置工	228
		5－18－2 伸縮装置工	第3編1－3－24伸縮装置工	60
第19節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	5－18－4 地覆工	第4編4－8－5地覆工	228
		5－18－5 橋梁用防護柵工	第4編4－8－6橋梁用防護柵工	228
		5－18－6 橋梁用高欄工	第4編4－8－7橋梁用高欄工	228
		5－18－7 検査路工	第4編4－8－8検査路工	230
		5－20－3 防止柵工	第3編1－3－7防止柵工	48
第20節	付属物設置工	5－20－7 階段工	第3編1－3－22階段工	60
第6章 排水機場				
第3節	軽量盛土工	6－3－2 軽量盛土工	第1編2－4－3路体盛土工	42
第4節	機場本体工	6－4－3既製杭工	第3編1－4－4既製杭工	68
		6－4－4 場所打杭工	第3編1－4－5場所打杭工	70
		6－4－5 矢板工	第3編1－3－4矢板工	46
		6－4－6 本体工		254
		6－4－7 燃料貯油槽工		254
		6－5－3既製杭工	第3編1－4－4既製杭工	68
第5節	沈砂池工	6－5－4 場所打杭工	第3編1－4－5場所打杭工	70
		6－5－5 矢板工	第3編1－3－4矢板工	46
		6－5－6 場所打擁壁工	第3編1－15－1場所打擁壁工	198
		6－5－7 コンクリート床版工		254
		6－5－8 ブロック床版工	第3編1－3－17根固めブロック工	58
		6－5－9 場所打水路工	第3編1－3－29場所打水路工	64
第6節	吐出水槽工	6－6－3既製杭工	第3編1－4－4既製杭工	68
		6－6－4 場所打杭工	第3編1－4－5場所打杭工	70
		6－6－5 矢板工	第3編1－3－4矢板工	46
		6－6－6 本体工	第5編6－4－6本体工	254
第7章 床止め・床固め				
第3節	軽量盛土工	7－3－2 軽量盛土工	第1編2－4－3路体盛土工	42

出来形管理基準及び規格値

【第5編 河川編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第4節 床止め工	7-4-4 既製杭工		第3編1-4-4 既製杭工	68
	7-4-5 矢板工		第3編1-3-4 矢板工	46
	7-4-6 本土工	床固め本土工		256
		植石張り	第3編1-5-5 石積（張）工	76
		根固めブロック工	第3編1-3-17 根固めブロック工	58
	7-4-7 取付擁壁工		第3編1-15-1 場所打擁壁工	198
	7-4-8 水叩工	水叩工		256
		巨石張り	第3編1-3-26 多自然型護岸工	62
		根固めブロック工	第3編1-3-17 根固めブロック工	58
第5節 床固め工	7-5-4 本堤工		第5編7-4-6 本土工	256
	7-5-5 垂直壁工		第5編7-4-6 本土工	256
	7-5-6 側壁工			256
第6節 山留擁壁工	7-5-7 水叩工		第5編7-4-8 水叩工	256
	7-6-3 コンクリート擁壁工		第3編1-15-1 場所打擁壁工	198
	7-6-4 ブロック積擁壁工		第3編1-5-3 コンクリートブロック工	74
	7-6-5 石積擁壁工		第3編1-5-5 石積（張）工	76
	7-6-6 山留擁壁基礎工		第3編1-4-3 基礎工（護岸）	68
第8章 河川維持				
第6節 路面補修工	8-6-3 不陸整正工		第1編2-3-6 堤防天端工	38
	8-6-4 コンクリート舗装補修工		第3編1-6-12 コンクリート舗装工	124
	8-6-5 アスファルト舗装補修工		第3編1-6-7 アスファルト舗装工	78
第7節 付属物復旧工	8-7-2 付属物復旧工		第3編1-3-8 路側防護柵工	48
第8節 付属物設置工	8-8-3 防護柵工		第3編1-3-7 防止柵工	48
	8-8-5 付属物設置工		第3編1-3-10 道路付属物工	50
第9節 光ケーブル配管工	8-9-3 配管工		第5編1-13-3 配管工	246
	8-9-4 ハンドホール工		第5編1-13-4 ハンドホール工	246
第11節 植栽維持工	8-11-3 樹木・芝生管理工		第3編1-14-2 植生工	190
第9章 河川修繕				
第3節 軽量盛土工	9-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第4節 腹付工	9-4-2 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	38
	9-4-3 植生工		第3編1-14-2 植生工	190
第5節 側帯工	9-5-2 縁切工	じゃかご工	第3編1-3-27 羽口工	62
		連節ブロック張り	第3編1-5-3 コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	74
		コンクリートブロック張り	第3編1-5-3 コンクリートブロック工	74
		石張工	第3編1-5-5 石積（張）工	76
	9-5-3 植生工		第3編1-14-2 植生工	190
第6節 堤脚保護工	9-6-3 石積工		第3編1-5-5 石積（張）工	76
	9-6-4 コンクリートブロック工		第3編1-5-3 コンクリートブロック工	74
第7節 管理用通路工	9-7-2 防護柵工		第3編1-3-7 防止柵工	48
	9-7-4 路面切削工		第3編1-6-15 路面切削工	152
	9-7-5 舗装打換え工		第3編1-6-16 舗装打換え工	152
	9-7-6 オーバーレイ工		第3編1-6-17 オーバーレイ工	154
	9-7-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	第3編1-3-29 側溝工	64
		集水柵工	第3編1-3-30 集水柵工	66
第8節 現場塗装工	9-7-8 道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編1-3-5 縁石工	46
	9-8-3 付属物塗装工		第3編1-3-31 現場塗装工	66
	9-8-4 コンクリート面塗装工		第3編1-3-11 コンクリート面塗装工	50

出来形管理基準及び規格値

【第6編 河川海岸編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第3節 軽量盛土工	1-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編1-7-4 表層安定処理工	156
	1-4-3 バイルネット工		第3編1-7-5 バイルネット工	158
	1-4-4 パーチカルドレーン工		第3編1-7-7 パーチカルドレーン工	160
	1-4-5 締固め改良工		第3編1-7-8 締固め改良工	160
	1-4-6 固結工		第3編1-7-9 固結工	160
第5節 護岸基礎工	1-5-4 捨石工		第3編1-3-19 捨石工	58
	1-5-5 場所打コンクリート工			258
	1-5-6 海岸コンクリートブロック工（護岸工）			258
	1-5-7 笠コンクリート工		第3編1-4-3 基礎工（護岸）	68
	1-5-8 基礎工		第3編1-4-3 基礎工（護岸）	68
	1-5-9 矢板工		第3編1-3-4 矢板工	46
第6節 護岸工	1-6-3 石積（張）工		第3編1-5-5 石積（張）工	76
	1-6-4 海岸コンクリートブロック工（護岸工）			258
	1-6-5 コンクリート被覆工			260
第7節 擁壁工	1-7-3 場所打擁壁工		第3編1-15-1 場所打擁壁工	198
第8節 天端被覆工	1-8-2 コンクリート被覆工			260
第9節 波返工	1-9-3 波返工			260
第10節 裏法被覆工	1-10-2 石積（張）工		第3編1-5-5 石積（張）工	76
	1-10-3 コンクリートブロック工		第3編1-5-3 コンクリートブロック工	74
	1-10-4 コンクリート被覆工		第6編1-6-5 コンクリート被覆工	260
	1-10-5 法枠工		第3編1-14-4 法枠工	196
第11節 カルパート工	1-11-3 プレキャストカルパート工		第3編1-3-28 プレキャストカルパート工	64
第12節 排水構造物工	1-12-3 側溝工		第3編1-3-29 側溝工	64
	1-12-4 集水樹工		第3編1-3-30 集水樹工	66
	1-12-5 管渠工	プレキャストパイプ	第3編1-3-29 暗渠工	66
		プレキャストボックス	第3編1-3-29 暗渠工	66
		コルゲートパイプ	第3編1-3-29 暗渠工	66
		タグタイル鋳鉄管	第3編1-3-29 暗渠工	66
	1-12-6 場所打水路工		第3編1-3-29 場所打水路工	64
第13節 付属物設置工	1-13-3 防止柵工		第3編1-3-7 防止柵工	48
	1-13-6 階段工		第3編1-3-22 階段工	60
第14節 付帯道路工	1-14-3 路側防護柵工		第3編1-3-8 路側防護柵工	48
	1-14-5 アスファルト舗装工		第3編1-6-7 アスファルト舗装工	78
	1-14-6 コンクリート舗装工		第3編1-6-12 コンクリート舗装工	124
	1-14-7 薄層カラー舗装工		第3編1-6-13 薄層カラー舗装工	144
	1-14-8 側溝工		第3編1-3-29 側溝工	64
	1-14-9 集水樹工		第3編1-3-30 集水樹工	66
	1-14-10 縁石工		第3編1-3-5 縁石工	46
	1-14-11 区画線工		第3編1-3-9 区画線工	50

出来形管理基準及び規格値

【第6編 河川海岸編】

章、節	条・工種	種 別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 付帯道路施設工	1-15-3 道路付属物工		第3編1-3-10道路付属物工	50
	1-15-4 小型標識工		第3編1-3-6 小型標識工	46
第2章 突堤・人工岬				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第4節 突堤基礎工	2-4-4 捨石工			262
	2-4-5 吸出し防止工			262
第5節 突堤本体工	2-5-2 捨石工			262
	2-5-5 海岸コンクリートブロック工			264
	2-5-6 既製杭工		第3編1-4-4 既製杭工	68
	2-5-7 詰杭工		第3編1-4-4 既製杭工	68
	2-5-8 矢板工		第3編1-3-4 矢板工	46
	2-5-9 石砕工			264
	2-5-10 場所打コンクリート工			264
	2-5-11 ケーソン工	ケーソン工製作		266
	2-5-11 ケーソン工	ケーソン工据付		266
	2-5-11 ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート)		266
		(海岸コンクリートブロック)		266
	2-5-12 セルラー工	セルラー工製作		268
	2-5-12 セルラー工	セルラー工据付		268
第6節 根固め工	2-6-2 捨石工			268
	2-6-3 根固めブロック工			270
第7節 消波工	2-7-2 捨石工		第3編1-3-19 捨石工	58
	2-7-3 消波ブロック工			270
第3章 海域堤防 (人工リーフ、離岸堤、潜堤)				
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			272
	3-3-4 吸出し防止工		第6編2-4-5 吸出し防止工	262
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第3編1-3-19 捨石工	58
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第6編2-5-5 海岸コンクリートブロック工	264
	3-4-4 ケーソン工		第6編2-5-11 ケーソン工	266
	3-4-5 セルラー工		第6編2-5-12 セルラー工	268
	3-4-6 場所打コンクリート工		第6編2-5-10 場所打コンクリート工	264
第4章 浚渫 (海)				
第3節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)	4-3-2 浚渫船運転工		第3編1-16-3 浚渫船運転工	202
第4節 浚渫工 (グラブ船)	4-4-2 浚渫船運転工		第3編1-16-3 浚渫船運転工	202
第5章 養浜				
第3節 軽量盛土工	5-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第4節 砂止工	5-4-2 根固めブロック工		第6編2-6-3 根固めブロック工	270

出来形管理基準及び規格値

【第7編 砂防編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編1-12-3-3 桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	180
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工			274
	1-3-5 工場塗装工		第3編1-12-11 工場塗装工	186
第5節 軽量盛土工	1-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第6節 法面工	1-6-2 植生工		第3編1-14-2 植生工	190
	1-6-3 法面吹付け工		第3編1-14-3 吹付け工	194
	1-6-4 法枠工		第3編1-14-4 法枠工	196
	1-6-6 アンカー工		第3編1-14-6 アンカー工	196
	1-6-7 かご工	じゃかご	第3編1-3-27 羽口工	62
		ふとんかご	第3編1-3-27 羽口工	64
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4 コンクリート堰堤本体工			274
	1-8-5 コンクリート副堰堤工		第7編1-8-4 コンクリート堰堤本体工	274
	1-8-6 コンクリート側壁工			274
	1-8-8 水叩工			276
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5 鋼製堰堤本体工	不透過型		276
		透過型		278
	1-9-6 鋼製側壁工			280
	1-9-7 コンクリート側壁工		第7編1-8-6 コンクリート側壁工	274
	1-9-9 水叩工		第7編1-8-8 水叩工	276
	1-9-10 現場塗装工		第3編1-3-31 現場塗装工	66
第10節 護床工・根固め工	1-10-4 根固めブロック工		第3編1-3-17 根固めブロック工	58
	1-10-6 沈床工		第3編1-3-18 沈床工	58
	1-10-7 かご工	じゃかご	第3編1-3-27 羽口工	62
		ふとんかご	第3編1-3-27 羽口工	64
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編1-3-7 防止柵工	48
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編1-3-8 路側防護柵工	48
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編1-6-7 アスファルト舗装工	78
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編1-6-12 コンクリート舗装工	124
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編1-6-13 薄層カラー舗装工	144
	1-12-8 側溝工		第3編1-3-29 側溝工	64
	1-12-9 集水樹工		第3編1-3-30 集水樹工	66
	1-12-10 縁石工		第3編1-3-5 縁石工	46
	1-12-11 区画線工		第3編1-3-9 区画線工	50
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編1-3-10 道路付属物工	50
	1-13-4 小型標識工		第3編1-3-6 小型標識工	46
第2章 流路				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	42
第4節 流路護岸工	2-4-4 基礎工（護岸）		第3編1-4-3 基礎工（護岸）	68
	2-4-5 コンクリート擁壁工		第3編1-15-1 場所打擁壁工	198
	2-4-6 ブロック積擁壁工		第3編1-5-3 コンクリートブロック工	74
	2-4-7 石積擁壁工		第3編1-5-5 石積（張）工	76
	2-4-8 護岸付属物工		第5編1-7-4 護岸付属物工	246
第5節 床固め工	2-4-9 植生工		第3編1-14-2 植生工	190
	2-5-4 床固め本体工		第7編1-8-4 コンクリート堰堤本体工	274

出来形管理基準及び規格値

【第7編 砂防編】

章・節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第5節 床固め工	2－5－5 垂直壁工		第7編1－8－4 コンクリート堰堤 本体工	274
	2－5－6 側壁工		第7編1－8－6 コンクリート側壁 工	274
	2－5－7 水叩工		第7編1－8－8 水叩工	276
	2－5－8 魚道工			280
第6節 根固め・水制工	2－6－4 根固めブロック工		第3編1－3－17根固めブロック工	58
	2－6－6 捨石工		第3編1－3－19捨石工	58
	2－6－7 かご工	じゃかご	第3編1－3－27羽口工	62
		ふとんかご	第3編1－3－27羽口工	64
		かごマット	第3編1－3－26多自然型護岸工	62
第7節 流路付属物設置工	2－7－2 階段工		第3編1－3－22階段工	60
	2－7－3 防止柵工		第3編1－3－7 防止柵工	48
第3章 斜面对策				
第3節 軽量盛土工	3－3－2 軽量盛土工		第1編2－4－3 路体盛土工	42
第4節 法面工	3－4－2 植生工		第3編1－14－2 植生工	190
	3－4－3 吹付工		第3編1－14－3 吹付工	194
	3－4－4 法枠工		第3編1－14－4 法枠工	196
	3－4－5 かご工	じゃかご	第3編1－3－27羽口工	62
		ふとんかご	第3編1－3－27羽口工	64
	3－4－6 アンカー工（プレ キャストコンクリート板）		第3編1－14－6 アンカー工	196
	3－4－7 抑止アンカー工		第3編1－14－6 アンカー工	196
	3－5－3 既製杭工		第3編1－4－4 既製杭工	68
第5節 擁壁工	3－5－4 場所打擁壁工		第3編1－15－1 場所打擁壁工	198
	3－5－5 プレキャスト擁壁 工		第3編1－15－2 プレキャスト擁壁 工	198
	3－5－6 補強土壁工		第3編1－15－3 補強土壁工	200
	3－5－7 井桁ブロック工		第3編1－15－4 井桁ブロック工	200
	3－5－8 落石防護工		第4編1－11－5 落石防護柵工	206
	第6節 山腹水路工	3－6－3 山腹集水路・排水 路工		第3編1－3－29場所打水路工
3－6－4 山腹明暗渠工				280
3－6－5 山腹暗渠工			第3編1－3－29暗渠工	66
3－6－6 現場打水路工			第3編1－3－29場所打水路工	64
3－6－7 集水樹工			第3編1－3－30集水樹工	66
第7節 地下水排除工		3－7－4 集排水ボーリング 工		
	3－7－5 集水井工			282
第8節 地下水遮断工	3－8－3 場所打擁壁工		第3編1－15－1 場所打擁壁工	198
	3－8－4 固結工		第3編1－7－9 固結工	160
	3－8－5 矢板工		第3編1－3－4 矢板工	46
第9節 抑止杭工	3－9－3 既製杭工		第3編1－4－4 既製杭工	68
	3－9－4 場所打杭工		第3編1－4－5 場所打杭工	70
	3－9－5 シャフト工（深礎 工）		第3編1－4－6 深礎工	70
	3－9－6 合成杭工			282

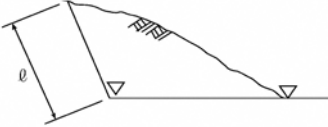
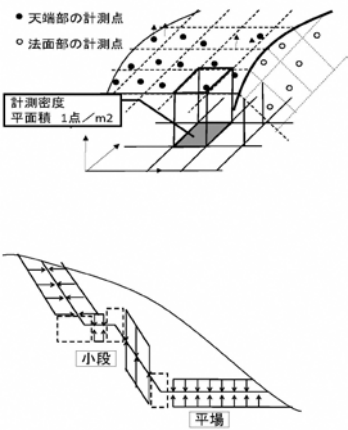
出来形管理基準及び規格値

【第8編 ダム編】

章、節	条・工種	種 別	準用する出来型管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	1－4 コンクリートダム工	本体		284
	1－4 コンクリートダム工	水叩		284
	1－4 コンクリートダム工	副ダム		286
	1－4 コンクリートダム工	導流壁		288
第2章 フィルダム				
第4節 盛立工	2－4－5 コアの盛立			290
	2－4－6 フィルターの盛立			290
	2－4－7 ロックの盛立			290
	2 フィルダム	洪水吐		292
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	3－3 ボーリング工			292

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	- 200	
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 4 %	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160
						法面（軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または標高較差	±70	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

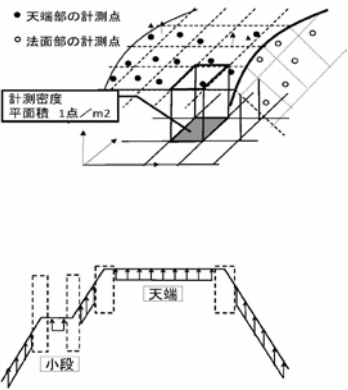
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±300
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		- 50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	- 100	
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 2 %	
						幅 w ₁ , w ₂		- 100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として$\pm 100\text{mm}$が含まれている。 3. 計測は平表面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m^2（平面投影面積当たり）以上とする。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		

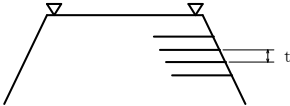
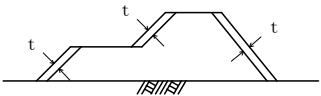
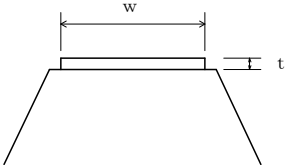
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						天端	標高較差	-50	-150
						法面4割<勾配	標高較差	-50	-170
						法面4割≥勾配(小段含む)	標高較差	-60	-170
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 ● 天端面の計測点 ○ 法面部の計測点 計測密度 平面積 1点/m² 天端 小段	

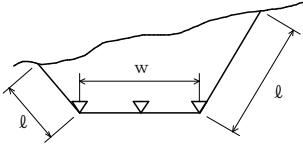
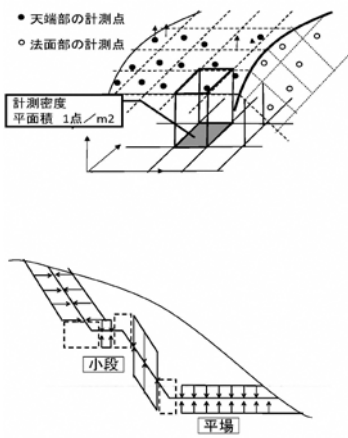
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇		- 50
						厚 さ t		- 50
						控 え 長 さ		設計値以上
						高さ h	$h < 3 \text{ m}$	- 50
							$h \geq 3 \text{ m}$	- 100
						鉛 直 度 $\triangle$		$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内
						延 長 L		- 200
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t		※ - 30
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	$t < 15 \text{ cm}$	- 25
							$t \geq 15 \text{ cm}$	- 50
						幅 w		- 100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		

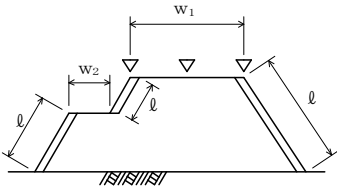
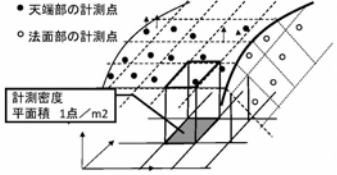
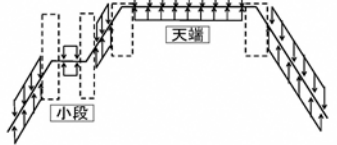
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	- 200	
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 4 %	
						幅 w		- 100	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または標高較差	±70	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

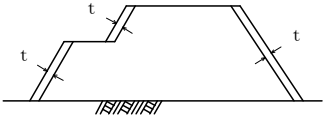
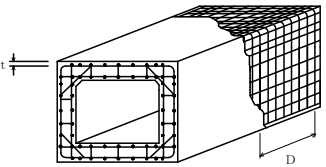
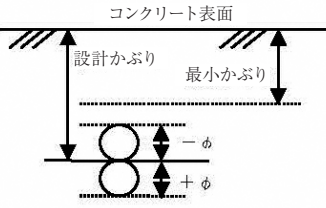
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 5	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50	
						法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-100	
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長 - 2 %	
						幅 w_1, w_2		-100	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 5	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						天端	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 ● 天端部の計測点 ○ 法面部の計測点 計測密度 平面積 1点/m²  天端 小段	

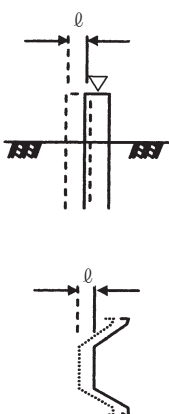
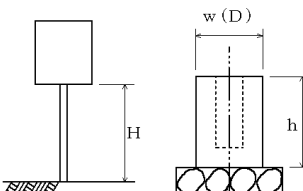
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	2 土工	4 道路土工	6		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋	4		組立て	平均間隔 d	±φ
						か ぶ り t	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準仕様書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編 1-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについて、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」に従い実施する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう。	

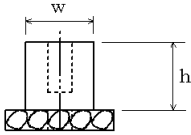
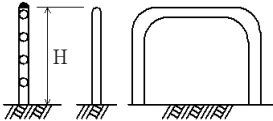
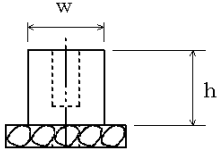
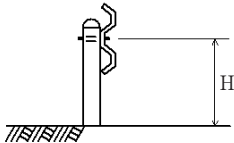
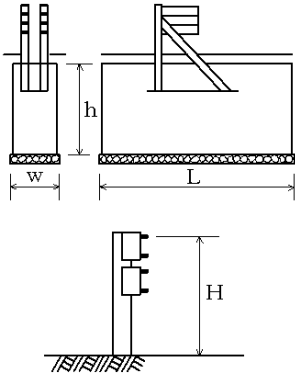
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ∇	±50
						根 入 長	設計値以上
						変 位 ℓ	100
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上
						基礎 幅 w (D) 高 さ h 根 入 長	-30
							-30
							設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1ヶ所／1施工箇所 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所／1基 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を用いることができる。		

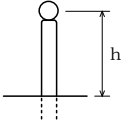
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	- 30
							高 さ h	- 30
							パイプ取付高 H	+ 30 - 20
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	- 30
							高 さ h	- 30
							ビーム取付高 H	+ 30 - 20
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	- 30
							高 さ h	- 30
							延 長 L	- 100
							ケーブル取付高 H	+ 30 - 20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を用いることができる。		
1ヶ所／1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を用いることができる。		
1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1 施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を用いることができる。		
1ヶ所／1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を用いることができる。		
1ヶ所／1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を用いることができる。		ワイヤロープ式防護柵にも適用する
1ヶ所／1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を用いることができる。		

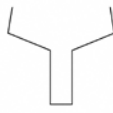
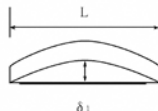
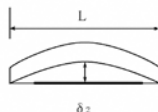
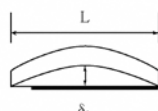
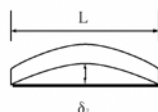
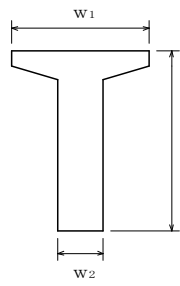
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食 便 覧 Ⅱ - 82 「表 - Ⅱ. 5.5 各塗料の標準 使用量と標準 膜厚」の標準 使用量以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。 ペイント式区画線の場合は、テストピースによる測定を省略し、現地測定によることができる。	線種の考え方 実線、破線、ゼブラ、矢印・記号・文字について、幅及び厚さ、色毎とする。 なお、矢印・記号・文字は1工事毎に1ヶ所とする。	
1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を用いることができる。		
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。1ロットの大きさは500㎡とする。		

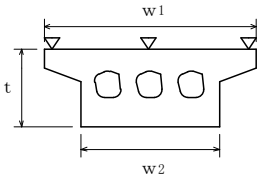
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w_1	$+10$ -5
						幅 (下) w_2	± 5
						高 さ h	$+10$ -5
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30mm$ 以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）		

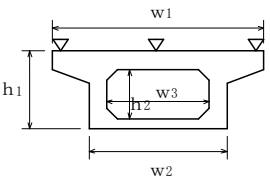
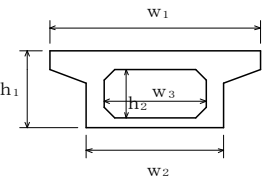
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント 桁製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—
						断面の外形寸法（mm）	—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		P C ホ ロ ー ス ラ ブ 製 作 工	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$
						厚 さ t	$-10 \sim +20$
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 横方向最大タワミ量の測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：支間長（m）		
桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 1 - 18 - 2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		

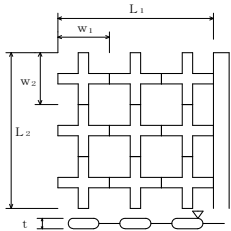
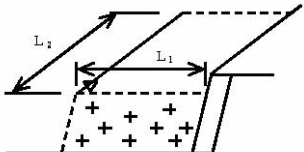
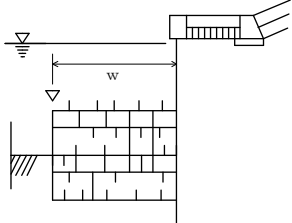
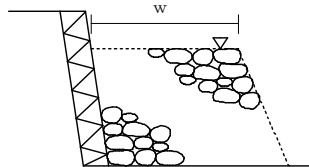
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 の 工 種	16	1	P C 箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$
						内 空 幅 w_3	± 5
						高 さ h_1	$+10$ -5
						内 空 高 さ h_2	$+10$ -5
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 の 工 種	16	2	P C 押出し箱桁製作工	幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$
						内 空 幅 w_3	± 5
						高 さ h_1	$+10$ -5
						内 空 高 さ h_2	$+10$ -5
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ケ所（支点付近）で 1 ケ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ケ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 1－18－2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		
桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 ケ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 1－18－2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		

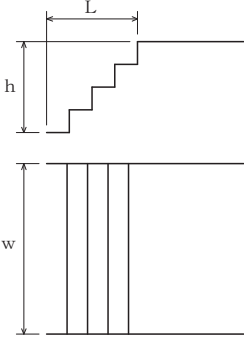
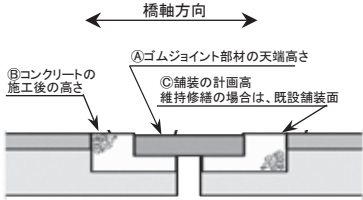
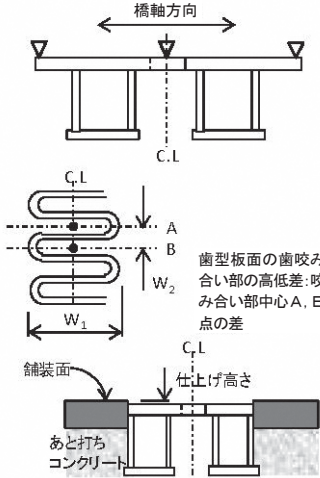
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	層積	基 準 高 ∇	± 100
							厚 さ t	-20
							幅 w_1, w_2	-20
							延長 L_1, L_2	-200
						乱積	基 準 高 ∇	$\pm t/2$
							延長 L_1, L_2	$-t/2$
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工		基 準 高 ∇	± 150
							幅 w	± 300
							延 長 L	-200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工		基 準 高 ∇	-100
							幅 w	-100
							延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
1 施工箇所毎	 t は根固めブロックの高さ	
1 組毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

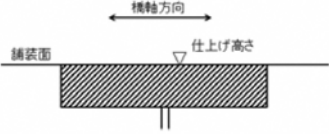
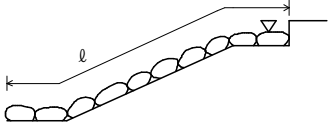
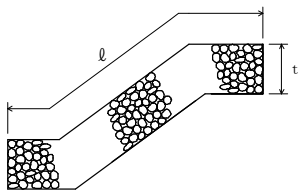
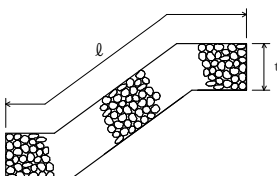
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅	w	- 30
						高	さ h	- 30
						長	さ L	- 30
						段	数	± 0 段
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ		± 3
						表 面 の 凹 凸		3
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0 ～ - 2
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイ ント)	高 さ	据 付 け 高 さ	± 3
							橋軸方向各点誤差 の相対差	3
							表 面 の 凹 凸	3
							歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2
							歯咬み合い部の 縦方向間隔 W ₁	± 2
							歯咬み合い部の 横方向間隔 W ₂	± 5
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0 ～ - 2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 回／1 施工箇所		
高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。(車線毎に一体物の伸縮装置の場合、本規格値は適用しない。)	 据付け高:「A」と「A」の設計値との差分 仕上げ高:後打ちコンが有る場合「A」と「B」の差分、 後打ちコンが無い場合「A」と「C」の差分	
高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。(車線毎に一体物の伸縮装置の場合、本規格値は適用しない。) 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。	 歯型板面の歯咬み合い部の高低差:咬み合い部中心A、B点の差 舗装面 あと打ちコンクリート	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸		3
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～+3
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 ∇		±500
						法 長 ℓ		-200
						延 長 L		-200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ		-100
						厚 さ t		-0.2 t
						延 長 L		-200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	-100
						厚 さ t		-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

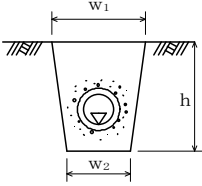
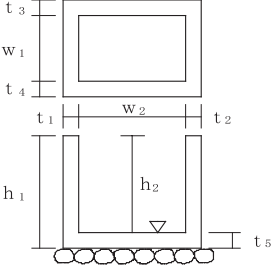
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h	-100
						延 長 L ₁ , L ₂	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ▽	±30
						※幅 w	-50
						※高 さ h	-30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t ₁ , t ₂	-20
						幅 w	-30
						高 さ h ₁ , h ₂	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
1 施工箇所毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 ヶ所／1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

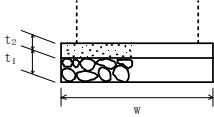
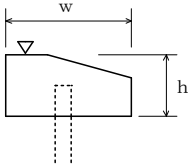
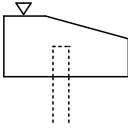
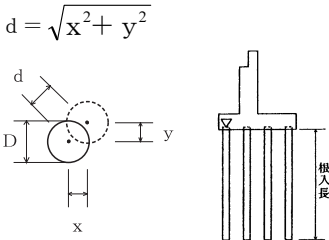
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	30		集水桝工	基 準 高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡以上500㎡未満の場合は25点、200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1 点とする。 200㎡未満 10㎡ごとに1 点 200㎡以上 500㎡未満 25点 500㎡以上 500㎡毎に 25点 （例：700㎡の場合 $700/500=1.4$ロット≒2ロット 2 ロット×25点=50点）		

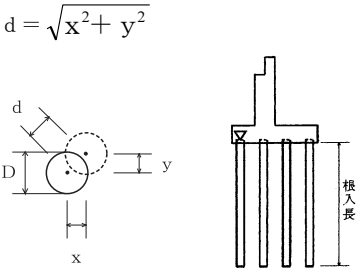
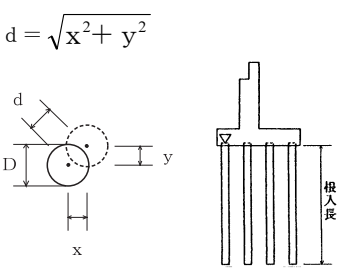
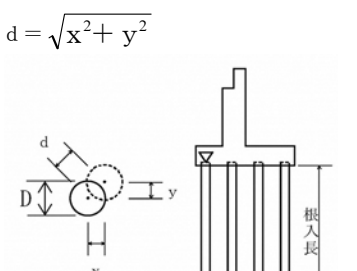
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚 さ t ₁ , t ₂	- 30
						延 長 L	各構造物の 規格値による
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	- 30
						高 さ h	- 30
						延 長 L	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100以内
						傾 斜	1/100以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 道路等における土留め擁壁などの基礎工についても、本項に準拠し管理する。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 道路等における土留め擁壁などの基礎工についても、本項に準拠し管理する。		
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

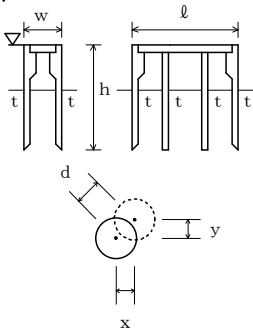
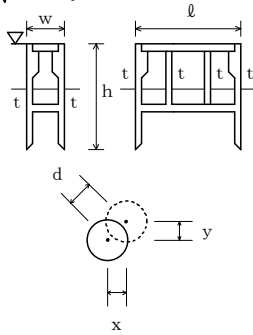
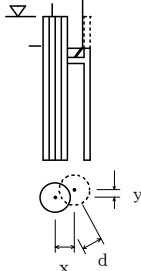
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	$D/4$ 以内かつ 100以内
						傾 斜	1/100以内
						杭 径 D	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	100以内
						傾 斜	1/100以内
						杭 径 D	設計径（公称径） -30 以上
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150以内
						傾 斜	1/50以内
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上 ※

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 傾斜縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

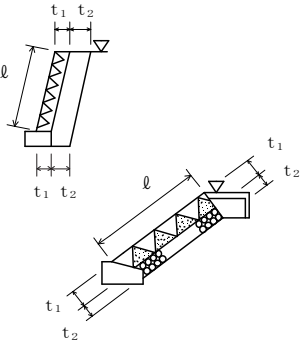
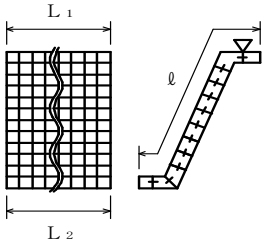
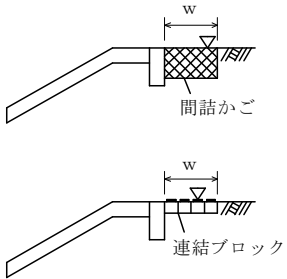
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ∇	±100
						ケーソンの長さ ℓ	- 50
						ケーソンの幅 w	- 50
						ケーソンの高さ h	- 100
						ケーソンの壁厚 t	- 20
						偏 心 量 d	300以内
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ∇	±100
						ケーソンの長さ ℓ	- 50
						ケーソンの幅 w	- 50
						ケーソンの高さ h	- 100
						ケーソンの壁厚 t	- 20
						偏 心 量 d	300以内
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ∇	±100
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	300以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

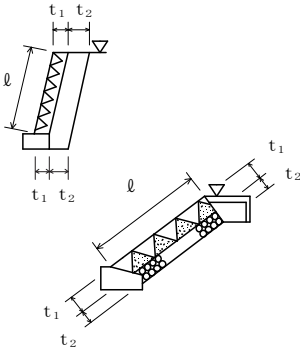
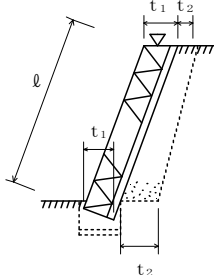
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック 積） （コンクリートブロック 張り） 法枠護岸工 （現場打ち・プレキャスト）	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚さ（ブロック積張） t ₁		－50
						厚さ（裏込） t ₂		－50
						延 長 L		－200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ		－100
						延 長 L ₁ , L ₂		－200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w		－100
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	- 50
							ℓ ≥ 3 m	- 100
						厚さ（ブロック） t ₁		- 50
						厚さ（裏込） t ₂		- 50
						延 長 L		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	- 50
							ℓ ≥ 3 m	- 100
						厚さ（石積・張） t ₁		- 50
						厚さ（裏込） t ₂		- 50
						延 長 L		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6		橋面防水工 （シート系床版防水層）	シートの重ね幅	- 20～+ 50	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	－45	－45	－15	－15
						幅	－50	－50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均値（X）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-54	-63	- 8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均値（X）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-54	-63	- 8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均値（X）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均値（X）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3	- 4
						幅	- 25	- 25	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 20	- 25	- 3	- 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均値（X）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
						幅	- 25	- 25	—	—
						平 坦 性			3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 17	- 20	- 2	- 3
						平 坦 性			3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80mに1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均値（X）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
					半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	- 10
						幅	- 50	- 50	—	—
					半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 54	- 63	- 8	- 10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値							
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	- 10				
						幅	- 50	- 50	—	—				
					半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 54	- 63	- 8	- 10				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	- 15	- 20	- 5	- 7
						幅	- 50	- 50	—	—
					半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 36	- 45	- 5	- 7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3	- 4
						幅	- 25	- 25	—	—
					半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 20	- 25	- 3	- 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
						幅	- 25	- 25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	
					半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 17	- 20	- 2	- 3
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事 共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
					排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	- 10
						幅	- 50	- 50	—	—
					排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 54	- 63	- 8	- 10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)		
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安 定処理工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	- 10	
						幅	- 50	- 50	—	—	
					排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安 定処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 54	- 63	- 8	- 10	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	- 15	- 20	- 5	- 7
						幅	- 50	- 50	—	—
					排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 36	- 45	- 5	- 7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	土木工事 共通編	1 一般 施工	6 一般 舗装工	9 5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3	- 4
						幅	- 25	- 25	—	—
					排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 20	- 25	- 3	- 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
						幅	- 25	- 25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	
					排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 17	- 20	- 2	- 3
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均 ($\bar{X}$)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100		—
					透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15
						厚 さ あるいは 標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均 ($\bar{X}$)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3	土木工事 共通編	1 一般 施工	6 一般 舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	- 9	- 3
							幅	- 25	—
						透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 20	- 3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	1	6	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5	- 7
						幅	-50	-50	—	—
					グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)					
						厚 さ あるいは 標高較差	-36	-45	- 5	- 7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	1	6	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	-12	- 3	- 4
						幅	-25	-25	—	—
					グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)					
						厚 さ あるいは 標高較差	-20	-25	- 3	- 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
						幅	- 25	- 25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	
					グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 17	- 20	- 2	- 3
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	- 45		- 15	
						幅	- 50		—	
					コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+ 40 - 15	+ 50 - 15
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+ 40 - 15	+ 50 - 15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が$2,000\text{m}^2$以上とする。 小規模とは、施工面積が$2,000\text{m}^2$未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として$\pm 10\text{mm}$が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m^2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が$2,000\text{m}^2$以上とする。 小規模とは、施工面積が$2,000\text{m}^2$未満。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	1	一般 施 工	6	一般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)		
							厚 さ	-25	-30	- 8
							幅	-50		—
							厚 さ あるいは 標高較差	-55	-66	- 8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が$2,000\text{m}^2$以上とする。 小規模とは、施工面積が$2,000\text{m}^2$未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として$\pm 10\text{mm}$が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m^2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が$2,000\text{m}^2$以上とする。 小規模とは、施工面積が$2,000\text{m}^2$未満。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝 青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8
							幅	-50		—
						コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝 青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-55	-66	- 8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	1	一般 施 工	6	一般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)		
							厚 さ	- 9	- 12	- 3
							幅	- 25		—
							厚 さ あるいは 標高較差	- 20	- 27	- 3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	-10		-3.5	
						幅	-25		—	
						平 坦 性	—		コンクリートの 硬化後3 mプロ フィールメータ ーにより機械舗設 の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下	
						目地段差	± 2			
					コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-22		-3.5	
						平 坦 性	—		3mプロフィールメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	
						目地段差	± 2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	- 45		- 15	
						幅	- 50		—	
					コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 - 15	+50 - 15
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 - 15	+50 - 15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が$2,000\text{m}^2$以上とする。 小規模とは施工面積が$2,000\text{m}^2$未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値($\bar{X}_{10}$)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として$\pm 10\text{mm}$が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m^2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が$2,000\text{m}^2$以上とする。 小規模とは、施工面積が$2,000\text{m}^2$未満。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	
						幅	- 50		—	
					コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 55	- 66	- 8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が$2,000\text{m}^2$以上とする。 小規模とは、施工面積が$2,000\text{m}^2$未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値($\bar{X}_{10}$)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として$\pm 10\text{mm}$が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m^2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が$2,000\text{m}^2$以上とする。 小規模とは、施工面積が$2,000\text{m}^2$未満。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8
							幅	-50	—	
						コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-55	-66	- 8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	- 9	- 12	- 3	
						幅	- 25		—	
					コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 20	- 27	- 3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	-15		-4.5	
						幅	-35		—	
						平 坦 性	—		転圧コンクリート の硬化後、3 m プロフィルメー ターにより (σ)2.4mm以下。	
						目地段差	± 2			
					コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-32		-4.5	
						平 坦 性	—		転圧コンクリート の硬化後、3 m プロフィルメー ターにより (σ) 2.4mm以下。	
						目地段差	± 2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	- 45		- 15	
						幅	- 50		—	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	
						幅	- 50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－ 25	－ 30	－ 8	
						幅	－ 50		－	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－ 15	－ 20	－ 5	
						幅	－ 50		－	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－ 12	－ 3	
						幅	－ 25		－	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	- 45		- 15	
						幅	- 50		—	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	
						幅	- 50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均($\bar{X}$)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		

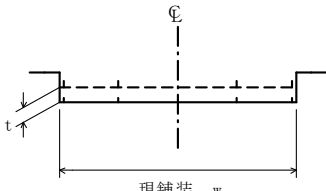
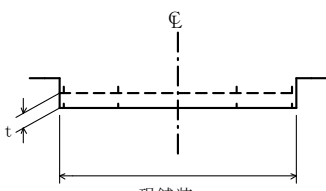
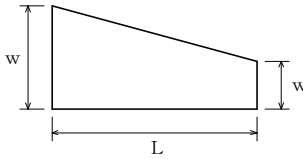
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－ 25	－ 30	－ 8	
						幅	－ 50		－	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－ 15	－ 20	－ 5	
						幅	－ 50		－	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－ 12	－ 3	
						幅	－ 25		－	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\bar{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。		

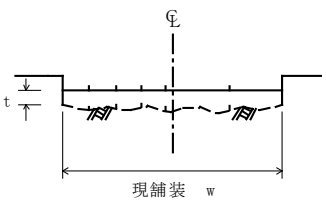
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	1	路面切削工	厚 さ t	- 7	- 2
						幅 w	- 25	—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	- 17 (17) (面管理として 緩和)	- 2 (2)
						幅 w	- 25	—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路 盤 工	幅 w	- 50
							延長L	- 100
							厚さt	該当工種
						舗 設 工	幅 w	- 25
							延長L	- 100
							厚さt	該当工種

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m^2（平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。		
各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

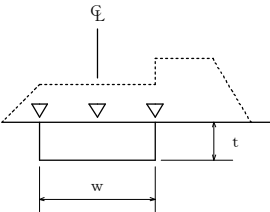
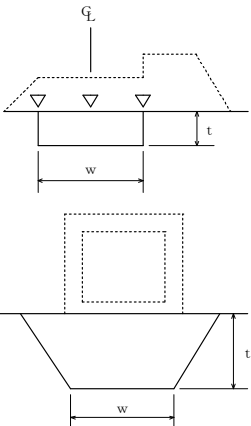
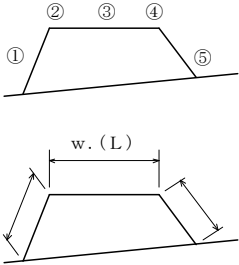
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	- 9	
						幅 w	- 25	
						延 長 L	- 100	
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	- 20	- 3
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		

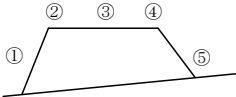
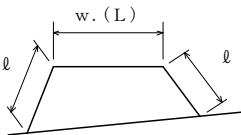
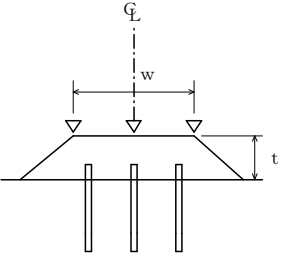
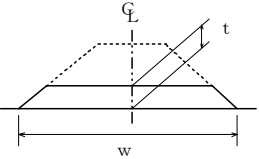
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	±50
						施 工 厚 さ t	- 50
						幅 w	- 100
						延 長 L	- 200
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基 準 高 ∇	±50
						置 換 厚 さ t	- 50
						幅 w	- 100
						延 長 L	- 200
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 ℓ	- 500
						天 端 幅 w	- 300
						天 端 延 長 L	- 500

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは中心線及び端部で測定。		
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		

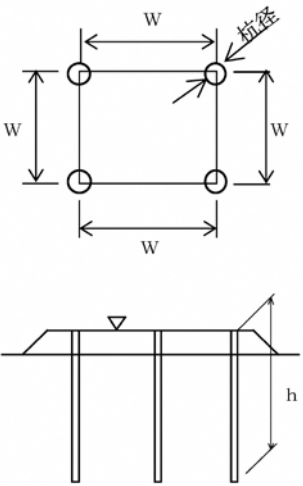
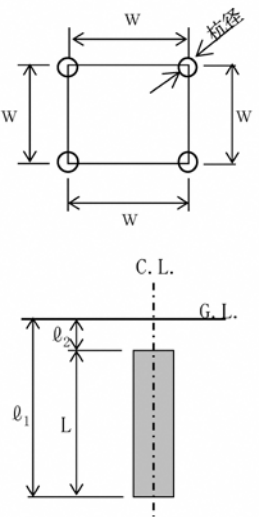
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (I C T施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 ℓ	-500
						天 端 幅 w	-300
						天 端 延 長 L	-500
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良範囲図を用いて、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		

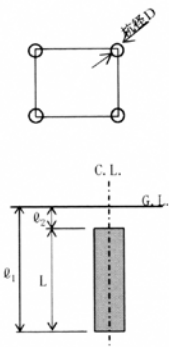
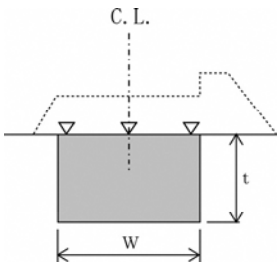
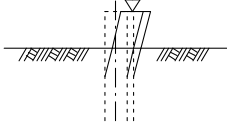
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	位置・間隔 w	±100
			8			杭 径 D	設計値以上
						打 込 長 さ h	設計値以上
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50
						位置・間隔 w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 L	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 全本数 全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 ※余長は、適用除外	
100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良体天端深度		

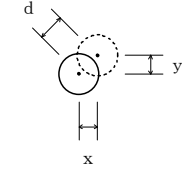
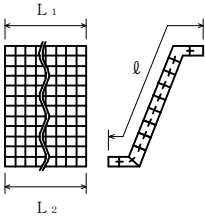
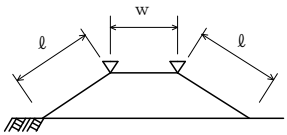
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基 準 高 ∇	0 以上
						位 置	D / 8 以内
						杭 径 D	設計値以上
						改 良 長 L	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ∇	設計値以上
						施 工 厚 さ t	設計値以上
						幅 w	設計値以上
						延 長 L	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 100
						根 入 長	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要） 工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要） 全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認（残尺計測による確認は不要）		
1,000m³～4,000m³につき1ヶ所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 1,000m³以下、又は延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）		
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 （任意仮設は除く）		

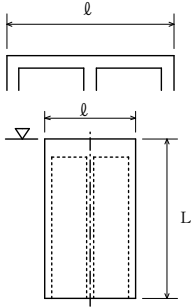
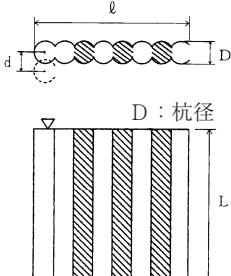
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差 d	100
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100
						延長 L_1 L_2	-200
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 ℓ	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
1 施工箇所毎		
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	- 50
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ∇	± 50
						連壁の長さ ℓ	- 50
						変 位	300
						壁 体 長 L	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ∇	± 50
						連壁の長さ ℓ	- 50
						変 位 d	D/4 以内
						壁 体 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1 施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1 施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1 施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。	 D：杭径	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工（共通）	1	1	鑄造費 （金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔 の 直 径 差		+ 2 － 0	
							中 心 距 離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ		
								≦1000mm	1 以下	
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ		
								>1000mm	1.5以下	
					アンカーバー用孔（鑄放し） アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100mm	+ 3 － 1		
							>100mm	+ 4 － 2		
						孔の中心距離※1		JIS B 0403 -1995 CT13		
					センターボス	ボ ス の 直 径		+ 0 － 1		
						ボ ス の 高 さ		+ 1 － 0		
					ボス ※5	ボ ス の 直 径		+ 0 － 1		
						ボ ス の 高 さ		+ 1 － 1		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 ※１）ガス切断寸法を準用する。 ※２）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※３）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはC T13を適用するものとする。 ※４）全移動量分の遊間が確保されているかを確認する。 ※５）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		

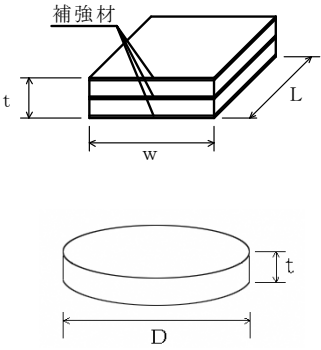
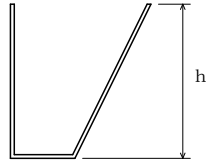
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工（共通）	1	1	鑄造費 （金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直 角方向の長さ寸法		JIS B 0403 -1995 CT13	
						全移動量 ℓ ※4	ℓ ≤ 300mm	± 2	
							ℓ > 300mm	± ℓ / 100	
						組立高さH コンクリート構造用	上、下面加工仕上げ		± 3
							H ≤ 300mm	± 3	
								H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2) ※3)		JIS B 0403 -1995 CT14
							鑄放し肉厚寸法 ※2)		JIS B 0403 -1995 CT15
							削り加工寸法		JIS B 0405 -1991 粗級
							ガス切断寸法		JIS B 0417 -1979 B級

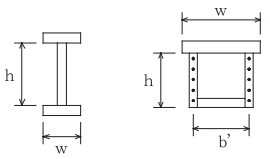
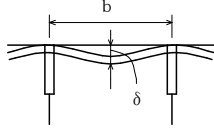
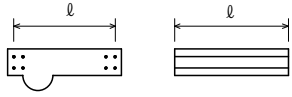
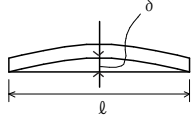
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 ※１）ガス切断寸法を準用する。 ※２）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※３）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはC T13を適用するものとする。 ※４）全移動量分の遊間が確保されているかを確認する。 ※５）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工（共通）	1	2	鑄造費 （大型ゴム支承工）	幅 w 長さL 直径D	w, L, D ≤500	0 ～ + 5
							500 < w, L, D ≤1500mm	0 ～ + 1 %
							1500 < w, L, D	0 ～ +15
						厚 さ t	t ≤20mm	±0.5
							20 < t ≤160	±2.5%
							160 < t	± 4
						相 対 誤 差	w, L, D ≤1000mm	1
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工（共通）	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ （m）	± 3 …… ℓ ≤10 ± 4 …… ℓ >10
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工（共通）	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h （m）		± 2 …… h ≤0.5 ± 3 …… 0.5 < h ≤1.0 ± 4 …… 1.0 < h ≤2.0
						外周長 L （m）		± (10+L/10)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

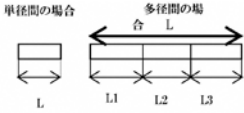
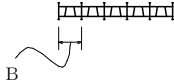
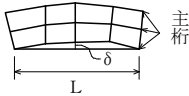
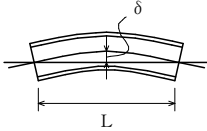
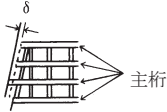
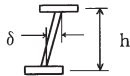
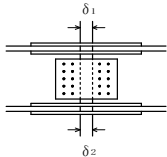
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 （ 共 通 ）	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\cdots \cdots 2.0 < w$
							板の平面度 δ (mm) 鋼桁及びトラス等の部材の腹板 $h / 250$
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート $b / 150$
							材 精 度 フランジの直角度 δ (mm) $w / 200$
							部 材 長 ℓ (m) 鋼桁 $\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
							トラス、アーチなど $\pm 2 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
							圧縮材の曲がり δ (mm) $\ell / 1000$

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。		 I 型鋼桁 トラス弦材	
主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)			
原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。			
—	主要部材全数を測 定。 ℓ：部材長 (mm)		

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。

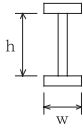
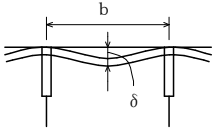
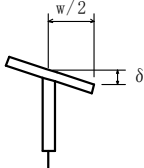
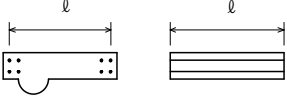
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	1	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 L_n (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+L_n/10)$
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots \cdots B > 2$
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots \cdots h > 5$
						仮組 主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots \cdots L > 100$
						立 主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots \cdots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots \cdots$ $80 < L \leq 200$
						精 主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10
						度 主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$
						現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
各桁毎に全数測定。			
各支点及び各支間中央付近を測定。			
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上（m）			
各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）		
主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 $\delta 1$ 、 $\delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			

※規格値のL, B, hに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 (共 通)	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$
						板の平面度 δ (mm) 鋼桁等の部材の腹板	$h / 250$
						箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$
						部 材 精 度 フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$
						部 材 長 ℓ (m) 鋼 桁	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$

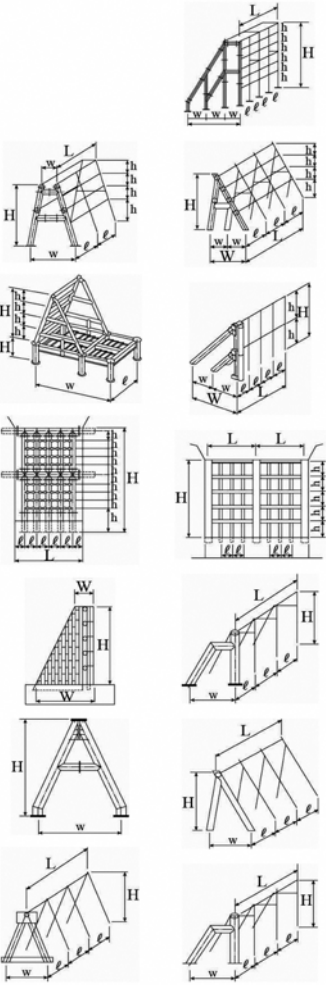
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)	 	
主要部材全数を測定。		

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。

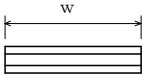
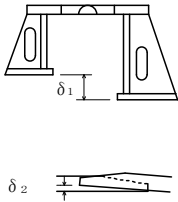
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工（共通）	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部 材 の 水 平 度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 ℓ	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本 体 の 傾 き	±H/500

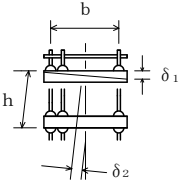
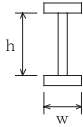
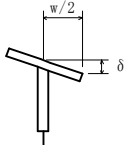
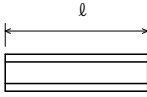
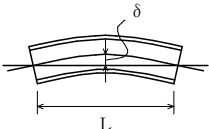
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	4		検査路製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 w (m)	$0 \sim +30$
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4
							フィンガーの食い 違い δ_2 (mm)	± 2
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		
製品全数を測定。		
両端部及び中央部付近を測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	8		アンカーフレーム製作工	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$
						鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$
						高 さ h (mm)	± 5
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $\cdots 2.0 < w$
						部 材 フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
						仮 組 立 時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
軸心上全数測定。		
各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁	
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
各主桁について10～12m間隔を測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	11		工場塗装工	塗 膜 厚		a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500㎡とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1 点とする。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m)	$\pm (20+L/5)$
						支間長 L _n (m)	$\pm (20+L_n/5)$
						通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$
						そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$
						※主桁、主構の 中心間距離B(m)	$\pm 4 \cdots \cdots$ $B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots \cdots B > 2$
						※主桁の橋端に おける出入差 δ (mm)	± 10
						※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$
						※現場継手部 のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長 (m)	単径間の場合 多径間の場合 L, L1, L2, L3	
L：主桁・主構の支間長 (m)	主桁 L, δ	
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長 (m)	L, δ	
各支点及び各支間中央付近を測定。	B	
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	δ 主桁	
各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ (mm)	δ, h	
主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 $\delta 1$ 、 $\delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)	$\delta 1$, $\delta 2$	
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主げた・主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架 設 工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押し出し架設）	全 長・支 間		—
						桁の中心間距離		—
						そ り		—
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工（共通）	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-200
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の - 4 %
						盛土法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-100
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の - 2 %
						延 長 L		-200

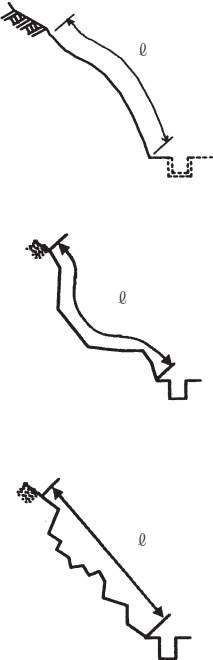
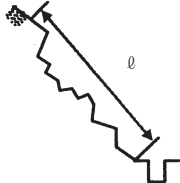
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 (共 通)	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-200
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の - 4 %
						厚 さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。	
						延 長 L		-200

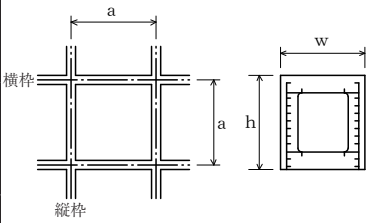
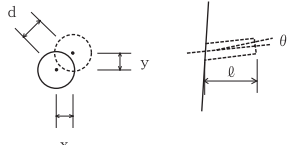
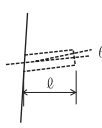
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工（共通）	3		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法 長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	- 50
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	- 100
					厚 さ t	$t < 5 \text{ cm}$	- 10	
						$t \geq 5 \text{ cm}$	- 20	
						但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上 とし、平均厚は設計厚以上		
					延 長 L		- 200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

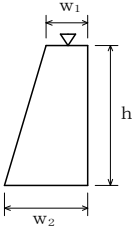
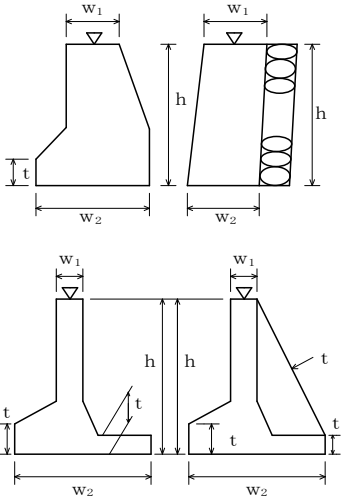
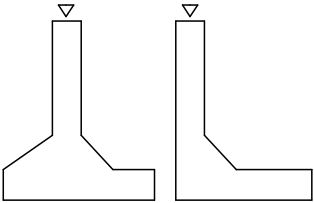
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 (共 通)	4	1	法 杵 工 (現 場 打 法 杵 工) (現 場 吹 付 法 杵 工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						幅 w		-30
						高 さ h		-30
						杵 中 心 間 隔 a		± 100
						杵 延 延 長 L		-200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 (共 通)	4	2	法 杵 工 (プレキャスト法杵工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						杵 延 延 長 L		-200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 (共 通)	6		ア ン カ ー 工	削 孔 深 さ ℓ		設計値以上
						配 置 誤 差 d		100
						せん孔方向 θ		± 2.5 度
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 (共 通)	6		鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	削 孔 深 さ ℓ		設計値以上
						せん孔方向 θ		± 4 度

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	 横枠 縦枠 枠延長：縦枠・横枠の合計延長 （交点の延長重複部を除く）	曲線部、凹凸部等において、枠中心間隔aの下限規格値によりがたい場合は、監督員と協議のうえ、下限規格値を設定すること。 曲線部の枠延長は設計図書による。
枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
1 施工箇所毎		
全数 （任意仮設は除く）	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数 （任意仮設は除く）		

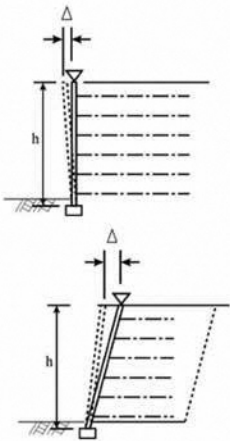
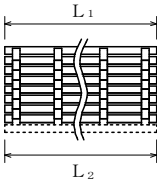
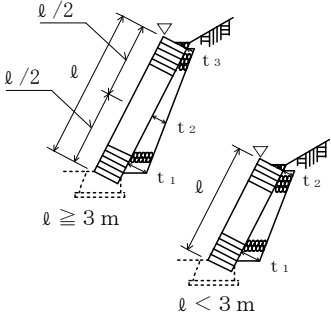
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 (共 通)	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽	±50	
						厚 さ t	－20	
						裏 込 厚 さ	－50	
						幅 w ₁ , w ₂	－30	
						高さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L	－200	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 (共 通)	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50	
						延 長 L	－200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

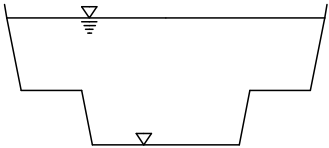
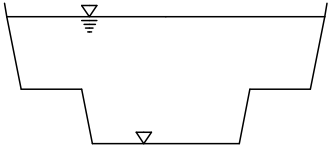
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 （ 共 通 ）	3		補強土壁工 （補強土〔テールアル メ〕壁工法） （多数アンカー式補強土 工法） （ジオテキスタイルを用 いた補強土工法）	基 準 高 ▽		±50
						高 さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						鉛 直 度 △		±0.03 h かつ ±300以内
						控 え 長 さ （補強材の設計長）		設計値以上
						延 長 L		－200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 （ 共 通 ）	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽		±50
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		－50
						延 長 L ₁ , L ₂		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1 施工箇所毎		

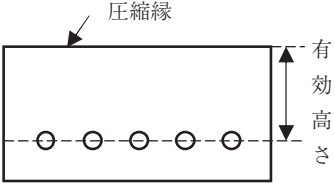
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	16 浚 渫 工（共通）	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基 準 高 ▽	電 気 船	200ps	－ 800 ～ ＋ 200	
								500ps	－ 1000 ～ ＋ 200	
								1000ps	－ 1200 ～ ＋ 200	
							デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	－ 800 ～ ＋ 200	
								420ps 600ps	－ 1000 ～ ＋ 200	
								1350ps	－ 1200 ～ ＋ 200	
							幅		－ 200	
						延 長		－ 200		
						3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	16 浚 渫 工（共通）	3	2
幅		－ 200								
延 長		－ 200								
浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値						
	標 高 較 差		± 0 以下	＋ 400以下						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		

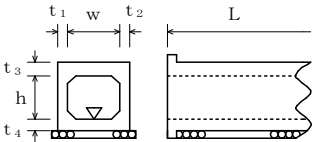
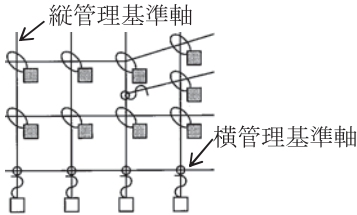
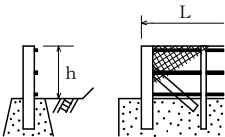
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20
						幅 w	0 ～ +30
						厚 さ t	-10 ～ +20
						鉄 筋 の か ぶ り	設計値以上
						鉄筋の有効高さ	±10
						鉄 筋 間 隔	±20
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で、1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10m に 1 ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 ヶ所とする。		
1 径間当たり 3 ヶ所（両端及び中央）測定。 1 ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		

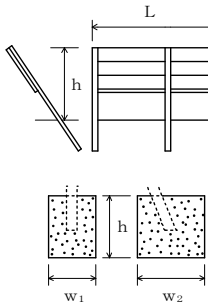
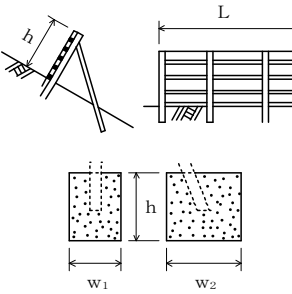
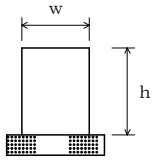
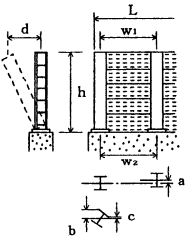
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
4 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
4 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇		± 30
						厚さ $t_1 \sim t_4$		- 20
						幅 (内法) w		- 30
						高 さ h		± 30
						延長 L	$L < 20\text{m}$	- 50
							$L \geq 20\text{m}$	- 100
4 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工 (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)	幅 w		- 200 (- 500)
						延 長 L		- 200 (- 500)
						主 ロ ー プ 間 隔		管理基準軸 ± 200 管理基準軸外 + 500
						アンカー根入長 (削孔深さ) ℓ		設計値以上
4 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ h		± 30
						延 長 L		- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
1 施工箇所毎（幅wは落石防止網の横方向の長さ、長さLは縦方向の長さ） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	幅w、長さLはロープネットの場合、管理基準軸で測定 	（ ）はロープネットで20m（10スパン）を超える場合
ロープネットに適用 全数		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
4 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h		±30
						延 長 L		－200
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	－30
							高 さ h	－30
4 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h		±30
						延 長 L		－200
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	－30
							高 さ h	－30
						アンカー長ℓ	打 込 み ℓ	－10%
							埋 込 み ℓ	－5%
4 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w		－30
						高 さ h		－30
						延 長 L		－200
4 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間隔 w ₁ , w ₂	±15
							ず れ a	10
							ねじれ b－c	5
							倒 れ d	h×0.5%
						高 さ h		+30, －20
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎		アンカーについては、ずれ止め等せん断耐力からアンカー規格（外径）を決定しているアンカーに適用
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		
施工延長5スパンにつき1ヶ所 1 施工箇所毎		

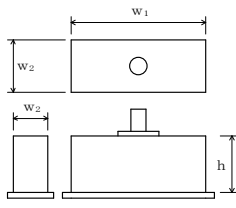
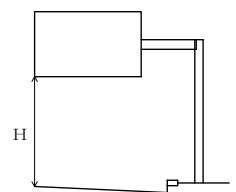
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
4 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	— 30	— 10
							t ≥ 15cm	— 45	— 15
						幅	— 100		—
4 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工	厚 さ	— 9		— 3
						幅	— 25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

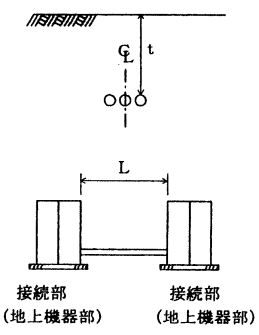
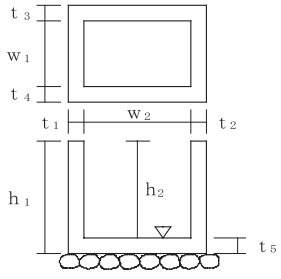
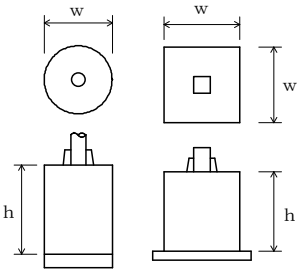
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
4 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20
						各 部 の 厚 さ	± 20
						各 部 の 長 さ	± 30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20
						厚 さ	—
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20
						ア ン カ ー 長	± 20
4 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30
						高 さ h	-30
4 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設 置 高 さ H	設計値以上

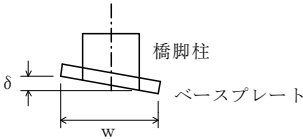
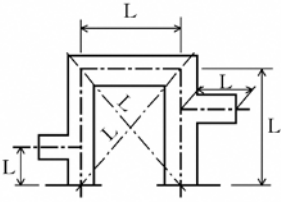
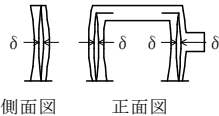
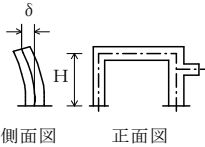
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1ヶ所／1踏掛版		
1ヶ所／1踏掛版		
1ヶ所／1踏掛版		
全数		
全数		
全数		
基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0 ～ +50
						延 長 L	-200
4 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30
						※厚さ t ₁ ～ t ₅	-20
						※幅 w ₁ , w ₂	-30
						※高さ h ₁ , h ₂	-30
4 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30
						高 さ h	-30

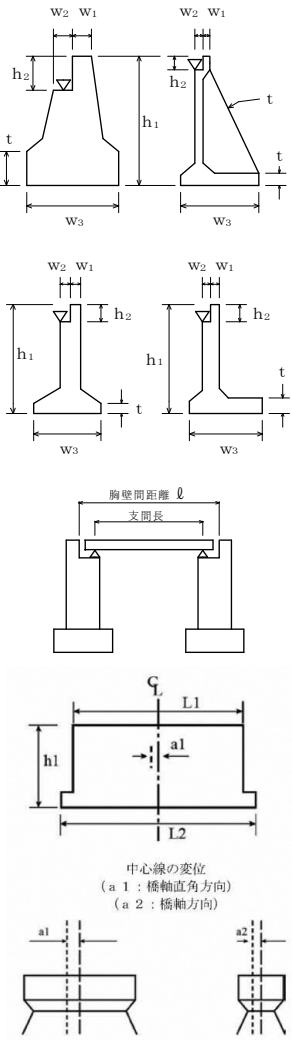
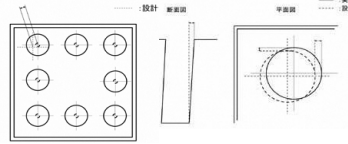
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部間毎に1ヶ所 接続部間毎で全数	 接続部 (地上機器部) 接続部 (地上機器部)	
1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
1ヶ所／1施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
4 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	橋脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	
							ベース プレート	孔の位置	± 2
								孔の径 d	0 ～ 5
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	± 5 … L ≤ 10m ± 10 … 10 < L ≤ 20m ± (10 + (L - 20)/10) … 20m < L	
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L / 1000	
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	10 … H ≤ 10 H … H > 10	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各橋脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。		
各主構の各格点を測定。		
各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）		

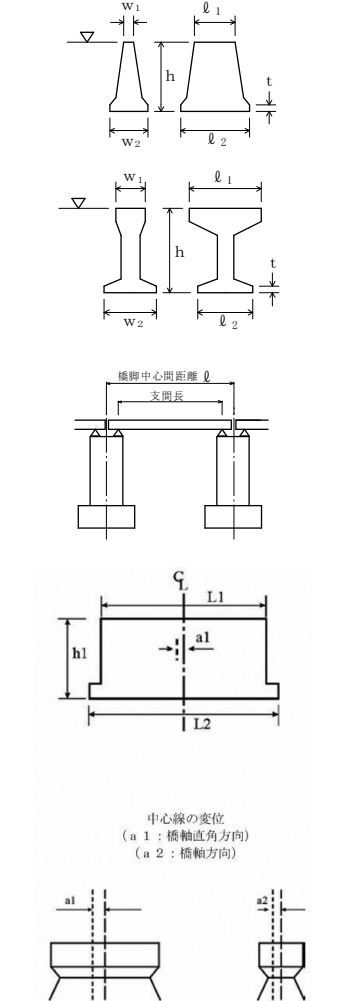
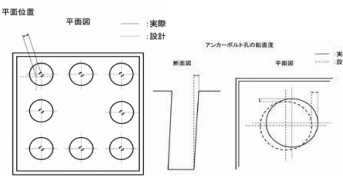
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50
						高 さ h_1	-50
						胸壁の高さ h_2	-30
						天 端 長 ℓ_1	-50
						敷 長 ℓ_2	-50
						胸壁間距離 ℓ	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$
						平 面 位 置	± 20
						アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 胸壁間距離 L 支間長 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向) 平面位置 平面図 アンカーボルト孔の鉛直度 平面図 —— 実測 ----- 設計	
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		

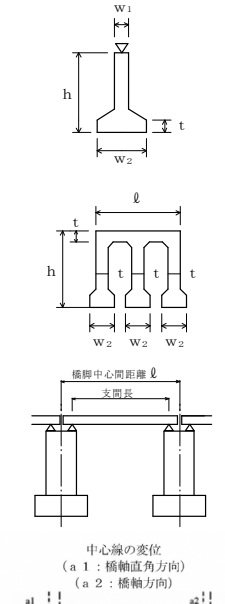
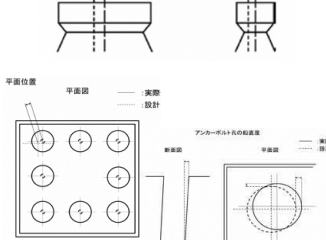
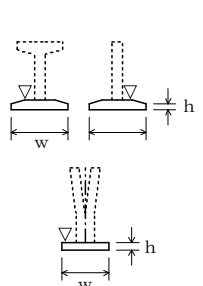
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50
						高 さ h	-50
						天 端 長 ℓ_1	-50
						敷 長 ℓ_2	-50
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
					支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計 画 高	$+10 \sim -20$
						平 面 位 置	± 20
						アンカーボルト 孔の鉛直度	$1/50$ 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 橋脚中心間距離 ℓ 支間長 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	 平面位置 平面図 断面図 アンカーボルト孔の鉛直度 平面図 — 実測 --- 設計	

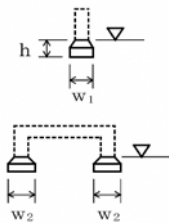
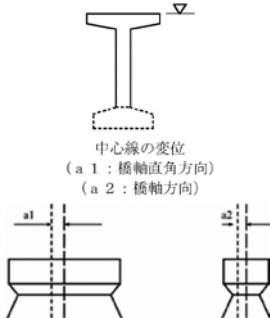
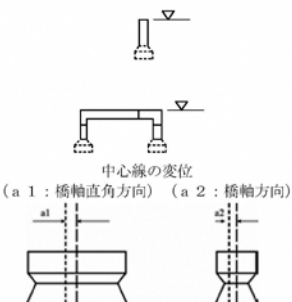
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1	-20
						敷 幅 w_2	-20
						高 さ h	-50
						長 さ ℓ	-20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$
						平 面 位 置	± 20
						アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50以下
4 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w (橋軸方向)	-50
						高 さ h	-50
						長 さ ℓ	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	 平面位置 平面図 —— 実測 —— 設計 断面図 アンカーボルト孔の鉛直度 —— 実測 —— 設計	
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	$- 50$
						高 さ h	$- 50$
4 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
4 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
4 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5

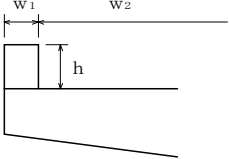
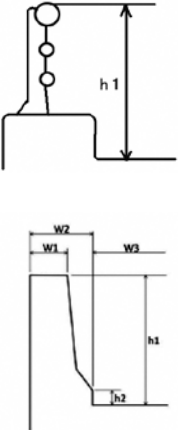
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
4 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	
4 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)		± 5	
						可動支承の移動 可能量 注 2)		設計移動量以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋	
							± 5	$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$	
						水平度	橋軸方向	1 / 100	
							橋軸 直角方向		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5	
4 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)		± 5	
						可動支承の移動 可能量 注 2)		設計移動量以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋	
							± 5	$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$	
						水平度	橋軸方向	1 / 300	
							橋軸 直角方向		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5	
4 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		
支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		

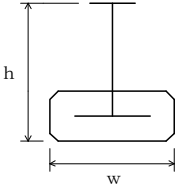
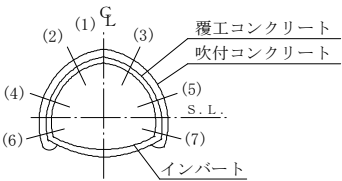
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ - 1 D以内
4 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		アンカー工（橋梁耐震補強工事）	削 孔 深 さ	設計値以上
4 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地 覆 の 幅 w_1	- 10 ～ + 20
						地覆の高さ h	- 10 ～ + 20
						有 効 幅 員 w_2	0 ～ + 30
4 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工	天 端 幅 w_1	- 5 ～ + 10
					橋梁用高欄工	地 覆 の 幅 w_2	- 10 ～ + 20
			高 さ h_1			- 20 ～ + 30	
			高 さ h_2			- 10 ～ + 20	
			有 効 幅 員 w_3			0 ～ + 30	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定		
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
全数測定		
1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。		

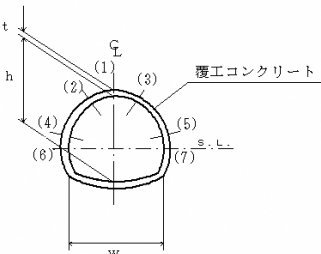
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	± 3
						高 さ	± 4
4 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5
						高 さ h	10 - 5
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ - 30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
4 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で 施工端部、突 出部等の特殊 な箇所は設計 吹付け厚の 1 / 3 以上を 確保するもの とする。
4 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—
						角 度	—
						削 孔 深 さ	—
						孔 径	—
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 ブロックを抽出して測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：スパン長		
施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
施工延長40m毎に断面全本数検測。		

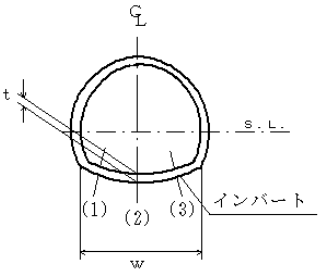
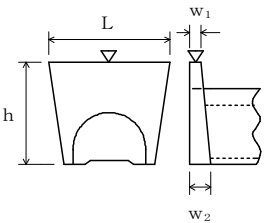
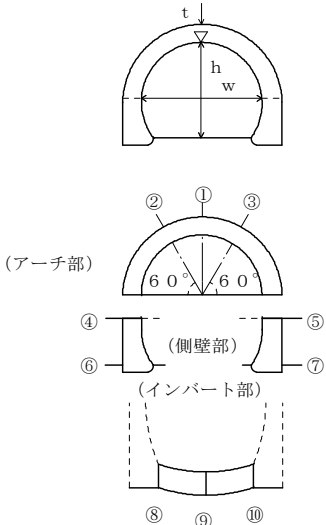
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50
						幅 w（全幅）	- 50
						高さ h（内法）	- 50
						厚 さ t	設計値以上
						延 長 L	—
4 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	- 50
						厚 さ t	- 30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

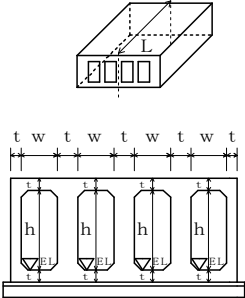
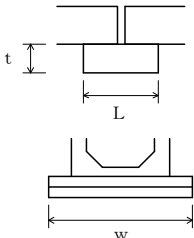
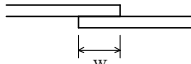
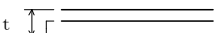
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
4 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	6 イ ン パ ー ト 工	4		インパート本体工	幅 w（全幅）	－50	
						厚 さ t	設計値以上	
						延 長 L	－	
4 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w ₁ , w ₂		－30
						高さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L		－200
4 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	
						幅 w（全幅）		－50
						高さ h（内法）		－50
						厚 さ t		－20
						延 長 L		－

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
図面の主要寸法表示箇所で測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		

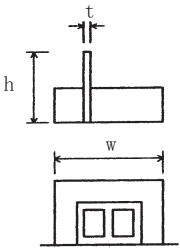
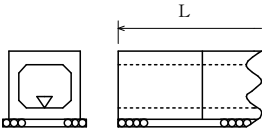
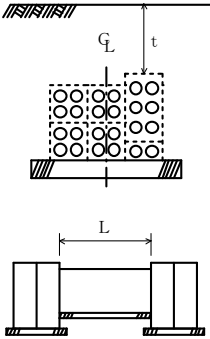
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	- 20
						内 空 幅 w	- 30
						内 空 高 h	±30
						ブロック長 L	- 50
4 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	- 20
						幅 w	- 20
						長 さ L	- 20
4 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上
4 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

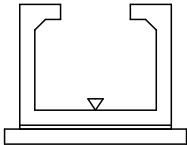
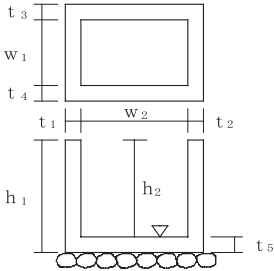
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	- 20
						幅 w	±50
						厚 さ t	- 20
4 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	- 200
4 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0 ～ +50
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
延長：1 施工箇所毎		
接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。	 接続部 (地上機器部) 接続部 (地上機器部)	
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

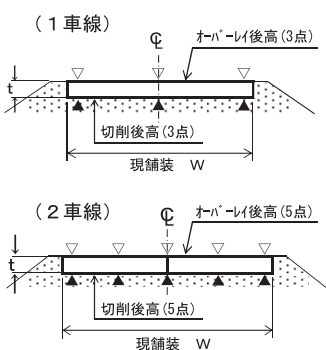
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30
4 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		

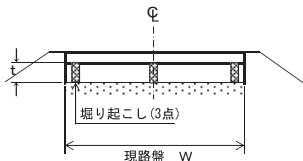
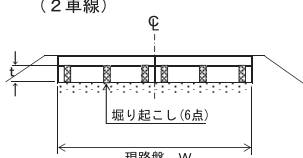
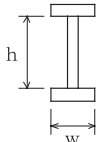
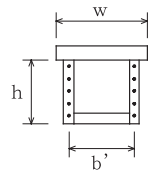
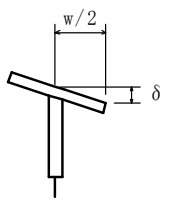
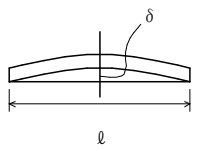
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)
4 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切 削)	- 7	- 2
						厚さ t (オーバーレイ)	表層部 - 9 基層部 - 12	
						幅 w	- 25	
						延長 L	- 100	
						平 坦 性	—	3mプロフイルメーター (σ) 2.4 mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下
4 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切 削)	- 17 (17) (面管理として緩和)	- 2 (2)
						厚さ t (オーバーレイ)	表層部 - 9 基層部 - 12	
						幅 w	- 25	
						延長 L	- 100	
						平 坦 性	—	3mプロフイルメーター (σ) 2.4 mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 (1車線) (2車線) 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ（オーバーレイ）は40m毎に切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		

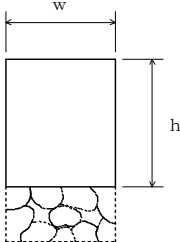
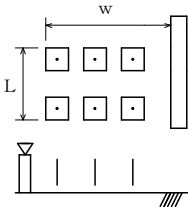
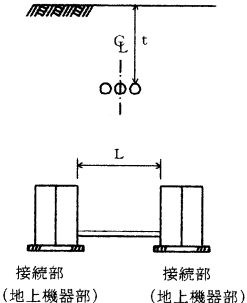
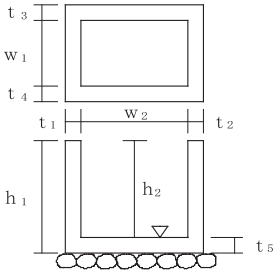
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)
4 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路 盤 工	厚さ t	- 30
							幅 w	- 50
							延長 L	- 100
4 道 路 編	15 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	
						フランジの 直角度 δ (mm)	$w/200$	
						圧縮材の 曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		(1車線)  (2車線) 	
主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁  トラス弦材	
床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		

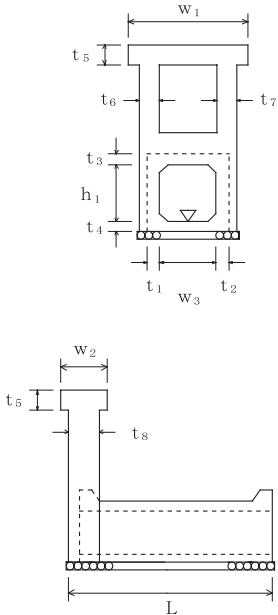
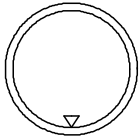
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	- 30
						高 さ h	- 30
5 河川編	1 築堤護岸工	10 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50
						幅 w	±300
						方 向	± 7°
						延 長 L	- 200
5 河川編	1 築堤護岸工	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0 ～ +50
						延 長 L	- 200
5 河川編	1 築堤護岸工	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ t ₁ ～ t ₅	- 20
						※幅 w ₁ , w ₂	- 30
						※高さ h ₁ , h ₂	- 30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 組毎		
接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		

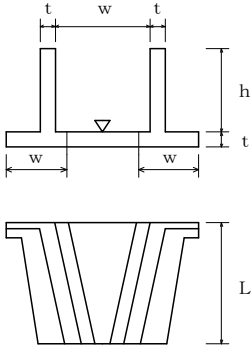
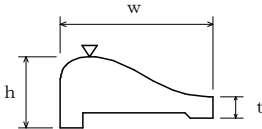
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ∇	± 30
						厚さ $t_1 \sim t_8$	- 20
						幅 w_1, w_2	- 30
						内 空 幅 w_3	- 30
						内 空 高 h_1	± 30
						延 長 L	- 200
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (P C 管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		

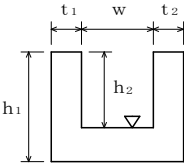
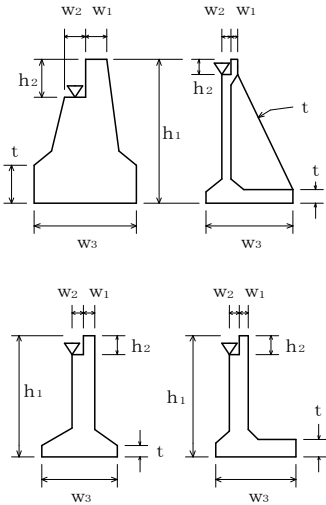
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
5 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
5 河川編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
5 河川編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
					堰長 L	L < 20m	－50
						L ≥ 20m	－100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	- 20
						幅 w	- 30
						高 さ h_1, h_2	- 30
						延 長 L	- 200
5 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	- 20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	- 10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	- 10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	- 50
						高 さ h_1	- 50
						胸壁の高さ h_2	- 30
						天 端 長 ℓ_1	- 50
						敷 長 ℓ_2	- 50
						胸壁間距離 ℓ	± 30
						支 点 長 及 び 中心線の変化	± 50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	 A diagram showing a U-shaped cross-section. The top flange has a total width w, with t_1 on the left and t_2 on the right. The height of the side walls is h_1, and the height of the bottom chord is h_2. A small inverted triangle is shown on the bottom chord.	
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	 Four diagrams showing cross-sections of bridge piers. The top two diagrams show trapezoidal piers with top widths W_2 and W_1, side heights h_1 and h_2, and base width W_3. The bottom two diagrams show T-shaped piers with top widths W_2 and W_1, side heights h_1 and h_2, and base width W_3. The thickness of the top flange is labeled t. A small inverted triangle is shown on the top flange of each pier.	

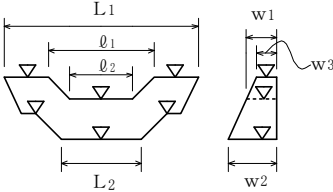
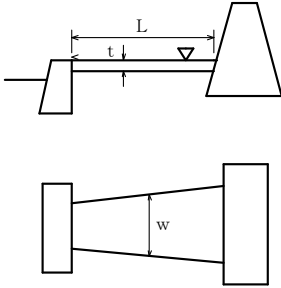
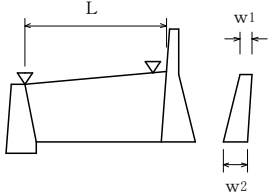
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	- 20
						幅 w	- 30
						高さ h_1, h_2	± 30
						延 長 L	- 50
5 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	- 20
						幅 w	- 30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	- 50
5 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	- 20
						幅 w	- 30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	- 50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。		

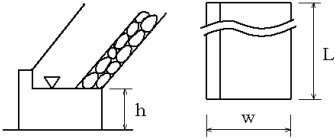
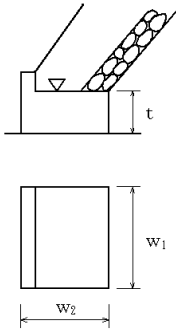
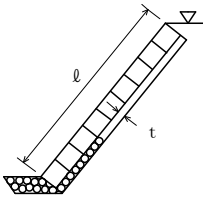
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基 準 高 ∇	± 30
						天端幅 w_1, w_3	-30
						堤 幅 w_2	-30
						堤長 L_1, L_2	-100
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-30
						幅 w	-100
						延 長 L	-100
5 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30
						天 端 幅 w_1	-30
						堤 幅 w_2	-30
						長 さ L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面に表示してある箇所で測定。	 The diagram shows a stepped profile with two main sections. The top section has a total width of L_1 and a width of w_1 at its top edge. It contains two internal steps with widths l_1 and l_2. The bottom section has a total width of L_2 and a width of w_2 at its bottom edge. A curved line labeled w_3 indicates a transition or fillet between the two sections.	
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	 The diagram shows a trapezoidal profile. The top view shows a length L and a thickness t. The side view shows a width w at the base of the trapezoid.	
1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	 The diagram shows a profile with a horizontal length L and a width w_1 at the top. The bottom view shows a width w_2 at the base.	

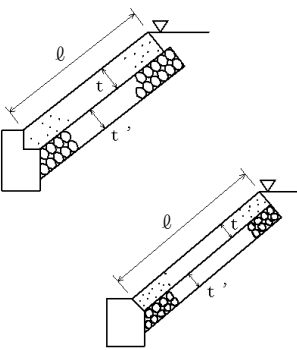
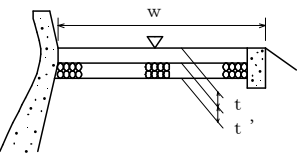
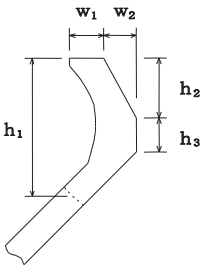
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	
						幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
6 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工（護岸工）	基 準 高 ▽	±50	
						ブロック厚 t	-20	
						ブロック縦幅w ₁	-20	
						ブロック横幅w ₂	-20	
						延 長 L	-200	
6 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工（護岸工）	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
							ℓ ≥ 5 m	ℓ × (- 2 %)
						厚 さ t	-50	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

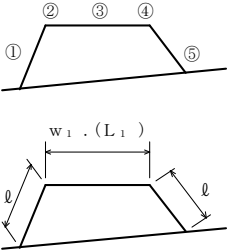
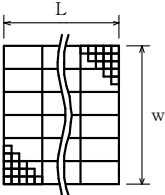
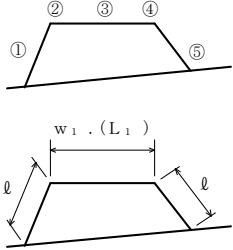
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	±50	
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	- 50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	- 100
						厚さ t	$t < 100$	- 20
							$t \geq 100$	- 30
						裏込材厚 t'		- 50
						延 長 L		- 200
6 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	±50	
						幅 w		- 50
						厚 さ t		- 10
						基 礎 厚 t'		- 45
						延 長 L		- 200
6 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	±50	
						幅 w_1, w_2		- 30
						高さ $h < 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3		- 50
						高さ $h \geq 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3		- 100
						延 長 L		- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

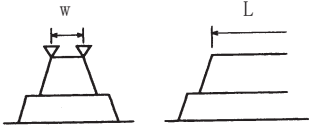
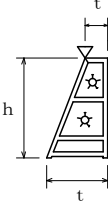
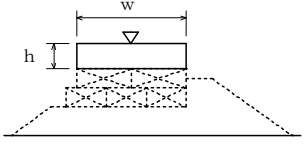
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準 高	本 均 し	±50
							表 面 均 し	±100
							荒均し 異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300
						▽ 被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300
						法 長 ℓ		-100
						天 端 幅 w_1		-100
						天 端 延 長 L_1		-200
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w		-300
						延 長 L		-500
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300
						法 長 ℓ		-100
						天 端 幅 w_1		-100
						天 端 延 長 L_1		-200

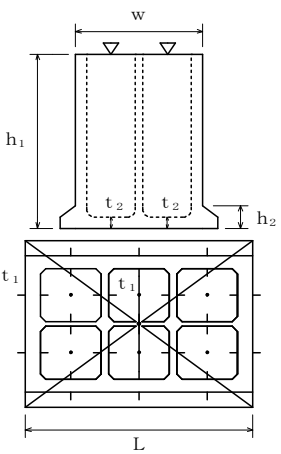
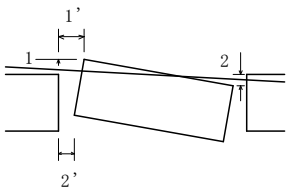
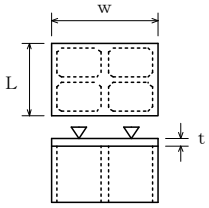
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基準 高▽	(層積) ブロック 規格26 t 未満	±300
							(層積) ブロック 規格26 t 以上	±500
							(乱 積)	±ブロックの 高さの1／2
						天 端 幅 w		－ブロックの 高さの1／2
						天 端 延 長 L		－ブロックの 高さの1／2
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基 準 高 ▽		±50
						厚 さ t		－50
						高さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L		－200
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30
						幅 w		－30
						高 さ h		－30
						延 長 L		－200

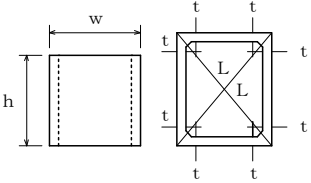
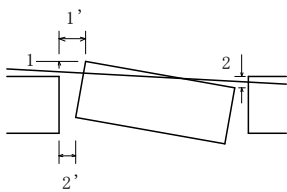
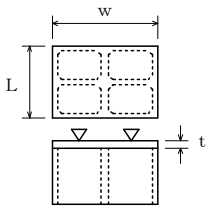
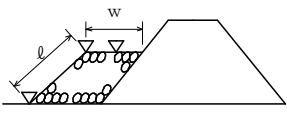
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
6 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高▽	砕 石 、 砂	±100
							コンクリート	±50
						壁 厚 t_1		±10
						幅 w		+30, -10
						高 さ h_1		+30, -10
						長 さ L		+30, -10
						底版厚さ t_2		+30, -10
						フーチング高さ h_2		+30, -10
6 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150	
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100以下	
							ケーソン重量 2000 t 以上 200以下	
6 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各室中央部 1 ヶ所		
底版完成時、各壁 1 ヶ所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
底版完成時、各室中央部 1 ヶ所		
底版完成時、四隅		
据付完了後、両端 2 ヶ所		
据付完了後、天端 2 ヶ所		
1 室につき 1 ヶ所 (中心)		

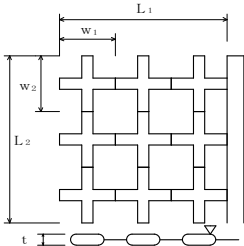
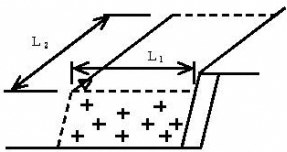
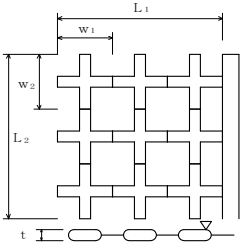
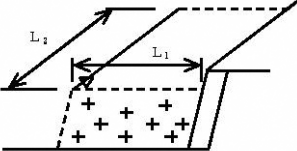
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t		±10
						幅 w		+20, -10
						高 さ h		+20, -10
						長 さ L		+20, -10
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2		±50
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'		50以下
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300
						法 長 ℓ		-100
						天 端 幅 w		-100
						天 端 延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		
据付後ブロック 1 個に 2 ヶ所(各段毎)		
1 室につき 1 ヶ所 (中心)		
施工延長10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

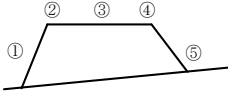
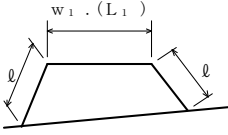
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	層 積	基 準 高 ∇	± 300
							厚 さ t	-20
							幅 w_1, w_2	-20
							延長 L_1, L_2	-200
						乱 積	基 準 高 ∇	$\pm t / 2$
							幅 w_1, w_2	- t / 2
							延長 L_1, L_2	- t / 2
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	7 消波工	3		消波ブロック工	層 積	基 準 高 ∇	± 300
							厚 さ t	-20
							幅 w_1, w_2	-20
							延長 L_1, L_2	-200
						乱 積	基 準 高 ∇	$\pm t / 2$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1 施工箇所毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1 施工箇所毎	 tは根固めブロックの高さ Wは根固めブロックの幅	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1 施工箇所毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	 tは根固めブロックの高さ	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
6 河川 海岸 編	3 海域 堤防（人工 リーフ、離 岸堤、潜堤）	3 海域 堤基礎工	3		捨石工	基 準 高 ▽	本 均 し	±50
							荒均し 異形ブロック据付面 （乱積）の高さ	±500
							異形ブロック据付面 （乱積）以外の高さ	±300
							被覆均し 異形ブロック据付面 （乱積）の高さ	±500
							異形ブロック据付面 （乱積）以外の高さ	±300
							法 長 ℓ	-100
						天 端 幅 w_1		-100
						天 端 延 長 L_1		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

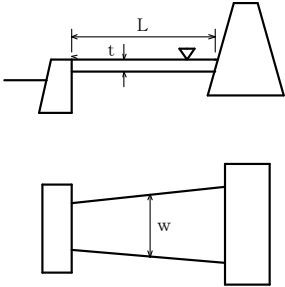
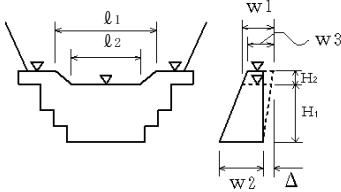
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇		± 30
						天端部 堤 幅	w_1, w_3 w_2	-30
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2		± 50
						堤 長 L_1, L_2		-100
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇		± 30
						幅	w_1, w_2	-30
						長 さ	L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		

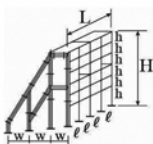
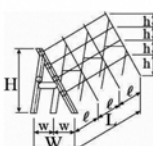
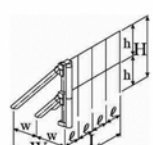
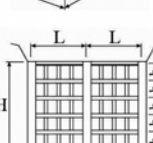
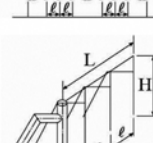
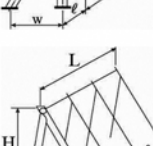
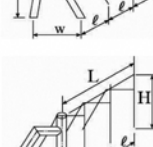
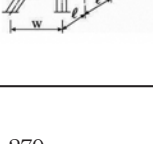
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基 準 高 ▽		±30
						幅 w		−100
						厚 さ t		−30
						延 長 L		−100
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水通し部	堤 高 ▽	±50
							長さ ℓ ₁ , ℓ ₂	±100
							幅 w ₁ , w ₃	±50
							下流側倒れ △	±0.02H ₁
						袖部	袖 高 ▽	±50
							幅 w ₂	±50
							下流側倒れ △	±0.02H ₂

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		

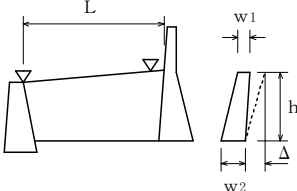
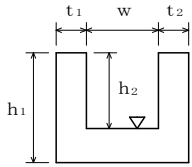
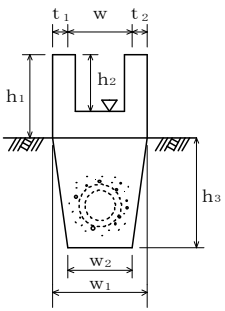
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L 格	±50
						堤長ℓ 格・B・L	±10
						堤幅W 格	±30
						堤幅w 格・A・B・L	±10
						高さH 格・A・B・L	±10
						高さh	±10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。	       	(備考) 格：格子型 鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダムA型 B：鋼製スリットダムB型 L：鋼製スリットダムL型

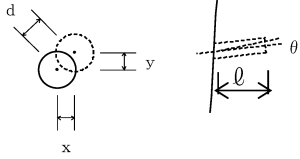
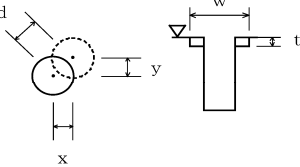
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ▽	±50	
						長 さ L	±100	
						幅 w ₁ , w ₂	±50	
						下流側倒れ △	±0.02H	
						高さ h	h < 3 m	- 50
							h ≥ 3 m	- 100
7 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ▽	±30	
						幅 w	- 30	
						高さ h ₁ , h ₂	- 30	
						厚さ t ₁ , t ₂	- 20	
						延 長 L	- 200	
7 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ▽	±30	
						厚さ t ₁ , t ₂	- 20	
						幅 w	- 30	
						幅 w ₁ , w ₂	- 50	
						高さ h ₁ , h ₂	- 30	
						深 さ h ₃	- 30	
						延 長 L	- 200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。（なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）		

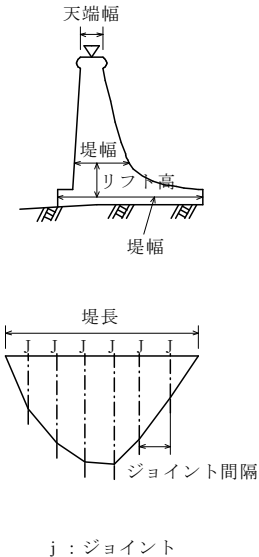
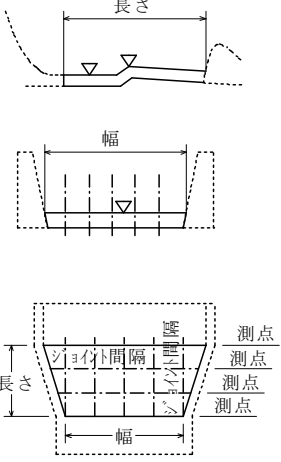
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ ℓ	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せん孔方向 θ	±2.5度
7 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	±50
						偏 心 量 d	150
						長 さ L	-100
						巻 立 て 幅 w	-50
						巻立て厚さ t	-30
7 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	±50
						偏 心 量 d	D/4 以内 かつ100以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	水平方向に関する規格値を設計する場合は、監督員と協議のうえ規格値を設計する。
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。		

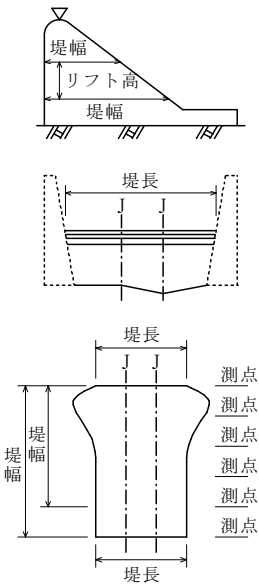
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20
						天 端 幅	±20
						ジョイント間隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	- 30, + 50
						堤 長	-100
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						幅	±40
						長 さ	- 100, + 60

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	- 30, + 50
						堤 長	±40

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	 The diagrams illustrate the measurement locations for various dam dimensions: Top Width (堤幅): Indicated at the top of the dam cross-section. Lift Height (リフト高): Indicated as the vertical distance between horizontal construction joints. Joint Spacing (ジョイント間隔): Indicated as the horizontal distance between vertical construction joints (J). Dam Length (堤長): Indicated as the total horizontal length of the dam section. Measurement Points (測点): Five specific points are marked along the length of the dam for measurement. J : ジョイント	

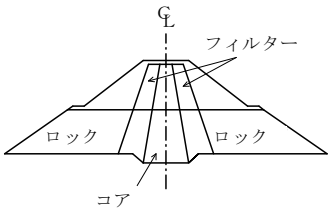
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30
						ジョイント間隔	±20
						リ フ ト 高	±50
						長 さ	±100
						厚 さ	±20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	J：ジョイント	

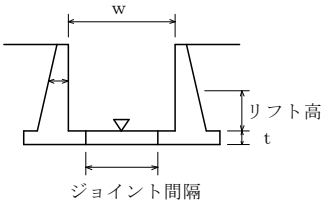
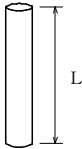
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上
						外 側 境 界 線	- 0 , + 500
8 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	- 0
						外 側 境 界 線	- 0 , + 1000
						盛 立 幅	- 0 , + 1000
8 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	- 100
						外 側 境 界 線	- 0 , + 2000

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ロール）の場合		
各測点について5層毎に測定。		
各測点について盛立5m毎に測定。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						厚 さ t	±20
						幅 w	±40
						リ フ ト 高 さ	±20
						長 さ L	±100
8 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上
						配 置 誤 差	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回／1 施工箇所	 The diagram shows a cross-section of a concrete structure. It features a central rectangular section with a width labeled 'w'. On either side of this central section are sloped sections. The height of the central section is labeled 'リフト高' (lift height). The thickness of the base is labeled 't'. The distance between the two sloped sections is labeled 'ジョイント間隔' (joint interval).	
ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。	 The diagram shows a vertical cylinder with a length labeled 'L'.	

品質管理



品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート(NATM)・吹付けコンクリート(NATM)は別途記載。砂防ダムを含む。)	298
2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	308
3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	308
4. プレキャストコンクリート製品 (その他)	308
5. ガス圧接	314
6. 既製杭工	318
7. 基礎工	320
8. 場所杭工	320
9. 既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	320
10. 下層路盤	322
11. 上層路盤	328
12. アスファルト安定処理路盤	336
13. セメント安定処理路盤	336
14. アスファルト舗装	338
15. 転圧コンクリート	346
16. グースアスファルト舗装	350
17. 路床安定処理工	354
18. 表層安定処理工 (表層混合処理)	356
19. 固結工	358
20. アンカー工	358
21. 補強土壁工	360
22. 吹付工	362
23. 現場吹付法枠工	366
24. 河川・海岸土工	372
25. 砂防土工	374
26. 道路土工	376
27. 捨石工	378
28. コンクリートダム	380
29. 覆工コンクリート (NATM)	386
30. 吹付けコンクリート (NATM)	394
31. ロックボルト (NATM)	400
32. 路上路盤再生工	402
33. 路上表層再生工	402
34. 排水性舗装工・透水性舗装工	404
35. ガス切断工	412
36. 溶接工	412
37. 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	418
38. 視覚障がい者誘導用ブロック	420
39. 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	420
40. ロープネット	420
41. 無収縮モルタル	420
42. 中層混合処理	422
43. プラント再生舗装工	424

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」(福島県土木部)による	同 左
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石3.0%以下(ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ砕骨材7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等)：5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
同 左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中 1 回/6 ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 1 部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 2 部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 3 部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 4 部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 5 部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中 1 回/月 以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回/週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む 細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」 による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の 色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月 および産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中 1 回以上/12 か 月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	材料	その他(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリート」を使用する場合を除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2 g/1 以下 溶解性蒸発残留物の量：1 g/1 以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7 及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7 及び28日で90%以上
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12 か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12 か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は 1 回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前、工事中 1 回/6 ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12 か月。	・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、場所打ちコンクリートによる擁壁工(高さ 1 m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅 2 m 以上)、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12 か月。	・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は左記によらず 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、場所打ちコンクリートによる擁壁工(高さ 1 m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅 2 m 以上)、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	(製造 プラント)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領(土木構造物)」(福島県土木部)による。	0.3kg/m ³ 以下
			単位水量測定	エアメータ法(土研法)及び同等以上の測定法	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ (管理値)の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ (管理値)を超え±20kg/m ³ (指示値)の範囲にある場合はそのまま打設してよいが、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。その後、配合設計±15kg/m ³ (管理値)以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3)測定した単位水量が、配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm及び3cm：許容差±1.0cm

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
荷卸し時。コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、1日につき2回以上（午前・午後各1回以上）行う。午前の試験結果が、塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は左記に準ずる1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	対象構造物 (1)高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。） (2)内空断面積25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3)橋梁上・下部工（ただし、購入桁は除く。） (4)トンネル（坑門） (5)高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6)スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド ※上記構造物に付帯する基礎工を含むものとする。 その他は、「福島県レディーミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	
・荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷下ろし時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は左記に準ずる1工種1回以上の試験または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1 回の試験に用いる供試体は 3 本とし、1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。3 回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。ただし、1 回の試験結果が呼び強度を下回った場合には、構造物の設計強度が確保されていることを施工後試験によって確認すること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)
	その他		コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合必須)	JIS A 1106	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。 3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
・荷下ろし時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料。1日1回以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回。 ただし、基礎コンクリート、石積・ブロック積（張）の胴込コンクリート、裏込コンクリート、天端コンクリート、調整コンクリート等は、1工事当り工事規模に応じて1～3回程度とすることができる。 なお、供試体は打設場所で採取し、1回につき6本（σ 7…3本、σ 28…3本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ 3…3本についても採取する。） ・工種毎に1日1回以上または20m³～150m³ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20m³～150m³の範囲は監督員との協議による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 以下の重要構造物のδ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。なお、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。 (1)高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 (2)中空断面積25m³以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3)橋梁上・下部工（ただし、購入桁は除く。） (4)トンネル（坑門） (5)高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6)スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド ※上記構造物に付帯する基礎工を含むものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） ※品質証明書等は配合計画書及び納品書	
・荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷下ろし時に変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） ※品質証明書等は配合計画書及び納品書	
コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
本数 総延長 最大ひびわれ幅等	対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。） (1)高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 (2)内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3)橋梁上・下部工 (4)トンネル（坑門） (5)高さ3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6)スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド 構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中・水中にある部位については竣工前に調査する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。 ひび割れ幅が0.2mm以上（水密性が要求される構造物の場合0.05mm以上）の場合は、「ひび割れ発生状況調査要領3（2）」によること。	
鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1ヶ所）で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。） (1)高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 (2)内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3)橋梁上・下部工 (4)トンネル（坑門） (5)高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6)スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド テストハンマーによる強度試験の再試験の平均強度が所要の強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。	
所用の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置について、監督員と協議を行ったうえで、設置した鉄筋を損傷させないように、コアを採取する。圧縮強度試験は公的試験機関において実施する。	
同左	同左	
同左	同左	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	材料	必須	製品検査結果(寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策実施要領(福島県土木部)による	同 左
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領(土木構造物)」(福島県土木部)による	原則0.3kg/m ³ 以下
			コンクリートのスランブ試験/スランブフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1 回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)
			コンクリートの空気量測定(凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
全数		
製造工場の検査ロット毎		○
全数		
1 回/6 ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
1 回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合 1 回以上/週)		○
1 回/日以上		○
1 回/日以上		○
		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミックス コンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
1 回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 1 部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 2 部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 3 部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 4 部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 5 部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)	○
1 回以上/12 か月および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回/週以上)		○
1 回以上/12 か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む 細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」 による。	○
1 回/月以上及び産地が変わった場合。		○
砂、砂利： 製作開始前、1 回以上/12 か月及び産地が変わった 場合。 砕砂、碎石： 製作開始前、1 回以上/12 か月及び産地が変わった 場合。		○
1 回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
			鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
		○
1 回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は 1 回/6 ヶ月 以上	試験成績表による。	○
1 回以上/12 か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
1 回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
全数		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があつてはならない。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があつてはならない。
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 - ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷試験検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。 熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に実施。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波深傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査及び超音波探傷検査を行う。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
6 既製杭工	材 料	必 須	外観検査（鋼管杭（鋼管 ソイルセメント杭の鋼管 を含む）・コンクリート 杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管 杭は変形など、コンクリート杭はひ び割れや損傷など）がないこと。
	施 工	必 須	外観検査（鋼管杭（鋼管 ソイルセメント杭の鋼管 を含む））	JIS A 5525	〔円周溶接部の目違い〕 外径700mm未満：許容値 2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値 3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容 値 4mm以下
			鋼管杭（鋼管ソイルセメ ント杭の鋼管を含む）・ コンクリート杭・H鋼杭 の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去 性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343- 1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。
			鋼管杭（鋼管ソイルセメ ント杭の鋼管を含む）・ H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1 類から3 類であるこ と。
		そ の 他	鋼管杭（鋼管ソイルセメ ント杭の鋼管を含む）の 現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1 類から3 類であるこ と。
			鋼管杭（鋼管ソイルセメ ント杭の鋼管を含む）・ コンクリート杭 （根固め） 水セメント比	比重測定による水セメ ント比の推定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場 合は60%～70%（中掘り杭工法）、 60%（プレボーリング杭工法及び鋼 管ソイルセメント杭工法）とする。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
設計図書による。		○
	上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値× π 以下)	
原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周周とする。		
原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による
9 既製杭工 (中掘り杭工 コンクリート 打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm	
	中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
	孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	
	泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッ シャラン鉄鋼スラグは修正CBR30% 以上) アスファルトコンクリート再生骨材 を含む再生クラッシャランを用いる 場合で、上層路盤、基層、表層の合 計厚が30cmより小さい場合は30%以 上とする。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2 参照
			土の液性限界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6 以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
10 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時	・再生クラッシュランに適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
10 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は最大粒径が 53mm以下の場合のみ適 用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 (歩道・自転車道及び耐水処理で機 械施工が困難な箇所) 最大乾燥密度 の85%以上
			ブルーフローリング ※右記試験方法 (2種類) のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	
				または、「地盤変形量 測定装置を用いたブ ルーフローリング管理 要領 (案)」	
	その他		平板荷重試験	JIS A 1215	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
			土の液性限界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6 以下
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
定期的又は随時 なお、施工面積が1,000㎡以下の場合、最低1孔とし、この場合の規格値は97%以上とする。 ※ 1,000㎡ 1孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下 3孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに1孔増やす。 (例：3,000㎡を超え4,000㎡以下 4孔)	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が6～9孔の場合はその測定値の平均値X6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が3～5孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・但し、試料のうち、1孔でも最大乾燥密度の93%を下回ってはならない。	
路盤仕上後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
・路盤仕上後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
1,000㎡につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
異常が認められたとき。		
異常が認められたとき。		
異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材 含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上
			鉄鋼スラグの修正CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
11 上層路盤	材 料	必 須	土の液性限界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4 以下
			鉄鋼スラグの呈色判定試 験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし
			鉄鋼スラグの水浸膨張性 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試 験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上（14日）

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L 以上
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は最大粒径が 53mm以下の場合のみ適用 できる。	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
定期的又は随時 なお、施工面積が1,000㎡以下の場合、最低1孔とし、この場合の規格値は96.5%以上とする。 ※ 1,000㎡ 1孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下 3孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに1孔増やす。 (例：3,000㎡を超え4,000㎡以下 4孔)	・締固め度及び粒度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が6～9孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が3～5孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・但し、試料のうち、1孔でも最大乾燥密度の93%を下回ってはならない。	
中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。	
中規模以上の工事：異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
11 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4 以下
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
12 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる		
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 2.9Mpa（アスファルト舗装）、 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9 以下 上層路盤 塑性指数PI：9 以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
観察により異常が認められたとき。		
観察により異常が認められたとき。		
施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。	
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
13 セメント 安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径 が53mm以下の場合のみ 適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内
14 アスファ ルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
中規模以上の工事:定期的又は随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。	
中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
定期的又は随時 なお、施工面積が1,000㎡以下の場合、最低1孔とし、この場合の規格値は96.5%以上とする。 ※ 1,000㎡ 1孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下 3孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに1孔増やす。 (例：3,000㎡を超え4,000㎡以下 4孔)	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が6～9孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が3～5孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・但し、試料のうち、1孔でも最大乾燥密度の93%を下回ってはならない。	
観察により異常が認められたとき。		
異常が認められたとき(1～2回/日)		
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
14 アスファ ルト舗装	材 料	そ の 他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4 以下
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3 % 以下
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1 / 4 以下
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm以上 吸水率：3.0%以下
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
14 アスファ ルト舗装	材 料	そ の 他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト：表3.3.3

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
14 アスファルト舗装	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内
			温度測定 (アスファルト・ 骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
		そ の 他	水浸ホイールトラッキング 試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1 ～ 2 回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1 ～ 2 回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1 ～ 2 回/日		○
随時		○
設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書（特記仕様書）による。指定がない場合には以下による。 （歩道）基準密度の90%を10回に1回以上の確率で下がってはならない。
			温度測定（初転圧前） ※右記試験方法（2種類） のいずれかを実施する。	温度計による。 または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定
			外観検査（混合物）	目視	
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 碎石、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
定期的又は随時 なお、施工面積が1,000㎡以下の場合、最低1孔とし、この場合の規格値は96.5%以上とする。 ※ 1,000㎡ 1孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下 3孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに1孔増やす。 (例：3,000㎡を超え4,000㎡以下 4孔)	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が6～9孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が3～5孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・但し、試料のうち、1孔でも最大乾燥密度の94%を下回ってはならない。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理をいう。	
随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	
随時		
舗設車線毎200m毎に1回		
当初		
当初		
当初		
当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえすおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。		
細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。		○
細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。		○
工事開始前、材料の変更時		○
工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
工事開始前、材料の変更時		○
工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
15 転圧コン クリート	材料 (JISマ ーク表 示され たレデ ィミク ストコ ンクリ ート使 用する 場合 は除く)	そ の 他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
	製造 (プラ ント) (JISマ ーク表 示され たレデ ィミク ストコ ンクリ ート使 用する 場合 は除く)	そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12 か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は 1 回/日。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前、工事中 1 回/6 か月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12 か月。	・総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
15 転圧コン クリート	製造(フランク) ミキストコンクリートを使用する 場合は除く) (「IS」マーク表示されたレディー	その他		連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%
			コンクリートの曲げ強度 試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個 以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格 判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の 85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基 準強度以上
			温度測定(コンクリート)	温度計による。	
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353	
16 グースア スファルト舗 装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm以上 吸水率：3.0%以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前及び工事中 1 回以上/12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
2 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1 日 2 回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
1 日 2 回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
1 日 2 回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
2 回/日（午前・午後）で、3 本 1 組/回（材齢28日）。		
2 回/日（午前・午後）以上		
40mに 1 回（横断方向に 3 ヶ所）		
1,000m ³ に 1 個の割合でコアを採取して測定		
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
16 グースア スファルト舗 装	材 料	必 須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以 下
			フィラー（舗装用石灰石 粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧表3-3-17による。
			フィラー（舗装用石灰石 粉）の水分試験	JIS A 5008	1 % 以下
		そ の 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30% 以下
			硫酸ナトリウムによる骨 材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12% 以下
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5 % 以下
			針入度試験	JIS K 2207	15～30（1/10mm）
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃
			伸度試験	JIS K 2207	10cm 以上（25℃）
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%
			引火点試験	JIS K 2265	240℃ 以上
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	0.5% 以下
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
16 グースア スファルト舗 装	プ ラ ン ト	必 須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4 mm 基層：1～6 mm
			リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒 (目標値)
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ (－10℃、50mm/min) 8.0 ×10 ⁻³ 以上
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内
			温度測定 (アスファルト・ 骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃
	舗設 現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	温度計による。	
17 路床安定 処理工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。
	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3 種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 突砂法 舗装調査・試 験法便覧 [4]-185	設計図書による。 設計図書に定めのない場合は、23道 路土工による。
			または、 「RI計器を用いた盛 土の締固め管理要領 (案)」		【締固め度による管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隔率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近 にあること。又は設計図書による。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100 t 未満の場合も実施する。		○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100 t 未満の場合も実施する。		○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100 t 未満の場合も実施する。		○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100 t 未満の場合も実施する。		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1～2回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1～2回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験1～2回/日		○
随時		○
随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
当初及び土質の変化したとき。		
当初及び土質の変化したとき。		
500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
17 路床安定 処理工	施 工	必 須		または、「T S・G N S S用いた盛土の締固 め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロック の全てが規定回数だけ締め固められ たことを確認する。ただし、路肩か ら1 m以内と締固め機械が近寄れな い構造物周辺は除く。
			ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類) のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	
				または、「地盤変形量 測定装置を用いたブ ルーフローリング管理 要領(案)」	
		そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。
18 表層安定 処理工(表層 混合処理)	材 料	そ の 他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 舗装調査・試 験法便覧 [4]-185	設計図書による。
			または、 「RI計器を用いた盛 土の締固め管理要領 (案)」		【締固め度による管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隔率による管理】 路体 ・砂質土 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $V_a \leq 10\%$ 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近 にあること。 又は、設計図書による。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とし2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
・路盤仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
18 表層安定 処理工（表層 混合処理）	施 工	必 須		または、「T S ・ G N S S 用いた盛土の締固 め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロック の全てが規定回数だけ締め固められ たことを確認する。ただし、路肩か ら 1 m 以内と締固め機械が近寄れな い構造物周辺は除く。
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2 種類） のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	
				または、「地盤変形量 測定装置を用いたブ ルーフローリング管理 要領（案）」	
		そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
19 固結工	材 料	必 須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1 回の試験とは 3 個の供試体の試験値で表したもの。
			ゲルタイム試験		
	施 工	必 須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視 確認	
			土の一軸圧縮試験 （改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設 計強度の85%以上。 ②1 回の試験結果は改良地盤設計強 度以上。 なお、1 回の試験とは 3 個の供試体 の試験値の平均値で表したもの
20 アンカー 工	施 工	必 須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 P ロート （グラウンドアンカー設計施工マニ ュアルに合わせる）
			適正試験（多サイクル確 認試験）	グラウンドアンカー設 計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	アンカーの設計と施工が適切である こと。
			確認試験（1 サイクル確 認試験）	グラウンドアンカー設 計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全 であること。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
2回（午前・午後）/日		
練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
20 アンカー 工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。
21 補強土壁 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			外観検査（ストリップ、銅製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。
	施工	必須	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。
			現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 突砂法（舗装調査・試験方法便覧 [4]-256）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは、90%以上（締固め試験（JIS A 1210 C・D・E法） または、設計図書による。
			または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）		次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは、92%以上（締固め試験（JIS A 1210 C・D・E法） または、設計図書による。
			または、「T S・G N S S用いた盛土の締固め管理要領」による。		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し、行う必要性の有無を判断する。	
当初及び土質の変化時。		
補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
設計図書による。		
500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 - 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 - 平均97%以上、かつ最小95%以上	
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 - 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 - 平均97%以上、かつ最小95%以上	
1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」(福島県土木部)による	同 左
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 ・碎石3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) ・スラグ粗骨材5.0%以下 ・それ以外(砂利等)1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・スラグ細骨材7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・それ以外(砂等)5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
同 左		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 1 部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 2 部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 3 部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 4 部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 5 部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)	○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回/週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書 3 による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月および産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合 JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1, 7及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7 及び28日で90%以上
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前及び工事中 1 回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は 1 回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
2 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
工事開始前、工事中 1 回/6 ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中 1 回以上/12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
22 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/m ³ 以下
			スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ 5 cm以上 8 cm未満：許容差 ±1.5cm スランブ 8 cm以上 18cm以下：許容差 ±2.5cm
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
23 現場吹付 法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同 左
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材で海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。	総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。	総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
品質に異常が認められた場合に行う。		
同 左		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材—第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
23 現場吹付 法粹工	材料	その他 (JIS マーク 表示され たレディ ミックス トコンク リート を使用す る場合は 除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 ・砕石3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) ・スラグ粗骨材5.0%以下 ・それ以外(砂利等)1.0%以下 細骨材 ・砕砂9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・スラグ細骨材7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) ・それ以外(砂等)5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1, 7及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回/週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中 1 回以上/12か月および産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中 1 回以上/12か月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は 1 回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
23 現場吹付 法枠工	製造 (JIS マーク表示されたレ ディーミクス トコンクリート を使用する 場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏 差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差 率：5%以下 圧縮強度偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率： 10%以下 コンシステンシー（スランプ）の 偏差率：15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差 ±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差 ±2.5cm
		必須	コンクリートの圧縮強度 試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE- F561-2023	設計図書による

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中1回/1年以上。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、 $\phi 5\text{ cm}$ のコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（ $\sigma 7 \cdots 3\text{本}$ 、 $\sigma 28 \cdots 3\text{本}$ ）とする。	・参考値：18N/mm以上（材齢28日） ・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
23 現場吹付 法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	原則0.3kg/m ³ 以下
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」	引抜き耐力の80%程度以上。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
24 河川・海岸土工	材料	必須 その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 突砂法（舗装調査・試験法便覧）【4】-256	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Va2%≦Va≦10%または設計図書による。【河川土工】 最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。【海岸土工】
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Va2%≦Va≦10%または設計図書による。【河川土工】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。【海岸土工】

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材で海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)、または設計図書の規定により行う。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
設計図書による。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
必要に応じて。		
必要に応じて。		
必要に応じて。		
必要に応じて。		
必要に応じて。		
築堤河道の場合は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。また、掘込河道で築堤盛土を行う場合は、1,000m ³ に1回の割合で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・腹付盛土等の延長に対して盛土量が少量の場合は、監督員と協議の上で、試験頻度を1,000m ³ につき1回程度とすることができる。	
盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ³ 未満：5点 ・500m ³ 以上1,000m ³ 未満：10点 ・1,000m ³ 以上2,000m ³ 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
24 河川・海岸土工	施工	必須		または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。
25 砂防土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧) [4]-256	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。
				または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
含水比の変化が認められたとき。		
トラフィカビリティが悪いとき。		
当初及び土質の変化時。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
1,000㎡に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・最大粒径$\leq 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・盛土箇所の主点付近3点から試料を採取して平均値で示す。また、平均値が左記の規格値を満足していても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
26 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。
	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 突砂法 (舗装調査・試験 法便覧) [4]-256	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気空隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気空隙率 V_a が $2\% \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。
				または、 RI計器を用いた盛土 の締固め管理要領(案)	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気空隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 但し、法面、路肩部の土量は除く。		
当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・なお、取付道路など小規模な路体・路床盛土が点在する場合には、試験箇所と頻度については道路土工に基づくものとし、路体・路床それぞれの総量で密度管理する。	
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、〈再〉転圧を行うものとする。 ・なお、取付道路など小規模な路体・路床盛土が点在する場合には、試験箇所と頻度については道路土工に基づくものとし、路体・路床それぞれの総量で密度管理する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
26 道路土工	施工	必須		または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締 固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロック の全てが規定回数だけ締め固められ たことを確認する。
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類） のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288 または、「地盤変形量 測定装置を用いたプ ルーフローリング管理 要領（案）」	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 （ベンゲルマンビーム）	設計図書による。
27 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いもので あってはならない。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・なお、取付道路など小規模な路体・路床盛土が点在する場合には、試験箇所と頻度については道路土工に基づくものとし、路体・路床それぞれの総量で密度管理する。	
路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティーが悪いとき。		
ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満	○
5,000㎡につき1回の割で行う。 ただし、5,000㎡以下のものは1工事2回実施する。	500㎡以下は監督員の承諾を得て省略できる。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
28 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」(福島県土木部)による	同 左
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：2023年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5201	設計図書による。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下（ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下） 細骨材： ・7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
同 左		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 1 部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 2 部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 3 部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 4 部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－ 第 5 部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む 細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」 による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の 色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回/週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中 1 回以上/12 ケ月 および産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中 1 回以上/12 ケ 月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中 1 回以上/12 ケ月および産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
28 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1, 7及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前及び工事中 1 回以上/12ヶ月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12ヶ月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は 1 回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前、工事中 1 回/6 ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12ヶ月。		
工事開始前及び工事中 1 回以上/12ヶ月。		
2 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
28 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/m ³ 以下
			単位水量測定	「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ （管理値）の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15（管理値）を超え±20kg/m ³ （指示値）の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ （管理値）以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 測定した単位水量が、配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSECE502-2023、503-2023)、または設計図書の規定により行う。	
2回/日(午前1回、午後1回)、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	その他は、「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。		
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
28 コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。	
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による。
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。
29 覆工コンクリート (NATM)	材料（JISマーク表示されたレディミクスドコンクリートを使用する場合を除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同 左
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
1 回 3 ケ 1. 1 ブロック 1 リフトのコンクリート量 500m³ 未満の場合 1 ブロック 1 リフト 当り 1 回の割で行う。 なお、1 ブロック 1 リフトのコンクリート量が 150 m³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2. 1 ブロック 1 リフトコンクリート量 500m³ 以上の場合 1 ブロック 1 リフト 当り 2 回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3. ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日 1 日につき 2 回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2 ～ 3 時間に 1 回の割で行う。		
1 回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
1 回 2 ケ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3 t / m ³ 以上	
1 回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
1 回 1 ケ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
1 回 3 ケ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
1 回 3 ケ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
同 左		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第 1 部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第 2 部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第 3 部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第 4 部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材—第 5 部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)	○
工事開始前、工事中 1 回以上/12ヶ月および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
29 覆工コン クリート (NATM)	材料 (JIS マーク表示されたレ ディーミクス トコンクリート を使用する 場合は除く)	そ の 他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石3.0%以下（ただし、粒形判定 実績率が58%以上の場合は5.0%以 下） スラグ粗骨材5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり 作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材7.0%以下（ただし、 すりへり作用を受ける場合は5.0% 以下） それ以外（砂等）5.0%以下（た だし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも 圧縮強度が90%以上の場合は使用で きる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨 材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの 化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水 以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30 分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1, 7 及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30 分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び 28日で90%以上

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回/週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回以上/12ヶ月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中 1 回以上/12ヶ月および産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中 1 回以上/12ヶ月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12ヵ月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回以上/12ヵ月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は 1 回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
29 覆工コン クリート (NATM)	製 造 (プ ラ ン ト) (JIS マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施 工	必 須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		
工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
29 覆工コン クリート (NATM)	施 工	必 須	単位水量測定	「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ (管理値)の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15(管理値)を超え±20kg/m ³ (指示値)の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ (管理値)以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 測定した単位水量が、配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験に用いる供試体は3本とし、1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 ただし、1回の試験結果が呼び強度を下回った場合には、構造物の設計強度が確保されていることを施工後試験によって確認すること。
			塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領(土木構造物)」(福島県土木部)による。	0.3kg/m ³ 以下
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)
	そ の 他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	その他は、「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	
・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料。 1回/日または構造の重要度と工事の規模に応じて20㎡から150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個（$\sigma 7 \cdots 3$個、$\sigma 28 \cdots 3$個）とする。 ・工種毎に1日1回以上または20㎡～150㎡ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎡～150㎡の範囲は監督員との協議による。	$\delta 28$ 日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。	
コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)、または設計図書の規定により行う。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・工種毎に1日1回以上または20㎡～150㎡ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎡～150㎡の範囲は監督員との協議による。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
1回 品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
29 覆工コン クリート (NATM)	施工 後試験	必須	ひび割れ調査	スケール測定	0.2mm
			テストハンマーによる強度試験	JSCE-G 504-2013	設計基準強度
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度
30 吹付けコ ンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」(福島県土木部)による	同 左
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
同 左		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
30 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2 g/1 以下 溶解性蒸発残留物の量：1 g/1 以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1, 7及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7 及び28日で90%以上

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
30 吹付けコンクリート (NATM)	は製造(プラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/m以下
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	1回の試験に用いる供試体は3本とし、1回の試験結果は、指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法（JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm以上

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		
工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	
トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	
トンネル施工長40mごとに1回		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
30 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ 5 cm以上 8 cm未満：許容差 ±1.5cm スランブ 8 cm以上18cm以下：許容差 ±2.5cm
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
			外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。
31 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」	設計図書による。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m²～150m²ごとに1 回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・ 工種毎に1 日1 回以上または20m²～150m²ごとに1 回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20m²～150m²の範囲は監督員との協議による。		
・ 荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m²ごとに1 回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・ 工種毎に1 日1 回以上または20m²～150m²ごとに1 回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20m²～150m²の範囲は監督員との協議による。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
材質は製造会社の試験による。		○
1) 施工開始前に1 回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1 回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1 回		
1) 施工開始前に1 回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1 回		
掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1 断面当たり3 本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1 本）。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
32 路上路盤 再生工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表－3.2.9 路上で破碎した路盤再 生骨材の目標粒度範囲による
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの 化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法JIS A 1214 砂置換法は最大粒径が 53mm以下の場合のみ適 用できる。	基準密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
33 路上表層 再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207	
			既設表層混合物の密度試 験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	
			既設表層混合物の最大比 重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309	

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については、以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が6～9孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が3～5孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低1孔とし、この場合の規格値は96.5%以上とする。 ※ 1,000㎡ 1孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下 3孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに1孔増やす。 (例：3,000㎡を超え4,000㎡以下 4孔)		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
1～2回/日		
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
33 路上表層 再生工	材 料	必 須	既設表層混合物のアス ファルト量抽出粒度分析 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	
			既設表層混合物のふるい 分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」 に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。
	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218 砂置換法 JIS A 1214 砂置換法は最大粒径が 53mm以下の場合のみ適 用できる。	96%以上 X ₁₀ 98%以上 X ₆ 98%以上 X ₃ 98.5%以上
			温度測定	温度計による。	110℃以上
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧	-0.7cm以内
		そ の 他	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内
			アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内
34 排水性舗 装工・透水性 舗装工	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。
			骨材の密度及び吸水率試 験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製銅スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時		○
・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値については、以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が6～9孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が3～5孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低1孔とし、この場合の規格値は98.5%以上とする。 ※ 1,000㎡ 1孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下 3孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに1孔増やす。 (例：3,000㎡を超え4,000㎡以下 4孔)	空隙率による管理でもよい。	
随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
1,000㎡毎		
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
34 排水性舗 装工・透水性 舗装工	材 料	必 須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以 下
			フィラー（舗装用石灰石 粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。
			フィラー（舗装用石灰石 粉）の水分試験	JIS A 5008	1 %以下

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
34 排水性舗 装工・透水性 舗装工	材 料	そ の 他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4 以下
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50% 以下
			製銅スラグの水浸膨張性 試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0% 以下
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製銅スラグ (SS)：30% 以下
			硫酸ナトリウムによる骨 材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12% 以下
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃ 以上
			伸度試験	JIS K 2207	50cm 以上 (15℃)
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃ 以上
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6% 以下
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65% 以上
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
34 排水性舗 装工・透水性 舗装工	材 料	そ の 他	密度試験	JIS K 2207	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内
			温度測定（アスファルト・ 骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
	プ ラ ン ト	必 須	水浸ホイールトラッキング 試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。
	舗 設 現 場	必 須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上（歩道箇所）
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による
			外観検査（混合物）	目視	

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
随時		○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
随時	測定値の記録は、1 日 4 回(午前・午後各 2 回)	
1,000㎡ごと。		
・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値については、以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・ 10孔の測定値が得がたい場合、試料数が6～9孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・ また、試料数が3～5孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・ なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低1孔とし、この場合の規格値は96.5%以上とする。 ※ 1,000㎡ 1孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下 3孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに1孔増やす。 (例：3,000㎡を超え4,000㎡以下 4孔)		
随時		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
35 ガス切断 工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ50 μ m以下（切削による場合もこれに準ずる）
			ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあってはならない
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
36 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
	最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRZとする。	
試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
36 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編鋼部材・鋼上部構造編 17.8.6外部きず検査 17.8.7内部きず検査の規定による	同左
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点235N/mm以上、引張強さは400～550N/mm、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験－技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・桁製作工において、第3編 1-12-3 1(4)溶接施工試験①1)～6)のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
36 溶接工	施工	必須	曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 3 類以上とする。
			外観検査（割れ）	目視	あってはならない。
			外観形状検査（ビート表面のビット）	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T 溶接継手、角溶接継手には、ビート表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1 継手につき 3 個または継手長さ 1 m につき 3 個までを許容する。ただし、ビットの大きさが 1 mm 以下の場合、3 個を 1 個として計算する。
			外観形状検査（ビート表面の凹凸）	目視及びノギス等による計測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ 25 mm の範囲で 3 mm 以下。
			外観形状検査（アンダーカット）	目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 17.8.6 外部きず検査の規定による。

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・桁製作工において、第3編1-12-3 1(4)溶接施工試験①1)～6)のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS A 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.6及び表-解17.8.7及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解17.8.6及び表-解17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
36 溶接工	施工	必須	外観検査（オーバーラップ）	目視	あってはならない。
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。
			外観形状検査（余盛高さ）	目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げる指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超えるは、ビート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビート幅 (B [mm]) 余盛高さ (h [mm]) $\begin{array}{ll} B < 15 & : h \leq 3 \\ 15 \leq B < 25 & : h \leq 4 \\ 25 \leq B & : h \leq (4/25) \cdot B \end{array}$
			外観形状検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。 ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認	機械試験
			外観検査（付属部材）	目視及び計測	JISによる
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる

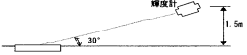
品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認より疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認より疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認より疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
現物とミルシートの適合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		○
JISによる		
JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
38 視覚障がい者誘導用ブロック	施工	必須	輝度比	輝度計による測定	1.5以上（晴天時）
39 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
		その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。
	施工	必須	引抜試験 (受入れ試験)	地山補強土工設計・施工マニュアル	設計図書による。
		その他	引抜試験 (適合性試験)	地山補強土工設計・施工マニュアル	設計図書による。
40 ロープネット工	施工	必須	(岩部) 本設アンカーの引抜試験	センターホールジャッキによる軸方向引抜試験	設計耐力の荷重をかけ目視にて抜けが認められないこと。
			(土砂部) 供試体アンカーの引張試験	張力計及びチルホール・滑車等による横方向引張試験	ほぼ直角方向に設計耐力の荷重をかけ許容変位(10cm)を超えないこと。
41 無収縮モルタル	施工	必須	圧縮強度	JIS A 1108	材齢3日：25N/mm以上 材齢28日：44N/mm以上

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
・施工後（ブロック舗装系、カラー舗装系） ・視覚障がい者誘導用ブロックと路面の色彩種別毎に1回測定。 ・同一箇所において計測角度は30°、路面からの輝度計の高さは1.5mとする。 ・試験の判定は3回の測定値の平均値 	色彩に配慮した舗装（平板ブロックやインターロッキングブロック、カラー舗装による舗装）を施工した歩道等を対象とする。 輝度比＝誘導用ブロックの輝度（cd/m²）/舗装面の輝度（cd/m²） [輝度比が大きいほうを除算するので、ブロックと舗装面の輝度比を逆として算出する場合もある。]	
材料入荷時		○
施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
材料入荷時		
・施工全数量の3％かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は。5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		
施工斜面毎に施工本数の5％以上。ただし、最小本数3本。	施工本数が3本未満の場合は全数	
施工斜面毎に、施工本数が10本以上の場合供試体2本、施工本数が10本未満の場合供試体1本。	施工に先立ち耐力の確認を行った後、本施工を行うことを原則とする。	
1日に1回		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
42 中層混合 処理 ※全面改良の 場合に適用。 混合処理改良 体（コラム） を造成する工 法には適用し ない。	材 料	必 須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225	
			テーブルフロー試験	JIS R 5201	
			土の一軸圧縮試験 （改良体の強度）	JIS A 1216	
42 中層混合 処理 ※全面改良の 場合に適用。 混合処理改良 体（コラム） を造成する工 法には適用し ない。	材 料	そ の 他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。
			土の粒度試験	JIS A 1204	
			土の液性限界・塑性限界 試験	JIS A 1205	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	
			土の圧密試験	JIS A 1217	
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211	
			土の強熱減量試験	JGS 0221	
	施 工	必 須	深度方向の品質確認（均 質性）	試料採取器またはボー リングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイ ン反応試験による均質性の目視確認
			土の一軸圧縮試験（改良 体の強度）	JIS A 1216	
					①各供試体の試験結果は改良地盤設 計強度の85％以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強 度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体 の試験値の平均値で表したもの

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
有機質土の場合は必要に応じて実施する。		
1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督員との協議による。 2. ボーリング等により供試体採取する。	
1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
43 プラント 再生舗装工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験 による再生骨材の旧ア スファルト性状判定方 法	20 (1/10mm) 以上 (25℃) ※針入度または圧裂係数のどちら かが規格値を満足すればよい
			再生骨材 アスファルトコンクリー ト再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧 (令和 6 年 3 月) 付録-02 アスファル トコンクリート再生骨 材の圧裂係数の求め方	1.70 (MPa/mm) 以下 (25℃) ※針入度または圧裂係数のどちら かが規格値を満足すればよい
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207 石油アスファルト規格
	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: $\pm 12\%$ 以内 再アス処理の場合、2.36mm: $\pm 15\%$ 以内 印字記録による場合は、「舗装再生 便覧」表-2.9.5 による。
			粒度 (75 μ mふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μ mふるい: $\pm 5\%$ 以内 再アス処理の場合、75 μ m: $\pm 6\%$ 以内 印字記録による場合は、「舗装再生 便覧」表-2.9.5 による。
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: $\pm 0.9\%$ 以内 再アス処理の場合、アスファルト量: $\pm 1.2\%$ 以内 印字記録による場合は、「舗装再生 便覧」表-2.9.5 による。
		そ の 他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による
	舗 設 現 場	必 須	外観検査 (混合物)	目視	
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。	

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
再生骨材使用量 500tごとに1回。		○
再生骨材使用量 500tごとに1回。		○
再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
再生骨材使用量 500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μ mふるいにとどまるものと、水洗後の75 μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
2回以上及び材料の変化		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
同左	耐水性の確認	○
同左	耐流動性の確認	○
同左	耐摩耗性の確認	○
随時		
随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
43 プラント 再生舗装工	舗 設 現 場	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93% 以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認
・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		

寫真管理基準



写 真 管 理 基 準 (案)

1. 総 則

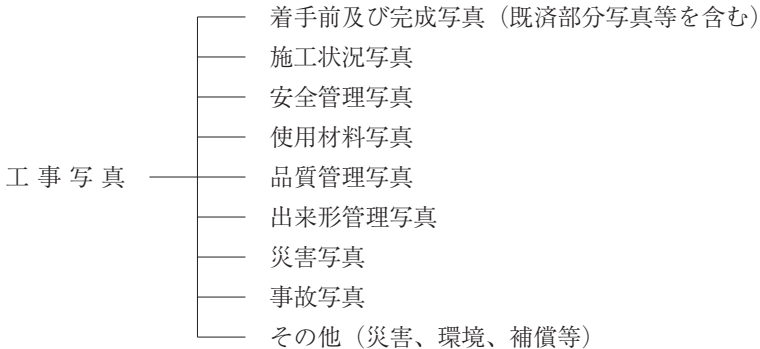
1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮 影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

撮影写真にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測 点（位置）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法

⑥ 略 図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要な事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2－3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「T S ・ G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2－4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2－5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2－6 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。
(100万画素数程度～300万画素数程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)
映像と読み替える場合は、以下も追加する。
- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。
高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間

隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2－7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認出来るよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3. 整 理 提 出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

4. そ の 他

撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和3年3月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（品質管理基準及び規格値）に示す工種番号と整合をとっている。

また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（出来形管理基準及び規格値）に示す編章節と整合を取っている。

工事写真小黑板（参考図）

工種			
位置			
寸法			
実測（設計）	() () ()	() () ()	() () ()
略図			

記入例

工種	石積用基礎コンクリート		
位置	NO46+15 m 右側		
寸法	A	B	C
実測（設計）	25.5 (25.0)	15.3 (15.0)	46.0 (45.0)
略図			

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前 1 回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後 1 回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月 1 回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に 1 回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に 1 回(写真測量に使用したすべての画像(ICON フォルダに格納)) 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナ(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナ(UAVレーザ)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)」による場合は、計測毎に 1 回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。

写真管理基準

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
			管理要領（土工編） （案）〕による場合は、 計測毎に1回 〔発 生 時〕	
安全管理	安全管理	各種標識類の 設置状況	各種類毎に1回 〔設 置 後〕	
		各種保安施設 の設置状況	各種類毎に1回 〔設 置 後〕	
		監視員交通整 理状況	各1回 〔作 業 中〕	
		安全訓練等の 実施状況	実施毎に1回 〔実 施 中〕	実施状況 資料に添 付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量	各品目毎に1回 〔使 用 前〕	品質証明 に添付す る。
		品質証明 （JISマーク表示）	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検 査 時〕	
品質管理	別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて記載			
出来形管理	別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影			
災害	被災状況	被災状況及び 被災規模等	その都度 〔被 災 前〕 〔被災直後〕 〔被 災 後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発 生 前〕 〔発生直後〕 〔発 生 後〕	発生前は 付近の写 真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害 状況等	その都度 〔発 生 前〕 〔発生直後〕 〔発 生 後〕	
	環境対策 現場環境改善費 関係等	各施設設置状 況	各種毎1回 〔設 置 後〕	

写真管理基準(品質管理)

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要		
		撮影項目	撮影頻度 [時期]			
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工）	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの		
		スランプ試験				
		コンクリートの圧縮強度試験				
		空気量測定	品質に変化が見られた場合		コンクリート舗装の場合適用	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類に変化が見られた場合			
	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
	コンクリートの洗い分析試験					
	セメント・コンクリート（転圧コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工後試験）	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時の状況（全周）の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。			
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]			
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]			
2		ガス圧接	外観検査		検査毎に1回 [検査実施中]	
3		既製杭工	超音波探傷検査		検査毎に1回 [検査実施中]	
	外観検査		検査毎に1回 [検査実施中]			
	浸透探傷試験		試験毎に1回 [試験実施中]			
	放射線透過試験					
	超音波探傷試験					
	水セメント比試験					
セメントミルクの圧縮強度試験						
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]			
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]			
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]			
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
		土の液性限界・塑性限界試験				
		含水比試験				
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]			
		粒度				
		平板載荷試験				
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]			
		含水比試験				

写真管理基準(品質管理)

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
6	アスファルト安定 処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
7	セメント安定処理 路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた 場合 [試験実施中]	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析 試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	試験を実施した合材の種類毎 に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		外観検査		
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		マーシャル突き固め試験		
		ランマー突き固め試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]	
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回	
		コアによる密度測定	[試験実施中]	
10	グースAs舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		リュエル流動性試験240℃		
		ホイールトラッキング試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析 試験		
		温度測定		
	グースAs舗装 (舗装現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1 回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用い た盛土の締固め管理要領」に よる場合は、写真管理を省略 する	
		ブルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認 められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個 所について実施 [試験実施中]	

写真管理基準(品質管理)

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	材質毎に1回	
		現場CBR試験	[試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度試験		
		多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験		
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回	モルタルを 除く
		コンクリートの圧縮強度試験	[試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを 除く
		塩化物総量規制		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]	

写真管理基準(品質管理)

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		

写真管理基準(品質管理)

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
22	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験		
		練り混ぜ水の水質試験		
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		コンクリートの単位容積質量試験		
		コンクリートの洗い分析試験		
		コンクリートのブリージング試験		
		コンクリートの引張強度試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		
23	覆工コンクリート (NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		

写真管理基準(品質管理)

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
24	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		コンクリートの圧縮強度試験		
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕	
		吹付けコンクリートの初期強度		
25	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	
		モルタルのフロー値試験		
		ロックボルトの引抜き試験	適宜	
26	路上路盤再生工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上路盤再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
27	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 〔試験実施中〕	
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定		
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
28	排水性舗装工 (プラント)	含水比試験	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	カンタブロ試験		
		温度測定		
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		

写真管理基準(品質管理)

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
29	ガス切断	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
30	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]	
31	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]	
32	視覚障がい者誘導 ブロック	輝度計による輝度比の測定	試験毎に1回 [試験実施中]	
33	鉄筋挿入工 (ロック ボルト工)	引抜試験	適宜 [試験実施中]	
34	ローブネット工	(岩部)本設アンカーの引抜試験	適宜 [試験実施中]	
		(土砂部)供試体アンカーの引 張試験		
35	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に 1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)及び地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)及び地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1 施工箇所 に1回〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1 施工箇所 に1回〔仕上げ時〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1 施工箇所 に1回〔掘削後〕 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 による場合は1工事に1回〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 5		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1 工事に1回〔施工後〕 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)及び地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	6		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1 施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回(重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回(重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	非破壊試験対象工事の場合

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所1回 〔打込前後〕	
						変位	40m又は1施工箇所1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	5		緑石工(緑石・アスカーブ)	出来ばえ	1種別毎に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5ヶ所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工(ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンに1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンに1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1 スパンに1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1 スパンに1回 〔組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに1回 〔施工時〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	数量	全数量〔製作後〕	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工(銅製フィンガージョイント)	設置状況	1 スパンに1回 〔設置後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1 施工箇所 に1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1 施工箇所 に1回 〔施工中〕	
						※幅 ※高さ	200m又は1 施工箇所 に1回 (※印は場所打ちのある 場合)〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1 施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1 施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所に 1回〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	30		集水罅工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1 回〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3		基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所に 1回〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3		基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	偏心量(鋼管 杭・掘削心)	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						根入長(鋼管 杭、ロッド)	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量、杭径(ソ イルセメント柱径)	全数量 杭頭余盛部の 撤去前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1 施工箇所に1回 〔施工中〕	
						偏心量	1 施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量〔杭頭余盛部の 撤去前、杭頭処理後〕	
						杭頭処理状況	1 施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1 施工箇所に1回 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量〔掘削後〕	
						偏心量 数量、基礎径	全数量〔施工後〕	
						ライナープレート 設置状況	1 施工箇所に1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量〔組立後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	否	1 基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1 ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し 後〕	
						載荷状況	1 基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1 基に1回〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	否	1 基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1 ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し 後〕	
						載荷状況	1 基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1 基に1回〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	否	1 基毎に1回 〔据付後〕	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1 基毎に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1 基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1 基に1回〔施工時〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工(連節 ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに 1回	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工(天端 保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに 1回	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに 1回	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるい は標高較差」を管理する 場合は各層毎1工事に1 回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔整正 後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱ア スファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔整正 後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔整正 後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるい は標高較差」を管理する 場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔整正 後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔整正 後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注 入状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるい は標高較差」を管理する 場合は各層毎1工事に1 回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔整正 後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔整正 後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さある いは標高較差」を管理する 場合は各層毎1工事に1 回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔整正 後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔整正 後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さある いは標高較差」を管理する 場合は各層毎1工事に1 回〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるい は標高較差」を管理する 場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						横膨張目地部 ダウエルバー寸法、位置	1施工箇所1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	目地段差	1工事に1回	
						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1 施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は1工 事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工)	打込長さ 出来ばえ	200m又は1施工箇所に1回 〔打込み前後〕	
			8		(ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションバイル工)	杭径 位置・間隔 砂の投入量	200m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕 全数量〔打込前後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工高さ 幅	ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
							1,000m ² ～4,000m ² につき1回、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40mまたは1施工箇所に1回〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	全数量〔削孔後〕	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

【第3編 土木工事共通編】、【共通施工】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに 1回	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第3編1-14-3吹付工 に準ずる	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕	

【第3編 土木工事共通編】、【共通施工】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1 施工箇所に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	※シミュレーション 仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1 橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	

【第3編 土木工事共通編】、【共通施工】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護欄製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は 適宜)	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に 1 回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に 1 回 〔架設中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1 工事に 1 回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	200m又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕	
						法長	200m又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	

【第3編 土木工事共通編】、【共通施工】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	6		アンカー工 (グランドアンカー等) ※引抜き耐力から定着長を決定しているもの	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	6		アンカー工 (上記以外)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	6		鉄筋挿入工(ロックボルト工)	削孔深さ	施工本数の30%以上。 ただし最少本数15本。 (施工本数が15本未満の場合は全数。)(削孔後)	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕	

【共通施工】

編 章 節 条 枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
		撮影項目	撮影頻度[時期]				
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	2	プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1 施工箇所に1 回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	3	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	4	井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1 施工箇所に1 回 〔施工中〕	
					法長 厚さ	200m又は1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	16 浚渫工	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫)	運転状況	1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	18 床版工	1	床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1 スパンに1 回 〔打設前後〕	

【第4編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材長	1 施工箇所に1回 〔製作後〕	
4 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート 工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1 施工箇所に 1回 〔型枠取外し後〕	
4 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防 止工	4		落石防止網工 (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)	幅	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
					落石防止網工 アンカー (覆式ロックネットアンカー) (ポケット式ロックネットアンカー) (ロープネットアンカー)	削孔深さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防 止工	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1 施工箇所に 1回 〔施工後〕	
4 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防 止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1 施工箇所に 1回 〔施工後〕	
4 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防 止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5ヶ所に1回 (施工前は必要に応じて) (施工前後)	
4 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁 工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	

【第4編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
4 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
4 道路 編	2 舗 装	5 排水 構造 物工 (路面 排水工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工中〕	
4 道路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ		
						<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長		
4 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4		大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5ヶ所に1回 〔施工後〕	
4 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4		大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	
4 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5		ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	
4 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5		ケーブル配管工(ハンドホ ール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	

【第4編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設 工	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5ヶ所に1回 (施工前には必要に応じて) (施工前後)	
4 道路 編	3 橋梁下 部	3 工場製 作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に 1回 [原寸時]	
						製作状況	適宜 [製作中]	
						仮組立寸法 (撮影項目は 適宜)	1脚に1回又は1工事に 1回 [仮組立時]	
4 道路 編	3 橋梁下 部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方 向) 敷幅(橋軸方 向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」により出来形管理 資料を提出する場合は、 出来形計測状況を1工事 1回	
4 道路 編	3 橋梁下 部	7 RC橋脚 工	9	1	橋脚躯体工(張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」により出来形管理 資料を提出する場合は、 出来形計測状況を1工事 1回	
4 道路 編	3 橋梁下 部	7 RC橋脚 工	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)」により出来形管理 資料を提出する場合は、 出来形計測状況を1工事 1回	
4 道路 編	3 橋梁下 部	8 鋼製橋 脚工	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
4 道路 編	3 橋梁下 部	8 鋼製橋 脚工	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
4 道路 編	3 橋梁下 部	8 鋼製橋 脚工	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1 回 [架設中]	

【第4編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
4 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	11		現場継手工	継手部のすき間	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 道路 編	4 鋼橋 上部	3 工場 製作 工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
4 道路 編	4 鋼橋 上部	8 橋梁 付属 物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1 施工箇所1回〔削孔後〕	
4 道路 編	5 コン クリ ート 橋上 部	6 プレ ビ ー ム 桁橋 工	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は 適宜)	1 橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高 さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
4 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支保 工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	40m毎に1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状況	40m毎に1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ(検 測孔)	40m毎に1回 〔吹付後〕	
4 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支保 工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80m に1断面〔穿孔中〕	
						ロックボルト注 入状況	施工パターン毎又は80m に1断面〔注入中〕	
						ロックボルト打 設後の状況	施工パターン毎又は80m に1断面〔打設後〕	

【第4編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3 4		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1 セントルに 1 回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1 セントルに 1 回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高 さ	200m又は1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	
4 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 厚 さ	200m又は1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	
4 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン パ ー ト 工	4		インパート本体工	インパート (厚さ)	40m又は1 施工箇所に1 回 〔埋戻し前〕	
						幅(全幅)	200m又は1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	
4 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	幅 高 さ	1 施工箇所に1 回 〔埋戻し前〕	
4 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1 施工箇所に1 回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	40m又は1 施工箇所に1 回 〔型枠取外し後〕	
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	
4 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1 施工箇所に 1 回 〔型枠取外し後〕	

【第4編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1 施工箇所に1回 〔設置後〕	
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1 施工箇所に 1回 〔施工後〕	
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1 施工箇所に 1回 〔施工後〕	
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1 施工箇所に 1回 〔埋戻し前〕	
4 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1 施工箇所に 1回 〔敷設後〕	
4 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m又は1 施工箇所に 1回 〔据付後〕	
4 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1 施工箇所に 1回 〔型枠取外し後〕	

【第4編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 道路 編	12 電線 共同 溝	6 付帯 設備 工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
4 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
4 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工後〕	
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
4 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	11		グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
4 道路 編	15 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に 1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は 適宜)	1 橋に1回又は1工事に 1回 〔仮組立時〕	
4 道路 編	15 道路 維持	22 橋梁 付属 物	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1 橋に1回又は1工事に 1回 〔材料搬入時〕	
						出来ばえ	適宜 〔施工中〕	
					アンカー工(橋梁耐震補強工 事)	削孔深さ	全数 〔施工後〕	
						材料	全数 〔施工前〕	

【第5編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1 施工箇所1 回 〔施工後〕	
5 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1 施工箇所に1 回 〔打込み前〕	
						幅 方向	1 施工箇所に1 回 〔施工後〕	
5 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	
5 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6		函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1 施工箇所に1 回 〔型枠取外し後〕	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6		函渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1 施工箇所に 1 回 〔巻立前〕	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に1 回 〔型枠取外し後〕	

【第5編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
5 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
5 河川編	4 水門	9 鋼管 理橋上 部工	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1 スパン に1回 〔取付後〕	
5 河川編	4 水門	9 鋼管 理橋上 部工	10	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1 スパン に1回 〔取付後〕	
5 河川編	4 水門	12 橋梁 付属物 工	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	
5 河川編	4 水門	12 橋梁 付属物 工	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	
5 河川編	4 水門	12 橋梁 付属物 工	7		検査路工	幅 高さ	1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	

【第5編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 河川編	5 堰	6 可動堰本 体工	13 14		開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	5 堰	7 固定堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に 1回 〔施工後〕	
5 河川編	5 堰	9 管理橋下 部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	

【第5編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 河川編	7 床止め・ 床固め	4 床止め工	6		本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 河川編	7 床止め・ 床固め	4 床止め工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 河川編	7 床止め・ 床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

【第6編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に 1回 〔型枠取外後〕	
6 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						据付状況	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	
6 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	
6 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	
						裏込材厚	40m又は1施工箇所に1 回〔施工中〕	
6 海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	
						基礎厚	40m又は1施工箇所に1 回〔施工中〕	
6 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕	

【第6編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕	
						天端幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石棹工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
						間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工(ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工(セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工(セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	

【第6編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m 又は 1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量 ブロックの形状 寸法	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に 1 回 〔製作後〕	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量 ブロックの形状 寸法	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に 1 回 〔製作後〕	
6 海岸編	3 海域堤防(人工リーフ、 離岸堤、潜堤)	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	200m 又は 1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	

【第7編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に 1 回 〔施工中〕	
						打継目処理 打込・養生	4 リフト毎に 1 回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	

【第7編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に 1回〔施工後〕	
7 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に 1回 〔型枠取外し後〕	
7 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
7 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
7 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所1回 〔施工後〕	
						数量	全数量〔打込後〕	

【第8編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ 打継目処理	測定箇所毎に1回 〔施工後〕 奇数ブロック毎に岩着部 中間リフトに1回	
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	2 フイ ルダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	2 フイ ルダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	2 フイ ルダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

【第8編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他				舗装工関係 ダム工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1 施工箇所につき1回 〔施工中〕	
					仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	
					仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1 施工箇所につき1回 〔巻出し時〕	
						転圧状況	転圧機械が変わる毎につき1回 〔締固時〕	
					仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械が変わる毎につき1回 〔施工中〕	
						土質、岩質	土質、岩質が変わる毎につき1回 〔掘削中〕	
						岩盤清掃状況	1 施工箇所につき1回 〔清掃前後〕	
					堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕	
						打継目処理、打込養生	8リフト毎につき1回 〔施工中〕	
					堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎につき1回 〔据付後〕	
					堤体排水工	排水孔の位置、箱拔断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎につき1回 〔据付後〕	
					堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎につき1回 〔据付後〕	
					堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1 施工箇所につき1回 〔据付後〕	
				トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1 施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	
					トンネル(矢板工法)	岩質	岩質が変わる毎につき1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1 施工箇所につき1回 〔建込後〕	
						湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
						集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1 施工箇所につき1回 〔設置後〕	
						地下排水工(管接合据付状況)		
						地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1 施工箇所につき1回 〔投入前後〕	
						矢板設置状況	岩質が変わる毎につき1回 〔設置後〕	
						グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	

【その他】

編 章 節 条 枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他	トンネル関係	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	
		セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕	
		二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕	
		二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕	
	維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕
		コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕
			目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕
			注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕
			注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕
			目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕
			局部打換、各層厚さ	各層毎100㎡に1回又は 1施工箇所に1回 〔施工前後〕
		路肩、路側路盤工	厚さ	100㎡に1回又は1施工 箇所に1回 〔施工後〕
		道路除草	出来ばえ	5kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕
		路肩整正	出来ばえ	1kmに1回
		新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工 前は必要に応じて) 〔施工前後〕
		新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5ヶ所に1 回(施工前は必要に応じ て) 〔施工前後〕
		新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5ヶ所に1 回(施工前は必要に応じ て) 〔施工前後〕
		視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕
		清掃(路面、標識、側溝、集水井)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕
		区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕
			材料使用量	全数量 〔施工前後〕
		街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕
		街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕
		街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリー ンベルト100m1回 〔施工前後〕
		街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリー ンベルト100m1回 〔施工中〕
		街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕
		排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中
		凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 施工中
			材料使用量	全数量 〔施工前後〕
		河川除草	出来ばえ	1kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕
		応急処置	処理の状況	その都度 〔施工前後〕

【その他】

編	章	節	条	枝番	工	種	写真管理項目		摘 要
							撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
その他				維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回（組立後）	
		コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況			工種種別毎に1回（施工時）			
		養生	養生状況			工種種別毎に1回、養生方法毎に1回（養生時）			

デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 デジタル工事写真の小黑板情報電子化に必要な機器の導入

- (1) デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）は、受注者が選定・調達するものとする。
- (2) 使用機器の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。使用機器の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。
- (3) 使用機器については、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）の写真管理基準（案）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していることとする。
- (4) 受注者は監督員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。
- (5) 使用機器の事例として、
URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

- (1) 受注者は、1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）の写真管理基準（案）「2-2 撮影方法」による。
- (2) 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取り扱いは、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）の写真管理基準（案）及びデジタル写真管理情報基準（国土交通省）に準ずるが、2に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

- (1) 受注者は、2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

(2) 受注者は納品時に、

URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。

(3) 提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

